

働きつつ学ぶ権利を担う経済科学の総合雑誌

経済科学 通信

998. 11 No.88

981年5月20日第4種郵便物認可
JN 0385-065X



COOP

What's NPO?

被災者生活再建支援法／ユーロ・コイン／

北アイルランド和平／失業率最悪／

環境ホルモン／中国の洪水／

回帰2年目の香港



大月書店より好評の新刊

社会経済学 Economy of Society

大野節夫著 A5判・2800円(税別)

何が、社会を再生産しているのか。その運動法則を解明したマルクス理論のパラダイム転換を通じて、個別企業の運動を軸に、現代資本主義の経済理論を再構築する。マルクス『資本論』の動学化を試みた意欲的なテキスト

コミニテルン史 レーニンからスターリンへ

マクダーモット、アグニュー著／萩原直訳 46判・5600円(税別)

ロシア革命の直後、1919年にレーニンの構想のもとに創設されたコミニテルン。本書は、世界革命の夢が破れ、コミニテルンがソ連共産党の従属物と化し解散にいたった過程を、最新資料と各国の共同研究をもとにたどる

クチンスキ一回想録 1945-1989・正統派の異端者

ユルゲン・クチンスキ著 照井日出喜訳 46判・8500円(税別)

旧東ドイツを代表する知識人による、ドイツの敗戦・東ドイツ建国からベルリンの壁崩壊までの44年間の回想録。日記や手紙をもとに綴られた多彩なエピソードは、そのまま社会主义体制崩壊の歴史の証言ともなっている

永続経済と協同組合 持続可能な21世紀を

大嶋茂男著 A5判・2200円(税別)

「浪費・投機・腐敗」の経済から脱却し、21世紀を持続可能な時代にしていくために、自然システムと共に生する新しい社会経済システムの創造が追かれている。本書は、協同組合運動の最前線から具体的道筋を大胆に提起する

統計ガイドブック 社会・経済 [第2版]

木下滋、土居英二、森博美編 A5判・3800円(税別)

5年ぶり待望の全面改訂。15章・64分野から約700にのぼる統計データの徹底検索ガイド。官庁統計・主要民間統計の調査内容と利用上の注意点を懇切に解説。あらたにインターネットのサイト一覧も加えて、さらに充実

経済・経営系 学生のための エクセル入門

角谷新一、西山賢一、御園謙吉著 B5判・1500円(税別)

エクセル97を使い、現実の社会・経済・経営関係のデータを素材として、その計算処理とグラフ化までを順をおって操作方法を説明。ほとんどが実際の画面を示しているので、どんな初心者でもマスターすることができる

経済科学通信

Letters of Economic Science

第88号（1998年11月）

TOPICS 2

被災者生活再建支援法／ユーロ・コイン／北アイルランド和平／
最悪の失業率／環境ホルモン／中国ハルピンの洪水／回帰2年目
の香港

SPECIAL EDITION
特集

What's NPO?

福祉社会の形成と非営利協同組織	川口 清史	15
特定非営利活動促進法と企業社会変革の展望	池田 直樹	21
福祉国家の再建—企業中心社会を超えて	横山 寿一	28
福祉国家の光と影	碓井 敏正	34
福祉国家の再編とジェンダー	中川 スミ	36
福祉観の転換と社会経済システム —アマルティア・センの発達概念をもとに—	吉川 英治	39
2000年代の人材育成戦略		
—公正・文化・環境を配慮した社会を目指して—	モンテ・カセム	45
現代社会批評		
映画鑑賞の弁証法	平野喜一郎	51
政治学入門		
「政治的なるもの」への挑戦—フェミニズムから政治学へ—	世登 和美	56
投稿		
近代家族論と歴史の進歩	遠山日出也	60
研究ノート		
経済学の始まり	中谷 武雄	67
書評		73
基礎科学研究所編『地球社会の政治経済学』／大西広著『環太平洋諸国の 興亡と相互依存』／小川紀著『後発国と国家資本主義—20世紀「社会主义」 とは何だったか』		
基礎研だより		80

◆「被災者生活再建支援法」の検証

阪神・淡路大震災と 政府・自治体の政策

大震災や戦争などにより社会が危機に直面したとき、その社会が抱えていた問題点や本質が浮き彫りにされる。1995年1月17日の阪神・淡路大震災（以下、大震災と呼ぶ）において、日本社会における人権・民主主義の後進性が顕在化した。

大震災は、死者約6400人、負傷者4万3千人余、家屋の全壊約10万棟、半壊約11万棟、一部損壊約23万棟、倒壊・焼失・家屋約44万5千世帯という被害をもたらした。震災被害は、震災後も継続しており、避難所などの劣悪な生活条件のために死亡した震災関連死者約600人余、仮設住宅などでの孤独死約200人余も出している。

神戸市のインナー地域における人口は、仮設住宅の郊外建設と都市計画の強行決定（1995年3月17日）による建築制限などによって、約87万人（1993年10月1日現在）から約73万人（1995年10月1日現在）と約14万人の減少となっている。このため地域に根差した経済活動が衰退し、神戸市のインナー地域における商店街・小売市場は、その売上が被災前の70%未満が約40%に（神戸市・神戸市商工会議所「被災地区商店街・小売市場調査結果」1997年1月）、完全失業率も全国の約2倍の7%に達している（1995年10月「国勢調査」）。人口減少、地域経済の衰退の傾向は、基本的には変わらず、地域コミュニ

ティの崩壊、被災住民の絶望や自殺、犯罪などの治安の悪化も進行している。したがって被災住民の生命とくらしを守り、被災地を再生させる道は、第1に、被災者が、元住んでいた地域に戻りコミュニティを復活させること、第2に、被災者の生活基盤を回復させることができる個人補償である。

第1と第2は、密接に関連している。被災者がもとの地域に戻り生活や営業を再開することは、地域のコミュニティや経済を活性化させる。そのためには、崩壊した被災者の生活や営業の基盤を回復させるための個人補償が必要となる。しかし、大震災以後、既存の災害関連の法の改正や運用と新たな立法措置、そして政府と被災自治体の政策が展開されたが、いずれも上記の第1と第2の課題に応えるものではなかった。そのことが被災住民の不幸と被災地の再生を遅らせている主な原因である。そのことを順次検証しよう。

政府と神戸市などの一部自治体は、大震災で街が焼け野原同然になった状態を「千載一遇」のチャンスとみて、都市計画の強行決定による「鉄とコンクリート」の土地区画整理事業や再開発事業に着手し、道路、港湾など産業基盤のインフラに投資を集中した。しかし震災直後の都市復旧は、火事場泥棒的に強権的に土木事業を行うのではなく、仮設住宅を被災者の従前の居住地近くに確保し、被災地地域のコミュニティや地域経済の再建に尽くすことが必要であった。住民のイニシアチブで半恒久使用

に耐える住宅も被災市街地に建つように、被災者への個人補償、必要な補助金、融資の手当が求められていたのである。そして本格的な都市の復興は、住民が震災で被った打撃が相当程度癒えてから、20~30年位かけてゆっくりつくるべきであった。特に被災者への個人補償は、被災した住民と地域の自力復興を速やかに実現させる、つまり被災者への個人補償は、被災者の生活と生業の土台を回復して都市生活の復旧を実現する。さらに都市生活の復旧を基礎に都市基盤の復興がなされるならば都市全体の復興が着実に進むのである。しかし、今回、制度化された個人補償は、きわめて不十分で被災者救済に程遠いものであった。次にそれを検証しよう。

「被災者生活再建 支援法」の検証

1998年5月、大震災から3年余にして「被災者生活再建支援法」が、共産を除く自民・社民・さきがけ・民主・公明・自由の6党の賛成で可決された。この法律は、政府と与党及び被災自治体の一部首長などが、一貫して「私有財産のもとでは公的個人補償はできない」姿勢を取り続けて来たのに対して、被災地の粘り強い運動と全国的な支援の結果、成立したものである。この法律は、きわめて不十分であるが、事実上、被災者の生活再建に公的補償を認めた点に意義あるものと言える。しかし、次のような大きな問題点をもっている。

第1に、この法律では、実質的に生活の再建に役立たず、被災者

は救済されないということである。なぜなら、この法律は、被災地すでに実施されている復興基金の「生活再建支援金」(62歳以上、48~150万円)を「立法化」したものであり、「生活再建支援金」では生活の再建が不可能であることが、すでに明らかになっているからである。

第2に、同法律は、阪神・淡路大震災被害者は対象から除外し、同被災者に対し、「相当程度の支援措置」を求めているに過ぎない。

第3に、対象者がきわめて限定されていることである。全被災者

95万4千世帯のわずか8.3%，7万9千世帯に過ぎない。恒久住宅へ移った人だけを対象にし、仮設住宅の世帯は除かれている。全壊世帯と半壊世帯で取り壊しをおこなった世帯が対象で、半壊で修理した世帯は対象とはならない。

第4に、収入要件が厳しく、金額もきわめて不十分である(表1)。

第5に、生活再建支援金、中高年自立支援金をすでに受給している人は、同法律ができることによる残額を受け取ることができるに過ぎない。

第6に、今後の大災害被災者に

対しても、「雲仙・奥尻」被害の支援金の10分の1の水準である阪神・淡路大震災と同程度の支援しか行わないことを立法化した。

第7に、法案審議における民主主義的手続きの問題である。参議院では、継続審議の2法案(表2のA案、B案)を放置し、自民党が密室協議で同党私案(表2のC案)を、共産党を除く6会派の共同提案として、同法案を衆議院に回し可決していたのである。被災地と全国の有識者は、被災者に役立つ内容への改善と十分な審議そして被災地での公聴会の開催などを求めたが、無視されたのである。

このようなきわめて不十分な法律であるため、抜本的な改善が求められるが、被災自治体独自の取り組みとして、今ある9千億円の復興基金(被災者の自立や住宅再建などの支援を目的に創設された)を全額被災者の支援につぎ込む方法など、被災者の救済のためにでき得る施策を探るべきであろう。

(池田 清 北九州大学)

表1 被災者自立支援金

年 収	世帯主の年齢等	支給額(万円)	
		複数世帯	単身世帯
500万円以下	全年齢	100	75
500万円超 700万円以下	45歳以上か 要援護世帯	50	37.5
700万円超 800万円以下	60歳以上か 要援護世帯	50	37.5

表2 公的支援法案の概要

	A 案	B 案	C 案
名 称	災害被災者等支援法案 (参院有志議員)	阪神・淡路大震災被災者支援法案 (旧新進、民主、太陽)	被災者生活再建支援基金法案 (自民)
対象災害	阪神大震災を含む災害救助法適用災害など	阪神大震災	市町村で10戸、都道府県で100戸以上の家屋損壊の災害
支給上限 (世帯制限)	全壊500万円 半壊250万円 (政令で定める所得未満)	全壊100万円 半壊60万円 (所得1000万円未満)	全壊100万円 (年収500万円以下)
財 源	国1／2 都道府県と市町村各1／4	国	都道府県出資の基金 国が支給費用の半額補助
提 出	1997年5月の通常国会	1997年12月の臨時国会	今通常国会に提出予定

◆ユーロ・コインの表と裏

1998年5月2日のブリュッセルでの欧州理事会（欧州首脳会議ともいう）で、ユーロに最初に参加する11カ国（アイルランド、ポルトガル、スペイン、フランス、ドイツ、ベルギー、オランダ、ルクセンブルク、オーストリア、イタリア、フィンランド）がついに決定した。参加各国では翌年1月1日より順次ユーロへの切り替えが行われる。遅くとも2002年7月1日にはユーロのみの流通となる。

最近の欧州通貨統合に関する論調からすれば、通貨危機のアジアや金融不安の日本を尻目に順風満帆の感があるが、果たしてそうだろうか。制度をみてみれば、なるほど確かにユーロは安定通貨となるだろう。ユーロに参加できるのは、EU加盟国の中でも選ばれた（基準を満たした）国だけで、インフレ率が高かったり、財政赤字が大きい国は入れてもらえない。また、ユーロを司る欧州中央銀行

(European Central Bank。以下、ECB)には、物価安定を第一に金融政策をおこなうことと、そのために政治からの独立のお墨付きが与えられている。とともに、「EUの憲法」ともいわれるマーストリヒト条約（欧州連合条約。これの発効によってEUが発足した）に明記されていることである。

しかし、表があれば裏もある。ユーロ参加国決定のプロセスに、ユーロの今後が見え隠れする。

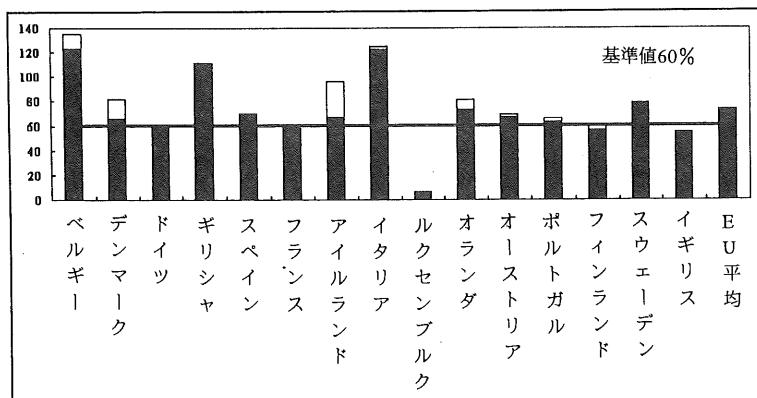
イタリア参加のからくり

ユーロに参加するためには、条件が課せられていた。それはマーストリヒト条約での5つの経済収斂基準である。すべてを満たす必要があったのだが、とりわけ達成困難だと考えられていたのが財政に関する2つの基準であった。①単年度の財政赤字がGDPの3%以下であることと、②政府債務残高

がGDPの60%以下であること、である。そして、この基準達成の認定、言い換えれば、参加国の決定は、欧州委員会とEMI（欧州通貨機構。この6月よりECBに改組された）のレポートをもとに、欧州理事会がおこなうことになっている。冒頭のブリュッセルでの欧州理事会がそれである。欧州理事会とは、EU加盟各国首脳によって構成される首脳会議のことであり、政治的には事実上の最高意志決定機関といつてもよいだろう。

達成が困難だと考えられていたのは、マーストリヒト条約が発効した93年以降、欧州は不況のまっただ中にあったからである。通貨統合の主役であるフランスやドイツでさえ、96～97年には過去最高の失業率や倒産件数に悩まされ、財政基準の達成が危ぶまれた。不況や高失業率に対して財政拡大政策がとれない一方で、福祉制度や年金、医療、公務員数などの行財政改革に迫られるからだ。これは、政治的な危機に直結する。実際にフランスでは97年6月の国民議会

図1 EU各国の政府債務残高比率（対GDP比%，1997年末）



注) 棒グラフの白い部分は、1993年から97年の間でのピーク値からの減少分。

出所) European Commission, *Convergence Report 1998*.

選挙で与党が敗北、保革共存政権が誕生したことは記憶に新しい。

このような状況の中でも、これら11の国々は収斂基準を達成したことになる。ところがそうとはいいきれない。論より証拠、表1をみていただきたい。これは、上記の財政基準の②、すなわちEU15カ国の政府債務が1997年末でのくらい残っているかをGDP比で表したものだ。欧州委員会のレポート（参加国決定の判断の拠り所となるもの）からの抜粋である。参加11カ国のうち、とりわけベルギーとイタリアは基準の60%を大きく上回り、120%を越えている（ベルギー122.2%，イタリア121.6%）。特にイタリアの場合は、ユーロ税（参加が達成された後、徴収したうち約6割を還付するという、財政基準を達成するための特別税）を導入するという「荒技」を使って、この結果である。

それでは、なぜ参加が認められたのか。それには「からくり」がある。というのも、この基準の達成の判断には、拡大解釈の余地が与えられているのである。財政赤字や政府債務が基準値を超えている場合でも、継続的に減少し、基準値に近づいてきていると判断されれば財政規律は守られているとみなされることがある（マーストリヒト条約、第104c条2）。

では、イタリアの政府債務は「継続的に」減ってきたのか。1994年以降、120%を越えたところで推移していて、とても減少しているように見えない。しかし、同じレポートの中で、欧州委員会は、ピークの94年（124.9%）以降「毎年減少を続けている」と評価した。そして、今後も政府債務の減少が

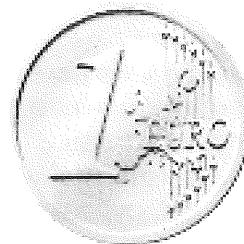
見込めるとして、他の基準の達成状況とも合わせて、「イタリアは十分持続的に収斂を達成してきた」とみなすのである。ベルギーについてもほぼ同様の評価だが、まだ、こちらの方はピークが93年の135.2%だった分、減少しているといえなくもない。

通貨統合の政治経済学

つまりは、参加国の決定は、拡大解釈を最大限利用した欧州委員会の評価をもとに、欧州理事会がお墨付きを与えた、ということによっておこなわれたのである。欧州委員会は通貨統合の実現と加盟国との結束を維持するためにできるだけ多くの国を参加させたかった。では、欧州理事会での各國の思惑はどこにあったのだろうか。それを考える鍵は独仏にある。これまで通貨統合を推進してきたのが両国で、いわゆる独仏枢軸と呼ばれる。しかし、吳越同舟、思惑は同じところにあるかといえばそうではない。

マーストリヒト条約で、収斂基準が設けられた、つまり、参加できる国とできない国とに分けられることになったのは、ドイツ、とりわけブンデス銀行の意向が反映したためであるといわれている。収斂基準の厳格な適用を主張し続けたのもブンデス銀行であった。基準の厳守こそがユーロをマルク並の安定した強い通貨にすると考えられたからである。また、ドイツ政府にとっては、戦後復興のシンボルであるマルクを手放すことに対する反対のドイツ国民に対する説得材料ともなったからである。

これに対して、できるだけ参加



EUのホームページ
(HTTP://EUROPA.EU.INT/)から転写した1ユーロ貨幣。果たしてその裏はどうなっているのか？

国を増やしたいと考えていたのはフランスであった。通貨統合によって、参加国は通貨発行主権を失い、金融政策や財政政策の自立性が大きく制限される。それらの権限は超国家機関であるECBに移ることになるわけだが、ECBを通じて歐州全体の金融政策のイニシアティブを握りたいというのが、フランスの統合戦略だからである。ECBは、ECB総裁らと下部組織となる各國中央銀行総裁によって政策が決定されるが、加盟国が多ければ多いほど、フランスは自国の利害をECBの政策に反映できると考えているのだ。そのために、フランスと経済政策スタンスが近いイタリアの参加はフランスにとって欠かせないことだったのである。

これにとどまらず、フランスはもっと露骨だ。ブリュッセルではECBの総裁も決定したが、その総裁の二代目にフランスの中央銀行総裁であるジャンクロード・トリシェをねじ込んだのである。初代総裁はEMI総裁であり、「インフレファイター」として有名なドイセンベルクが選出された。しかし、フランスは、彼の任期8年のところを半分とし、残りの任期をジャンクロードが務めるという形で押

し込んだのであった。ECBのこれからに暗雲が立ちこめる。

通貨統合が現実のものとなろうとしている今、ユーロの前途に対して楽観的な見方が強い。しかしそれも、欧州全体の景気が上向きであることや、アジア通貨危機や

アメリカ景気の先行き不安といったことからくる、相対的なものである。構造的な失業問題などユーロの恩恵をすべての人々が享受できるか疑問であるし、欧州景気が後退したときにどうなるのか。ユーロをめぐる駆け引きは、これか

らが本番。すべてのコインがそうであるように、ユーロにも表があれば裏もあるのである。

(福田昭良 八戸大学)

◆北アイルランド和平 —現在、過去、未来—

はじめに

1998年は、アイルランドにおける反英闘争が始まって200年目をむかえる。8月8日、カトリック系住民のコミュニティがあるベルファスト西部地区では、1798年に起こった「ユニテッド・アイリッシュメン」の蜂起を記念する碑が建立され、その除幕式が行われた。そこには、シンフェイン党（アイルランド共和軍の政治部門）のジエリー・アダムズ党首の姿もあった。碑の建立にあたって、アダムズ党首は、英国との「戦争」はまだ終わっていないとしつつも、和平の達成のための具体的な提案を出す用意があると挨拶した。

1998年の4月10日、30年におよぶ北アイルランド紛争が和平にむけて大きく動きだした。いわゆる「グッド・フライデー合意」（以下、「合意」）の成立である。これは、1996年6月に発足した「円卓会議」が出した北アイルランド和平をめぐる一つの結論である。ユニオニストとそれに対立するナショナリスト諸勢力が同じテーブルの上で

和平について話し合う場を持ったことは、北アイルランド紛争史上初めてのことであった。それには、1997年7月のアイルランド共和軍（IRA）の「休戦」が一つのきっかけとなつたことは言うまでもない。ここで言うユニオニストとは、プロテスタンント系住民を中心に、英國領内に留まることを求める勢力のことである。一方、ナショナリストとは、英國からの分離とアイルランド共和国との統一を求める勢力であり、その大部分はカトリック系住民によって構成されている。

「合意」の賛否をめぐる国民投票は、5月22日に北アイルランド6州とアイルランド共和国で実施され、圧倒的多数の賛成票を獲得した。これを受けて、6月25日には北アイルランド地方議会選挙が行われ、「合意」を支持するアルスター・ユニオニスト党（UUP）が26議席を、シンフェイン党は18議席を獲得した。

北アイルランド紛争の沿革

北アイルランドとは、アイル

ンド島32州のうちベルファストを中心とするイギリス統治下にあるアルスター地方のアントリム州、ダウン州、アーマー州、ファーマナー州、タイロン州、ロンドンデリー（カトリック系住民はデリーと呼ぶ）州の6州を指す。

北アイルランド紛争を考える場合、1800年にアイルランドの直接統治に乗り出した英國が1921年のアイルランド統治法により、相対的にプロテスタンント系住民の多いアルスター地方の6州を切り取る形でアイルランドを南北に分割したことによる直接的原因がある。北アイルランド紛争は一般的に、プロテスタンント系住民とカトリック系住民との対立として描かれる場合が多い。現在、北アイルランドでは、プロテスタンント系住民は50.6%であり、カトリック系住民は38.4%である。両者の間には、政治的にも経済的にもプロテスタンント系住民の優位という問題があり、カトリック系住民の公職からの排除や雇用差別、居住地域の棲み分けなどの深刻な問題が存在している。

この宗派的対立は毎年、7月と8月にユニオニストが行う「オレンジ結社パレード」に象徴されている。このパレードは、プロテスタンントの英國王ウィリアム3世が、1690年7月12日、英國での権力奪還を図るカトリックのジェイムス

2世をボイン河の戦いで敗北させ、8月12日にはジェイムス2世によって包囲されていたデリー市を解放したという歴史を根拠としている。しかし、これは、プロテスタン系住民がカトリック系住民に対する政治的優位を誇示するためには、この戦勝日を祝うものであり、プロテスタン系住民のアイデンティティを鼓舞する意味を持っている。このパレードがカトリック系住民の居住地域を横切る場合が多く、両派の衝突のきっかけにもなっている。

「グット・フライディ合意」とは何か

今回の「合意」の主な内容を要約すると、(1) 北アイルランドが英國領内に引き続き留まるのか、それともアイルランド共和国と統一アイルランドを形成するのかという問題は、北アイルランド住民の大多数の自由な選択に委ねされること。(2) 北アイルランド地方議会の新設。(3) 新設の北アイルランド地方議会とアイルランド共和国議会の代表者で構成される「南北評議会」の設置。(4) 北アイ

ルランドの領有をうたったアイルランド共和国憲法第2条および第3条を修正すること、などである。この「合意」の性格は、北アイルランド紛争を解決するための枠組みに関するものであり、ここに示された枠組みの中で、紛争の温床となってきたプロテスタン系住民とカトリック系住民との間にあら社会的矛盾(失業問題、宗教上のハラスメントなど)を段階的に是正していくというものである。「合意」を実質化する過程において、プロテスタン系住民とカトリック系住民の融合をいかに実現するかという難しい問題が存在している。また、過激派組織の武装解除と政治犯の釈放という問題も依然残されたままである。

これまで、1973年の「サニングデール協定」、1985年の「英國・アイルランド共和国合意」、1993年の「ダウニング街宣言」、1995年の「和平への枠組み文書」の提案など、北アイルランド和平を希求する努力が行われてきた。しかし、こうした努力にもかかわらず、1969年以来のIRAによるテロ活動は和平への道に深刻な影を落してきた。だが、和平を阻んできたのは、必

ずしもIRAを中心としたナショナリスト系過激派だけではない。かつて「シャンキル街の屠殺人」とよばれたプロテスタン系過激派の動きも無視することはできない。英國政府は、1969年から95年までに3196人が両派の政治的暴力によって殺害されたと報告している。そして、現在も、わずか人口約160万人の北アイルランドには、1万7500人の英國軍兵士が駐留している。

和平への道

8月15日、北アイルランド西部の町オマーで、「合意」に反対するナショナリスト系過激派「真のIRA」による爆弾テロが起こった。それは28名の犠牲者を出すという紛争史上最悪の結果となった。他にも武装闘争を展開している組織にアイルランド民族解放軍(INLA)とIRA継続派(CIRA、シン・フェイン共和派の軍事部門)がある。しかし、19日に「真のIRA」が「軍事行動の停止」を発表したのを契機に、INLAが22日に「休戦」を宣言した。すでにプロテスタン系過激派ロイヤリスト義勇軍(LVF)が8日に「休戦」を宣言している。こうした情勢のなかで、今回の「合意」の行方は、シンフェイン党だけでなく、プロテスタン系過激派に強い影響力を持ち、「合意」に反対の姿勢を示している民主アルスター党(DUP)などの諸勢力が、こうした過激派組織の動きを掌握し「休戦」を維持できるかどうか、そして武装解除にむけて努力する姿勢を積極的に示すかどうかにかかっていると言えよう。

(南野泰義 立命館大学)



プロテスタン系過激派の暴力に抗議するカトリック系住民
(1998年1月撮影、ベルファスト)

◆調査開始後最悪の失業率

失業率4.3%

日本の完全失業者はバブル好況期の1990年に年間平均134万人、失業率2.1%にまで減少したが、それ以降、増加を続け94年に192万人(2.9%)、95年210万人(3.2%)、96年225万人(3.4%)、97年230万人(3.4%)と上昇をつづけた。消費税引き上げ(97年4月)、医療保険制度改悪(同年9月)による消費不況の深刻化にともない、同年秋以降、失業状況はさらに悪化した。完全失業者は98年2月246万人、3月277万人、4月290万人と増え続け、5月には過去最高の293万人を記録した。その後、6月(284万人)、7月(270万人)にかけてやや減少したが、後述のようにこれはけっして雇用情勢の改善を示すものではない。

また、完全失業率(季節調整値)は、97年10月(3.5%)以降じわじわと上昇を続け、98年4月に初めて4%台に達し、6月には4.3%を記録した(男4.3%、女4.2%)。7月には幾分下がったものの(4.1%)、依然として4%台が続いている(以上、図1参照)。1年以上の長期失業者が年々増加傾向を示していることも最近の特徴で、完全失業者全体の20%を超えている。

**離職失業者の増加、
世帯主失業のもたらすもの**

大企業から中小企業までリストラをおしそうする状況下にあって、離職したため失業した完全失業者

(「離職失業者」)が増加している。総務庁「労働力調査特別調査」(毎年2月に実施)によれば1997年2月の完全失業者230万人のうち離職失業者は154万人(67.0%)、98年2月では246万人のうち165万人(67.1%)に上っている。

離職失業者のなかで「非自発的理由」によって前職を離職した者の比率が年々上昇していることもリストラを反映している。98年2月時点を見ると、離職失業者165万人のうち「人員整理・会社倒産など、事業不振など先行き不安」(34万人)、「勤め先や事業の都合」(17万人)、「定年」(25万人)などの非自発的理由による離職者は76万人(前年比14万人増)に達した。

また、リストラが中高年男子を直撃していることを反映して、世帯主の完全失業者が増加していることも最近の特徴である。そのため、これまで「非労働力人口」に

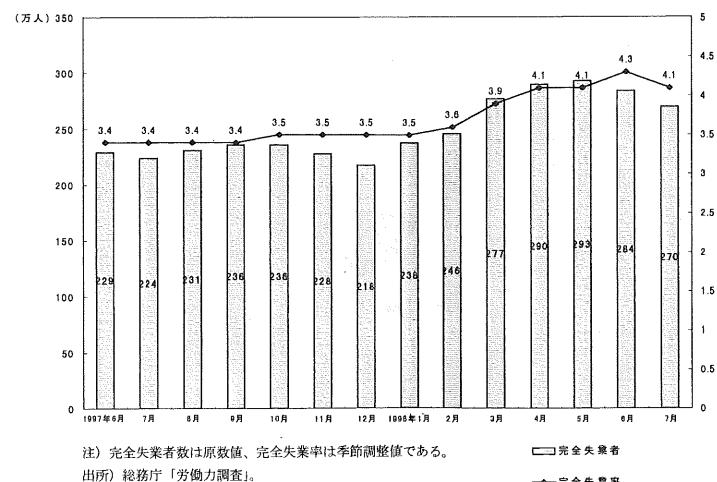
カウントされていた配偶者やその他の家族が仕事を求めて就労機会をうかがう傾向を強めているが、これはまた失業者の増加に拍車をかけている。97年秋以降の完全失業者の急増は、世帯主の離職失業と世帯員の求職活動の増加の相乗作用によるものと思われる。

潜在的失業者の動向

「労働力調査」のなかで完全失業者ではなく「非労働力人口」にカウントされていても、就業意欲をもっている人たちが多数存在している。

98年2月の「労働力調査特別調査」では、就業を希望しているが「適当な仕事がありそうにない」と考え求職活動をしていない人が410万人、そのうち「仕事があればすぐつける」という人が126万人いた。なかでも過去1年間に求職活動をしたことがある人が45万人にのぼっている。この人たちが「労働力調査」期間中に求職活動を行いは

図1 最近の完全失業者数及び完全失業率の推移



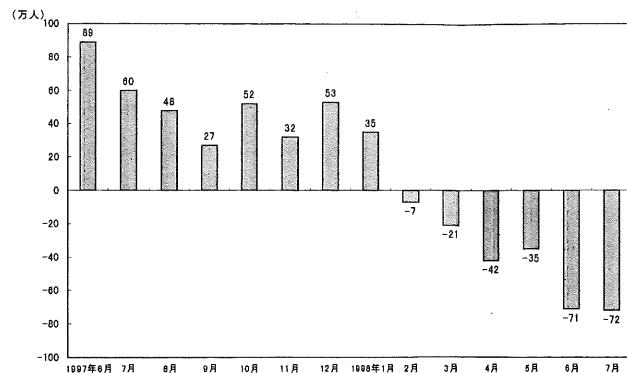
じめると完全失業者に繰り入れられため、完全失業者はさらに増加する。反対に求職活動をしてみたものの、なかなか仕事がありそうもないことがわかってくると、仕事さがしを断念する人も増える。そうなると「非労働力人口」にカウントされるため、完全失業者は減少する。

完全失業者が98年5月の293万人をピークに6月（284万人）、7月（270万人）と低下傾向を見せていくのは、いったん求職活動を開始した家族世帯員が仕事を見つけることが難しく求職活動を断念して再び「非労働力人口」にもどったためである。完全失業者の減少とともに「非労働力人口」が再び増加している（6月3823万人にたいし7月3871万人）ことからも以上の事態がうかがえる。したがって、失業状況は完全失業者だけではなくることは不十分で、「非労働力人口」の動きをもあわせて考える必要がある。

減少傾向を見せる就業者数、雇用労働者

総務庁「労働力調査特別調査」（毎年2月実施）によれば雇用労働者総数は1988年2月から98年2月までの10年間に4132万人から4967万人へ、835万人も増加した。これはこの間の15歳以上人口増によるところが大きいが、同時に「自営業主・家族従業者・内職者」が10年間で300万人以上も減少したことを考えると、その相当部分は雇用労働者に転じたものと思われる。

図2 就業者の対前年同月増減数の推移



出所) 図1と同じ。

雇用労働者増加の中身をみると正規雇用（417万人）を非正規雇用（418万人）がわずかながら上回っているが、ともかくもこの10年間雇用労働者が増加しつづけたのである。

ところが今年に入ってからこの基調に変化がおこっている。98年2月以降雇用労働者だけでなく、自営業主、内職者、家族従業者を含む就業者全体の対前年同月増減数が減少しつづけている（図2）。このことは自営業などを含め就業機会が全体として縮小傾向にあることを示している。これはまた完全失業者の増加を加速している。

7月の就業者数は前年同月比72万人減少したが、そのうち非農林業雇用労働者（5338万人）は前年同月比で55万人減少した。そのなかでも常用雇用の前年同月にたいする減少幅が拡大傾向にあるのにたいし（7月は68万人減）、臨時雇いは前年同月比で23ヶ月連続して増加している。雇用機会が減少す

るものでも不安定雇用はあいかわらず増え続けている。

なお、総務庁の「労働力調査」と同時に発表される労働省の「一般職業紹介状況」（パートを含む）によれば、98年7月の有効求人倍率（季節調整値）は0.50倍と過去最悪を記録した。つまり求職者2人にたいして求人は1件しかないことを意味している。実際にはこれに職種、年齢などのミスマッチ要因が加わるため現実の就職はさらに厳しくなる。

このような失業情勢の悪化と雇用不安の増大は消費の抑制を一層強め、このことが不況をさらに長期化し、再び雇用不安を増幅するという悪循環をもたらしている。

（注）総務庁「労働力調査」、『平成10年2月労働力調査特別調査報告』（日本統計協会）、「週刊労働ニュース」1998年8月31日付などを参照した。

（伍賀一道 金沢大学）

◆環境ホルモンの危険性

環境ホルモンとは何か

昨年、これまで認識されていなかった新しい環境問題が浮かび上がり、注目を浴びている。それが環境ホルモン汚染である。環境ホルモンは、学術的には、外因性内分泌攪乱化学物質と呼ばれている。環境ホルモンという言葉自体は、昨年、NHK制作の『サイエンスアイ』(1997年5月放映)の中で、横浜国立大学の井口泰泉教授によってはじめて用いられ、その後、社会的に利用されるようになったものである。日本で、環境ホルモンの問題が、一般に知られるようになったきっかけは、シア・コルボーン、ダイアン・ダマノスキ、ジョン・ピーターソン・マイヤーズ『奪われし未来』の出版による¹⁾。そして、最近では、このテーマに関する数多くの出版物が出されるなど²⁾、ほとんどの人が環境ホルモンという言葉を様々な形で耳にするようになった。だが、環境ホルモン汚染の実態や、問題の所在についてまだ社会的に十分に認識されているとはいえない状況にある。

そこで、ここは簡略に環境ホルモンとは何か、その人体・生物への影響に限定して考えてみたい。

まず、環境ホルモンとはそもそも何かを見てみよう。

ホルモンは、人間でいえば、精巣、卵巣、臍臓、副腎、甲状腺、副甲状腺、胸腺といった器官でつくられ、体内の様々な作用を誘発する化学メッセンジャーである。たとえば、女性の場合なら、卵巣

からは卵子の他に生体内のホルモンであるエストロゲンが放出され、血液により子宮へと送られ、そこで妊娠に備えて子宮内組織の増殖を促す。

これに対して、環境ホルモンとは、生体内でホルモンと同様の機能、特にエストロゲン同様の機能を果たし、生体を攪乱する様々な人口化学物質を総称したものである。厳密に言えば、「生体の恒常性、生殖、発生、あるいは行動に関与する種々の生体内ホルモンの合成、貯蔵、分泌、体内輸送、結合、そしてそのホルモン作用そのもの、あるいはそのクリアランス、などの諸過程を阻害する性質を持つ外來性の物質」³⁾と定義されている。

しかも、環境ホルモン汚染の深刻さは、きわめて微量でも重大な影響を及ぼすということにある。その量は、ダイオキシンを例にすれば、1ppt (1兆分の1) という単位である。これは50メートルプールに満たされた水に対して、わずか1滴の比率である。なぜ、環境ホルモンは、微量で人体に影響を及ぼすか。それは、人体の有機的に制御された情報伝達機能を攪乱するからである。情報の攪乱によって、人体の様々なメカニズムに誤動作を起こさせる。それゆえ、微量でもきわめて重大な影響を人体に及ぼすことになり、これまでの化学物質の安全性という考え方方が全面的に見直しをせまられている。

環境ホルモンとして作用する化学物質は、すべて特定されているわけではないが、ノニルフェノール類、ビスフェノールA、フタル酸

類、PCBおよびダイオキシン類など、環境庁のまとめでは、67物質群があげられている⁴⁾。しかし、現在世界の市場に出回っている合成化学物質約10万種類、毎年千種類もの新製品が厳格な検査もされないまま市場に投入されている状況から見れば、環境ホルモンとして作用する化学物質の確認は、いま始められたばかりという状況にある。

次に、具体的に環境ホルモンの動物や人体への影響を見てみよう。

生殖障害をもたらす 環境ホルモン

すでに明らかにされてきた最も深刻な問題は、環境ホルモンが生殖障害を引き起こすということにある。

環境ホルモンの貝への生殖障害に関する環境研究所の堀口敏宏主任研究員の調査研究により⁵⁾、巻き貝の一種であるイボニシのメスがオス化している実態が解明された⁶⁾。1990年から3回にわたり北海道から鹿児島までの全国各地の沿岸97地点でイボニシのメスを採取した調査の結果、94地点で採取されたメスのほとんどにオスの象徴であるペニスと輸精管ができることが分かった。イボニシなど海に住む巻き貝のメスにペニスができる現象はインポセックスと呼ばれ、欧米諸国をはじめとする世界各国でも見られるが、採取したメスのほとんどすべてにインポセックスが起こっていたというのは日本だけではないか、と堀口氏はコメントしている。インポセックスになればただちにメスとしての機能を喪失してしまうわけではない。だが、症状が重くなると、イボニシ

などでは輸精管が輸卵管の出口をふさいでしまうため卵を生めなくなる。これによってイボニシがすぐに絶滅してしまうということではないが、繁殖への悪影響を否定することはできない。

イボニシにインボセックスをもたらした環境ホルモンは、有機スズであると実験で確かめられている。有機スズは、船底にフジツボや海藻が付着するのを防ぐために塗料に混合して使用されている化学物質である。有機スズは、様々な規制が設けられているが使用そのものが全面禁止されているわけではない⁷⁾。そのため、非常に微量ではあるが海水中に溶けだし、イボニシに生殖障害を引き起こしてきた。

環境ホルモンは、巻き貝だけでなく他の生物にもこうした生殖障害を引き起こすことが分かってきた。もちろん人間も例外ではない。

ニールス・スカッケベック博士率いるデンマークの研究チームによって、人体への環境ホルモンの影響の一端が明らかにされてきた⁸⁾。このデンマークの研究グループは、北米をはじめ、ヨーロッパ、南米、アジア、アフリカ、オーストラリアに及ぶ20カ国で約1万5千人の男性の精子数を調査するものであった。なお、この調査の中で極端に精子数の少ない男性と病気にかかっている男性は対象外とされている。

研究グループの調査によれば、精子数の平均は、1940年に精液1ミリリットル当たり1億1300万個だったものが、1990年には、わずか6600万個まで落ち込んでしまっている。同じく、精液の量も25パーセント減少していたことから、結

果として実質的な減少率は、50パーセントになる。イギリスやフランスの調査でも同様の傾向が明らかにされている。日本でも、精子数の減少傾向の問題は、帝京大学や慶應大学などの調査により確認されている。これらの調査で、精子数の減少だけでなく、精子の運動能力の減退傾向、奇形の精子の増大が明らかにされてきた⁹⁾。

もちろん、環境ホルモンだけを原因因子とする考え方、あるいはその事実について多くの疑問が寄せられている。だが、動物実験による因果関係の裏付けや、実態調査の進展により、人類の生殖能力が環境ホルモンによって脅かされていることは、いまや誰の目にも明らかな現実となろうとしている。事実の確定にとどまり、いたずらに事態を深刻化させることは、こうした問題では許されない。

環境ホルモンは、生殖障害だけでなく、神経障害などを引き起こすことが動物実験によって確かめられている¹⁰⁾。すなわち、胎児期に環境ホルモンによって曝露されると、学習障害、注意散漫、多動症そしてストレスへの過剰反応（いわゆるキレル状態）などが発現することが明らかにされている。ただ、マウスなど動物実験で立証されても、人間に対して実験し得ないため、人体への因果関係を確かめることはできないが、環境ホルモンがこうした症状を人間にに対してもたらしている可能性は非常に高い。

環境ホルモンは、人間の生体機能を蝕み、社会性を維持する機能までも奪いつつある。いま、具体的な対策を講じなければ、われわれの世代が、子供たちのあるいは

身近なごからはじめよう 環境ホルモンイラスト雑誌ブック Beaubaus Monk



誰もが始めてる家族を守る方法
生まれてくる子供たちへのセーフティ・マニュアル

環境ホルモンの危険性を訴える著書

これから生まれてくる人たちの未来を奪うことになる。

注

1) シーア・コルボーン、ダイアン・ダマノスキ、ジョン・ピーターソン・マイヤーズ『奪われし未来』(翔泳社、1997年9月)。同様にデボラ・キャドバリー『メス化する自然』(集英社、1998年2月)も環境ホルモン汚染の実態を最初に明らかにした文献である。

2) 井口泰泉『生殖異変』(かもがわ出版、1998年5月)、田辺信介『環境ホルモン』(岩波ブックレット、1998年6月)、立花隆『環境ホルモン入門』(新潮社、1998年7月)などがある。ダイオキシンについては、宮田秀明『よくわかるダイオキシン汚染』(合同出版、1998年3月)、長山淳哉監修『ダイオキシン汚染列島日本への警告』(かんき出版、1997年9月)を参照されたい。

3) 環境庁リスク対策検討会監修『環境ホルモン』(環境新聞社)、3ページ。

4) 環境庁インターネットホームページ、<http://www.eic.or.jp/eanet/Kmain.html>より。

5) この調査研究の内容については、『しんぶん赤旗』1998年1月21日(水)を参照した。

6) 他の生物では、女性ホルモンの働きをするエストロゲン様化学物質が多いため、オスがメス化す

る事例が多い。デボラ・キャドバリー、前掲書、井口泰泉、前掲書や立花隆、前掲書などを参照されたい。

7) 有機スズの種類・分類、規制の内容については、化学工業日報社『21世紀の環境対策技術』(1992年7月、化学工業日報社)、176から186ページを参照されたい。

8) シーア・コルボーン他、前掲書、262から280ページ参照。

9) NHK制作「クローズアップ現代」1998年5月22日(金)放映、「環境ホルモン汚染」が詳しい。

10) シーア・コルボーン他、前掲書、280から295ページ。

(佐古井一朗 所員 姫路工業大学)

◆中国ハルピンの洪水と財産保険

洪水との戦争

1998年の夏、全世界的に異常気象を原因とする洪水が猛威をふるった。中国でも建国以来といわれるような洪水が多くの被害をもたらした。浸水や冠水による被災者2億2千3百万人、死者が3千人以上、被災総額1千6百6十億元(日本円約2兆6千億円)などと言われている。

丁度、私は8月16日から1週間、

「悪魔の飽食」コンサート中国公演のため、中国ハルピンと瀋陽を訪れたが、黒竜江省松花江の氾濫ではたしてハルピン市内は無事か心配しながらの旅となった。「悪魔の飽食」コンサートとは、森村誠一氏が取り上げた731部隊の残虐さわまる戦争犯罪告発のドキュメントを池辺晋一郎氏が合唱曲にしたものである。

ハルピン空港到着間際に、飛行機の窓から眼下の光景には、松花江がまさしく農家をのみこんで流

れている所もあったが、流れはゆるく道路もみえ隠れする状態で、市内は大丈夫との情報もあり、ほっとしたものである。

現地の新聞では連日大きく洪水の報道が続いていたが、洪水を防ぐために犠牲になった人民軍の若い兵士の記事が大きく取り上げられたりしていた。ハルピン市内では、松花江の氾濫が市内に流れ込まないよう、必死の作業が続いている、19日のハルピンでのコンサート公演には、プログラムにあいさつを寄せられた省長(知事)が洪水の陣頭指揮のために来られなくなり、代わりに副省長があいさつに来たり、国を挙げての対応に追われる事態であった。江沢民国家主席の来日も洪水のために延期となった所以である。

ハルピン市内の繁華街では、紅十字や行政の募金活動が行われていたり、スターリン広場では、松花江に面しているため、人民軍が土嚢を積み上げ、その内側に陣取って「我々は国民と財産を護る!」など集団の意気と熱気を見せており、堤防には隙間なく市民が見物していた。洪水との戦いはまさしく戦争だったのだ。

洪水との戦いは9月5日、ハルピンを視察した江沢民主席によっ



土嚢が積まれるスターリン広場

て終結宣言がなされた。人民解放軍の撤退も開始されている。洪水の原因は、地球的な温暖化も当然あるが、急速に発展する中国の工業化による環境汚染や、大規模な森林伐採も指摘されている。上海でおもしろい話がされているのを紹介しよう。今年1998年は、かぞえ年の数字と西暦の生年の数を足すと「99」となり、奇数のため縁起の悪い年回りなのだそうだ。ちなみに来年は「100」となり運が良い年となるとのこと。

今後の経済活動への影響

ともあれ、中国の経済は今後どうなるのだろう。洪水のもたらした経済的な損失の原因解決の1つとして、森林乱伐規制が言われており、植林の強化や堤防水利建設費用等について、当初計画の予算の対前年比10%増から20%増へと積み増す方針らしい。松花江氾濫で、ハルピン、大慶両市の市街地

の浸水は食い止めたが、郊外地域や大慶油田は大被害を受け、大慶油田では、2500の油田の内約1割が浸水し、日量9千トン程度の減産となった。中国元の切り下げ問題が、今回の経済被害のためにより深刻な問題として浮かび上がる要素があるが、1つの見方として、政府の長江や黄河、松花江など大河川の水利建設関連公共投資が大幅に増額されること（8月の固定資産投資額は前年同月比26.9%増と驚異的な伸びと言われている）ように、復興費用が水害被害によるマイナスをどこまで補えるかが今後の中国経済のポイントである。

もう一つ、今回の洪水に関係して今後の中国経済の発展を占う件がある。それは「財産保険」の事である。

「財産保険」とは、日本の損害保険である。中国の洪水による被害の復興とその費用はどのように流れのか分からぬが、市場経済体制の下で、国営企業でなく株式

会社や私的企業が増えている現状の中で、私的な保険会社が台頭してきている。この背景には、この数年来の7大江河の中下流地域で、毎年のように洪水で何千億元の損失があり、その必要性についての議論が、有識者の中で拡がっていることがある。

広東では1994年6月に、大洪水に見舞われた。その損失は260億元に達し、以来4年後の今年6月にも洪水となった。このことで「事業保険、歳歲安祥」（すべての事に保険を掛けると、毎年安泰である）との意識が広がっている。中国民航報8月16日号に以上のような記事が掲載され、財産保険の有用性がとくとく書かれている。その向かう方向は、財産（家、家具、工場建物、資材、製品等）だけでなく、人壽（生命保険）、医薬（医療保険）への拡大であることは確かだろう。

（吉田 元

日中友好協会京都府連副理事長）

は考えられる。

しかし、とすればこの不況の責任が中国本土にあるのであろうか。結論からすれば、その判断には問題がある。このことを少し説明しておきたい。

というのは、この原因のひとつが昨年の“バブル景気”的崩壊にあるのであって、これを崩壊させずにおく責任があったと政府に言うことはできないからである。“バブル崩壊”的原因はそのバブル自体にある。香港の不動産価格は昨年秋のピークから4割程度の下落を被るほど厳しいものとなっているが、これは先の日本経済新聞の

◆回帰2年目の香港

回帰2年目を経た香港は今年の実質成長率が特別行政区政府自身によってマイナス4%と予測（今年8月末発表）されるなど日本と同じく、あるいは日本以上の大変な不況にみまわれている。5月24日に行われた立法会選挙で「親中派（正しくは「親本土派」と呼ぶべきだが）ではなく「民主派」が台頭したのもこの不況が原因している。「人民日报」や新華社通信ではこの選挙結果を政党別で発表しなかったが、それでも「港人治港

の勝利」と称え、「一国両制」つまり政治的に本土政府が介入しないことのひとつの証拠ともなっている。一部に懸念された香港への政治介入も天安門事件追悼集会の容認に見られるように基本的にはされずに来ている。こうした政治的不介入には『日本経済新聞』が6月に行った在港の日米欧企業のアンケートでも信頼感が表明されている。選挙結果は「回帰によって生活が良くなっていない」という香港人の気持ちの反映と基本的に

アンケートが示すようにそもそも香港ビジネスにとって最大のネックとなっていたオフィス使用料が多少ともまともな価格に戻す過程とも言える（ただし、それでもイスの研究機関コーポレート・リソーシズ・グループの調査では世界で最も生活費の高い都市とされている。98年6月29日発表）。日本と同じく悪い商売をした不動産業界や投機家たちがそのつけを払わされているのである。

ただ、このような地価下落、そして同様に進んでいる株価の下落に政策的な影響があることもまた事実である。それはアジア通貨危機が香港に及ぶのを阻止するため金利が引上げられ、国内資金が土地や株から銀行預金にシフトした結果、地価と株価の大幅下落に拍車がかかっているのである。住宅ローンの基準となるプライムレートは年率10%に達している。もちろん企業への貸出し金利も同様

に上昇し、企業活動の困難化や倒産も生じている。こうした政策対応が原因していることもまた事実である。

しかし、問題はそれなら金利を上げずに済むかといえばそうはない。香港は国際金融センターとしてのみ生き残ることができるのあって、そのためには安定した為替レートが必ず必要となる（製造業にとっては為替レート安が利益となるが、香港の産業に占める製造業の比率は極めて小さい）。他のアジア通貨と連動して為替レートの下落を引き起こすようなことがあれば香港全体が再起不能なまでの打撃を被ることは間違いないというより根源的な事情が関わっているのである。なお、人民元の切り下げ期待に連動して、この間若干の下落を経験したが、概して安定していることに違いはない。

また、この為替レート維持が香港特別行政区の力だけでなされて

いるものでないことも重要である。為替レート維持の困難さを投機家たちに知らせないように背後の努力は極力隠されているが、本土政府の潤沢な外貨準備が大量に投入され、それが香港元の維持に使われているという情報も未確認ながら筆者は複数の筋から耳にした。この意味で実は香港の本土回帰は決定的な利益となっている。中国復帰によってこそ、周辺諸国の危機の香港への波及を国内不況にのみ食い止め、為替下落による経済全体の崩壊にまでは至らないようになされているのである。

かのミルトン・フリードマンは1995年2月23日付けの香港の英字週刊誌『ファー・イースタン・エコノミック・レビュー』に「香港元は返還後2年以内に人民元に吸収される」と予測したことがある。両通貨がともに安定しているという点での「連動」はみられるが、人民元のための香港元という位置づけになったのではなく、香港元のための人民元という関係になったという意味では貨幣経済学の神様フリードマンといえども予想がはずれたとしか言いようがない。ともかく、こうした「反中的」な予想は当時はそれほど珍しいものではなかった。また逆に、中国南部が香港元経済圏となるとか、本土経済が香港経済に飲み込まれるといった予想もかなり幅を利かせていた。このどちらでもない状況。香港がアジアでひとり高成長を続ける本土経済の力によって支えられていること、それにとって香港の本土回帰は非常に大きかったことが理解されなければならぬ。

（大西 広 所員 京都大学）



福祉社会の形成と 非営利協同組織

福祉社会のあり方を、国家、市場、家計といった3つの極に偏在したとらえ方に加えて、それらの中間的存在として協同組織を認知し、国民と国家との新たな関係を模索する。



KAWAGUCHI Kiyofumi

川口 清史

「福祉国家の解体か再編か」ということが本特集のテーマの一環となっているが、本稿ではそのような観点からではない、つまり解体でもなければ再編でもない、福祉国家を越えた道を探りたい。

I 様々な形態での 非営利協同組織の発展

NPOがアメリカ的形態であるということは、すでに何度もいわれてきたが、世界の非営利組織それぞれの国では様々な形態がとられており、それらを単にNPOと表現するのは適切ではなかろう。ヨーロッパでは、総じて第3セクターと呼ばれている協同組合、非営利組織あるいはアソシエーションといった様々な形式が発展してきており、それらの組織が福祉の大きな担い手と

して現実的に成長してきている。

何度かヨーロッパへ行って様々な機関のヒアリングなどをしてきた際にいわれたことは、ボランティアというのはアングロサクソンの言葉であり、ヨーロッパにはボランティアというコンセプト自体はないということであった。最近はアングロサクソンがグローバル・スタンダードになってきていることから、世界的にもボランティアというコンセプトが広がってきているが、もともと大陸ヨーロッパでは、「連帯」が重視されてきた。連帯の基礎には、ドイツで重視されているような「自助」がある。「自助」とは、自分たちで自分たちのことを作っていく、助けていくことである。これを社会的にしていくことで共に助け合う「共助」、連帯ということがキー・コンセプトになってきている。例えば、多くの国では連帯の組織として共済があったり、協同組合があつたりアソシエーションがあつたりする。

イギリスでは、ボランティア組織が昔から発達している。最近では、急速に自治体行政の福祉サービスがボランタリィ組織に移行する、い

わゆるコントラクト・アウト（外注化）が増加している。そのため、イギリスのボランティア組織は急速に拡大してきている。しかしながら、その拡大の様式には、それまで行政の行っていた福祉事業などを請け負うことによって、ボランタリィ組織がその基本的な性格を失うという非常に大きな問題がはらまれている。イギリスではボランタリィ、チャリティと呼ばれているセクターとは別個に存在する協同組合セクターというものがある。いま、生協や共済、あるいは保険といった、協同組合の中でも伝統的な協同組合は、株式会社化への道に入る危険にさらされているが、これら旧来型の協同組合とは違って、コミュニティ・ビジネス、コミュニティ・コープと呼ばれている、コミュニティに密着した新しい協同組合が登場してきており、福祉サービスの供給や、地域の仕事おこしを担っている。

このような新しい協同組合の動きというのは、スウェーデンを中心とする北欧、あるいはイタリア、スペインといった南ヨーロッパでも同様に広がってきている。フランスやドイツでは自助組織やアソシエーションの発展があり、これを福祉国家との関係でとらえるならば、北欧における新しい協同組合の発展と南欧におけるそれとは、やや性格が異なる。スウェーデンの新しい協同組合は、福祉国家のもとで政府による福祉サービスの供給が期待できるにもかかわらず、協同組織による福祉サービスが広がってきている。最も典型的な保育所を例にあげると、子育てのために親が作る協同組織あるいは自分たちの保育を希望する保母らによる保育の協同組合が、全国の保育所の1割を占めるといわれている。また高齢者に対するサービスの例では、入居者あるいはそこで働いているヘルパーらなどの関係者たち、家族、地域社会の人たちというように、人々が集まって作られた協同組合によって運営されている。スウェーデンでは、これらのような協同組織の拡大が著しい。伝統的な福祉国家をつくってきた政権であるスウェーデン社民党が協同組合をどのように位置づけるのかという議論があるが、現段階では福祉国家の補完的なものとして位置づける方向で動いて

いる。これに対し、補完的というように受けとめられてしまっていることを問題視する声があがっている。

イタリアやスペインといった遅れた福祉国家では、国家に期待していくは現実の生活が成り立たないため、福祉サービスは自分たちで供給せざるを得ないし、また自分たちで供給する方がよりよい福祉サービスが実現できるという考えがある。これは、イタリアでは社会的協同組合という形態をとる。協同組合との比較という観点からすると、当該組織が自分たちの利益を実現すると同時に社会的利益を実現する二重の目的を持つという、新しい内容を持っている。また障害者や元受刑者といった、労働市場から排除されている人たちの雇用のための協同組合なども存在する。社会的協同組合の理論的指導者でもあるカルロ・ボルザガの主張によると、アメリカの非営利組織論で重視される利潤の非分配という概念はまったく無用であり、利潤の分配において社会性を重視し、より企業的性格を強めた社会的企業という方法がよいとしている。スペインやイタリアでは、社会的に排除された人たちを労働市場に戻していくという場合に特に、市場性あるいは企業性が強調され、社会性をもって市場なり企業活動を展開していくことが大切だと強調されている。

スウェーデンの場合には、福祉国家が健在でありながら自動的な福祉サービスが増大している。私見であるが、その理由は単に国家が官僚的だからという以上に、保育を例にとれば、子供を育てるに対する親としての要求であり、たとえ保育所に預けるとしても保育所でどのような育て方をするかに、親が自ら参加しているように思われる。これは、どのような保育をするべきかについて親の意見を反映させるというレベルではなく、保育そのものに親が参加していくということであろう。また要求すればいつでも老人ホームに入居できるにもかかわらず、なぜ地域で自分たちで作ろうとするのか。これは、自分が住んできたコミュニティで人生を終えたいという要求にもとづいて作られていくのであろう。ゆえに「補完」といわれるものの、その「補完」の意味は限りなく重いのではない

かと思われる。

II

エバース、ペストフの ウェルフェア・ミックス論 —非営利協同組織の位置づけ

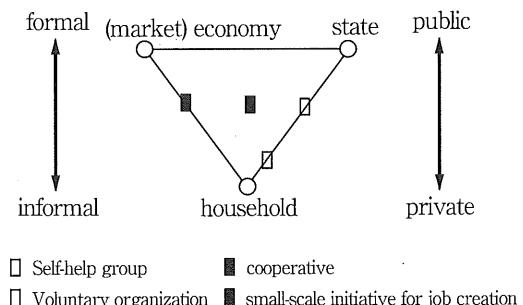
現在、様々な非営利組織や協同組織が、前述のような性質をもって、ヨーロッパにおいて福祉策の担い手として成長してきている。しかしながら、これらの経営組織や協同組合は、各国によって実態に相当の相違点がある。第3セクターという言葉はほとんど整理されてはいないが、とりあえずは第3セクターと表現するならば、これらを第3セクターとしてどのように社会システムの中に位置づけるかということ、あるいは福祉国家との関係でどのような位置にあるかが、問題となる。ヨーロッパの様々な学会における研究者との話では、彼らは福祉国家の「解体」あるいは「危機」よりも、むしろ福祉国家の「縮小」や「収縮」と表現している。「国家か市場か」という問題の立て方をしておらず、国家の領域が狭まっているととらえているのである。そこで、狭まった領域に関して、なぜ狭まっているか、どういう形で、いかなる意味合いで、そしてこれからいかなる方向で進めていくべきか、ということが問題とされている。

ここで着目したいのがウェルフェア・ミックスという議論である。これは、福祉を国家から供給されるととらえるシステムではなく、福祉を混合的なシステムとして考えることができるのではないかという議論である。日本では、福祉供給の多元化という議論が一時期からなされていたが、多元化論というのは、あまり理論的には的確な表現ではないのではないかと思われる。ウェルフェア・ミックス論の論者らは、共通の理論的バックボーンとして、エスピノ・アンダーセンを代表とする政治学における比較福祉国家体制論をにらんでいる。比較福祉国家論

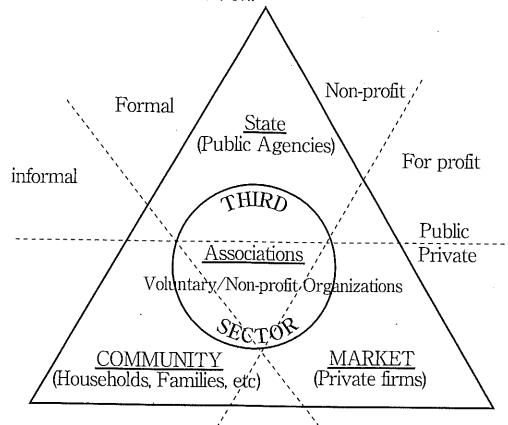
の理論的欠落は、ここで問題としている非営利組織や協同組合の欠如であると指摘できるであろう。この欠落を補うのがこのウェルフェア・ミックス論である。代表的な論者は、ドイツのギーセン大学のアダルベルト・エバース(Adalbert Evers)である。ここでは、彼の議論と、スウェーデンのビクター・ペストフの議論を紹介しておきたい。

エバースはウイーンにある国連の社会保障研究所の研究のリーダーとして、その集団的研究をまとめて基礎理論としている。従来は3角形の図に表されているように(図表1)，市場か国家か、エコノミーかステートか、マーケットかステートか、という問題の立て方がなされてきたが、福祉というのは家計を抜きにしては考えられない。従来、家計はインフォーマル部門として、単に労働力の供給源あるいは消費の主体としてしか考えられていなかった。そこでは明らかに新古典派的な基礎として、家計が個人のレベルで考えられていることが理解できよう。しかしながら、家計が集合的なアクターとして行動を始めると、家計はインフォーマルからフォーマルへと転換していく。それが現実であり、前述の自助グループやボランタリィ組織、協同組合あるいは小規模の雇用創造として、個人の集団的行動を展開しているのである。そこで理論的にも、これらを基本的に位置づける必要がある。家計の集合的なアクターとしての諸組織は、それぞれの集団ごとの性格により、3角形に表される3つの極の間で、家計とステート、あるいはマーケットとステートという構造の中で位置づけられる。例えば、セルフ・ヘルプ・グル

図表1 福祉の3角形



図表2 ペストフの3角形



ープは、まだわずかに家計から離れた程度であるが、その行動は公共的な性格をもっているため、ステートに近づいて存在する。またボランタリィ・オーガニゼーションの場合には、セルフ・ヘルプ・グループよりも社会公共性を強くしフォーマルな性格をもつ。図表の真中は協同組合を示しており、これはより市場に近づいている。このように、それぞれの個人あるいは家計が集団化し多方面で活動することによって、市場や国家が果たしてきた機能をそれぞれの領域で分配していくようになる、というのである。

このエバースの議論を基礎として、さらに整理されたのがペストフのトライアングルである(図表2)。ここではフォーマルとインフォーマル、ノン・プロフィットとフォー・プロフィット、パブリックとプライベート、という3つの軸で分けながら、それぞれの領域が確定されている。その中で、フォーマルでありプライベートであり、かつノン・プロフィットな領域として、アソシエーションやボランティア・セクターと呼ばれる領域が位置づけられる。ペストフによれば、今、福祉国家が収縮し、その福祉サービスを市場へ移行するのが民営化、市場化の流れとなっている。ただし、それは新たな格差構造を生み出すことにつながる。また日本型福祉のように、家計に期待して国家からコミュニティにその機能を移していくとの動きがあるが、これは明らかに、家庭に依然として残されている家父長制や女性差別といった社会構造を温存させることになる。ゆえに、それよりも福祉国

家の機能をアソシエーションへ移していくという道こそが、残されている望ましい道ではないかと思われる。

ここでの重要な問題は、行為主体と供給ないし財源との関係である。アメリカが基本的には財源を寄付に求めている一方で、ヨーロッパは政府が税金として一度集めて、それをコントラクト・アウトや補助金という形で協同組合に資金を与えてるのが主流である。この問題は、経営組織の社会性あるいは公共性がどのように、またどのような意味で考えられなければならないのか、そしてどのような形で実現されるのか、ということに深く関わっていると思われる。

III 新しい公共性

—「国益」から「人権」へ

近年、公共性の概念が国益から人権へと転換してきている。公共という言葉は、国益を守るという意味合いの場合には、国家が主体となつて守ることを意味する。しかしながら今日、公共性が国益ではなく人権であるならば、人権をいかにして、どのようなシステムで守るのかということが問題となる。

公共性を考えるのであれば、ハーバマスを避けては通れない。権力的な国家権力の公共性ではなく、市民的なレベルで公共性を考えなければならないとして市民的公共性を明らかにしたのがハーバマスである。今日では、国家と社会の分裂が相互に浸透し合い、福祉国家のもとで市民的公共性が弱体化している、また福祉国家が解体してきている、という構造転換によって、将来の見通しが立たなくなっている。そこでハーバマスは、福祉国家のもとで市民の「クライアント」という立場をまず認識しなければならないとしている。クライアントという言葉は、いかにもパートナリズム的ではあるが、このクライアントのコンシューマー化、つまりクライアントを消費者に転換しようというのが、今日

の福祉国家に市場を持ち込むというという議論であろうと思われる。しかしながら、市民がクライアントかコンシューマーか、また本当にこの2つしかないのかと考えると、必ずしもそうとはいえないのではないかろうか。それとは異なる市民を想定しないと、公共性は考えられないのではないかろうか。

ペストフは、コンシューマーという場合の行動のあり方として、ハーシュマンの“Exit”（退出；購入のとりやめ）と“Voice”という議論を利用している（図表3）。市場では“Exit”，政府に対しては“Voice”というように考えられがちであるが、財やサービスの性格によって“Exit”か“Voice”かは変化するものである。サービスの分野では、必ずしも“Exit”というのは該当しない。入浴や散髪などといった単発的なサービスの範囲であれば簡単に“Exit”できるが、病院で治療を受けるなど一定期間、長期的に与えられるサービスの場合には“Exit”というわけにはいかず、どうしても“Voice”にならざるを得ない。しかしながら“Voice”的場合でもコンシューマーが個人であれば、財の提供者に対しあほど大きな影響力をもたない。しかしコンシューマーが集合的・集団的になれば、よりポジティブに「もっとこうしたらいいのに」といった“Voice”を発することが可能となる。積極的で集合的な“Voice”が介護や医療などのサービスの分野で発せられるようになれば、生産は消費に対応せざるを得ないため、消費者と生産者が一体化していく。

そこで、ペストフは共同生産者という新しいコンセプトを生み出した。単に消費者として要

求する、あるいはクライアントとして専門家の支配につくのではなく、そのようなレベルを超えて共同で自ら生産する、あるいはそのプロセスに能動的に参加することによって共同の生産者になる。それが福祉・公共サービスにおける共同生産者という立場になるということである。これが新しい市民社会における市民の新しいあり方であり、市民民主主義であるというように彼は結論づけている。現在このような議論は各國に存在し、市民が消費者あるいはクライアントを超えて、いかに能動的に福祉に関わっていくかという視点が重要視されている。この動きが普及すれば、眞の意味で公共性が国益から人権へと転換したといえるのではないかろうか。

終わりに

ヨーロッパ的な連帯の意識の議論と、アメリカ的なボランティアの議論には、共通するところも多い。しかしながら、筆者がヨーロッパ的な議論に傾斜して研究をしているのは、最終的には「当事者」をどのように位置づけるかが重要だと考えるからである。協同組合やアソシエーション、自助組織というのは、基本的には当事者組織である。福祉サービスにおける当事者の位置づけをしていかなければならないのではないかろうか。それはもっと広義にいえば自己決定の問題である。

自己決定をどのように考えるか。現代の民主主義や市民社会、個人の自立などを問題とする場合、様々な局面で自分に関わることを自分で決定できる権限と能力がもっと問題になってくるのではないか。そのように考えた場合、従来ならば私的な領域にあった介護や保育といった社会サービスは、私的領域であったがために、ある意味で自己決定をすることができた。それが社会化されていくにしたがって、国家のもとの社会化となる。社会サービスが国家化され、個人は直接の自己決定権を奪われてしまう。具

図表3 “Exit”と“Voice”

	<u>GOODS</u>	<u>SERVICES</u>	
	exit & voice (p/c ratio)	VOICE	ENDURING
REGULAR DURABLES			
IRREGULAR DURABLES and NON-DURABLES	EXIT	exit & voice (service management)	NON-ENDURING

体的には、学校であればカリキュラムに従わなければならぬ、保育所であれば用意された保育にしたがってしか自分の子供は保育されない；というように自己決定権がないのである。それとは反対に、市場は様々なサービスを用意する。用意されたサービスであれば、選択の自由は得られることとなる。しかし、社会サービスの場合、選択の自由とは言え、実際にはその“Exit”には限界がある。つまり、介護保険、介護サービスの市場化ということがいわれるが、実際には「このヘルパーがいいのでこの人に来てもらいたい」という選択の自由がどこに広がるかというと、それには絶対的な限界があることは明白である。

では福祉サービスは国家によって提供されるしかないのか、というとそうではなく、非営利組織として協同組織による供給があり得よう。

なぜ協同組織が大事かというと、第1に当事者の自己決定による意思が反映されるからである。第2に、当事者が自ら積極的・能動的に生産に関わって自己の意思に沿ったシステムにしていくためである。

従来型の福祉国家が妥当だとは言い切れないため、「福祉国家の再建」としてしまうと、従来型と同じような形で再建するように思われてしまう。そうではなく、従来型の福祉国家は変わるべきであって、国家の領域は自ずから限定されなければならないであろう。それは非営利協同組織の活動領域を拡大することによって、むしろ国家の役割というものを今後は特化していくことにならざるを得ないのでなかろうか。

(本稿は1998年の夏の研究大会でのご報告のテープを、当編集局が責任を持って文章化したものです。)

(かわぐち きよふみ 立命館大学)

『経済科学通信』最近のバックナンバーの御案内

第84号 特集 中国の香港

香港返還の歴史的意義について（佐藤進）／香港返還と中国の行方（陳福坡）／私の「香港」物語（山本裕美）／中国本土との「経済一体化」を進める香港（姚国利）／香港返還と「一国二制度」（山口正之）／21世紀の中国経済を予測する（大西広）／「西の香港」めざす新疆ウイグル自治区（アブリキム・ハサン）／構造転換に悩む瀋陽（松野周治）／世界資本主義のなかの中国（溝口由己）

第85号 特集 新国際分業とアジア

歴史的転換期の世界とアジア経済（和田幸子）／東南アジアの経済成長と農業・食糧問題（櫻原正澄）／国際化のなかの地域産業政策（鈴木茂）／日本と途上国の労働者の競争関係について（小野満）／香川県東部の地区産業手袋業の歴史と課題（橋本了一）／日本のエアゾール産業と生産の国際化（高田好章）

第86号 特集 規制緩和と労働

規制緩和と労働（伍賀一道）／労働の現場と規制緩和（千田忠男）／労働時間の規制はなぜ必要か（森岡 孝二）／労基法改正と女子保護規定撤廃（中川スミ）／米国における規制緩和と労働市場の変容（仲野（菊地）組子）／ドイツにおける規制緩和と社会扶助（布川日佐史）

第87号 特集 國際金融システムとビッグバン

日本の对外投資とドル高の構造（奥田宏司）／米国的好況をめぐる諸説（伊藤国彦）／タイの通貨危機（西口清勝）／アジア経済危機と中国の香港（佐藤進）／どうなる日本の金融システム（山西万三）／地域経済から見た金融ビッグバン（松本朗）／地域国民のための金融・経済改革の道（海野八尋）

1部1200円、申し込みは事務所まで（075-255-2450）

特定非営利活動促進法と 企業社会変革の展望

NPO法の成立により、現存のNPOはどのような影響を受けるのかを、問題を抱える数多くのNPOと活動を共にする法律家の視点から分析し、NPO法の長所・短所、またこれらを受けてどのようにNPOが発展していくのかを探る。



IKEDA Naoki

池田 直樹

I

はじめに

私は、新しい特定非営利活動促進法いわゆるNPO法については、様々な問題点はあるものの、日本の社会構造そのものを変革するための第一歩を後押しする法的武器として、積極的に評価しております。市民側に立つ弁護士として、法の持つ限界や問題点は踏まえつつ、市民はNPO法活用を戦略的に位置づけるべきだと考えます。

では問題点は何か。第一は、NPOがこれから日本社会ではこういう形で重要な役割を果たします、という政策目標が政治側からのメッセージとして十分提起されていないために、NPO法を待ち望んできた市民団体側の願いやビジョンが、必ずしも社会全体に共有されていないことです。

第二に、ビジョンを達成していくための手順が必要ですが、最大の課題であるNPOの経済的基盤をどういう順番でどう整備していくのか、

というプログラムが明確に示されていない点も大きな問題だろうと思います。

したがって、このような危うさの中で、最悪のシナリオを描くとすれば、経済的基盤のないNPOは行政の下請団体化していったり、福祉や環境などの分野における企業の投資のリスクを回避するための実験機関となってしまったり、本来法人格を取得すべき団体がメリットを感じずに入会する一方で、「特定非営利法人」という看板を悪用する団体が積極的に新法を濫用し、マスコミもそれに飛びついで、NPO法人への社会的信用が低下するといった悪循環を想像することもできます。

しかし、まともな市民団体がこの法律を戦略的に活用し、法人格を取って実績を積みながら、社会ビジョンやプログラムを積極的に国民に提起し、新規参加者や資金を吸収して、NPOを社会セクターとして発展させていくというシナリオも描けるはずです。

そういう方向を目指すべきだというのが本稿の私の結論であります。

II

NPOと日本型企業社会との関係

NPOの発展は、日本型企業社会にどう影響するのでしょうか。まずNPOを私は便宜的に二つの類型に分けたいと思います。

(1) アドヴォカシー型NPO

今の日本型企業社会の持つゆがみに、各団体独自の角度からメスを入れ、問題を提起し、その解決について行動し、提言する機能を持つNPOです。たとえば私も会員である大阪過労死連絡会は、過労死・過労自殺・団体生命保険問題など会社中心主義の中での労働者の命の軽視について、労災申請や裁判を通じて、問題提起し、個別救済を行っている団体です。会社中心の時間構造、会社を通じての自己実現、企業中心の人間関係、これらが重なって「自發的強制労働」が行われる仕組みを具体例を通じて明らかにし、個別救済とともに、その変革を求めています。

二番目の例として、ワーキング・ウイメン・ネットワーク（WWN）の中心課題は企業における男女賃金差別の是正と女性にとって働きやすい公正な職場の実現です。そこでは、雇用機会均等法の裏をかくような形でコース別管理が導入され、女性に現実には十分なチャンスを与えない、また査定において正当な評価が与えられないといった日本企業の閉鎖性や不公正さが俎上にのぼっています。彼女らは、裁判やそれに関連する様々な公報活動、さらには国際的なロビーリング活動を通じて、日本企業の持つゆがみを告発し、その是正を求めているのです。

もう一例の株主オンブズマンは、儲けだけではなく企業の社会性や公正さをも問う市民株主が、企業といふいわばクジラのお腹の中に入つて、企業の所有者としての強い権利行使を通じて、企業の不正を告発監視するとともに、公正

な企業活動を評価していく試みを進めています。株主代表訴訟の提起のほか、障害者雇用の促進の問題提起など、人権問題にまで視野を広げています。

では、これらアドヴォカシー型NPOは今回のNPO法で法人格を取っていくのでしょうか。この類型のNPOは、外部との取引関係は少なく、法人格を取得して契約関係等を明確にする動機は弱い。また、NPO法が持つ行政による監督をアドヴォカシー型NPOは本質的に好まない面があります。さらに、活動が活発なわりには、組織運営面はおろそかにされている団体もあり、新法の求める組織運営手続を煩雑と感じるかもしれません。となると、これらのNPOはあまり法人化をしない可能性があります。しかしながら、組織運営の透明化を図ることは、組織として発展していくためには避けて通れない最低の要件です。NPOに対する社会的認知の高まりの波の中で、民主主義の推進者としての存在感を増す可能性があるわけですから、冒頭に述べたように、むしろ積極的に法人格を取得していくことが望れます。

(2) サービス提供型NPO

今回の法律でもっとも法人格を取るだろうと言われている団体です。

私が関与している団体で日本災害救援ネットワークというNPOがあります。阪神大震災でボランティアと行政とのコーディネート組織として西宮で誕生し、日本海重油事故で活躍した団体です。平時には全国の災害救援ネットワークの構築とリーダー養成などの事業に取り組みつつ、いざ災害が起ったときには、現場にかけて行政に協力しながら、人、物、金の面からの災害救援の体制づくりとボランティアの組織化などを行います。

また介護サービス提供団体も代表的な例です。

これらの団体は、地域において非常に安い料金で在宅介護サービスを提供してきたのですが、介護保険法のもと、サービス提供の指定事業者となるかどうかの選択を現在迫られています。従前通りのサービス提供だと、これまでどおり

の低料金であっても、介護保険の自己負担額より高くなってしまうからです。指定事業者となるうえでは、やはり法人格を取る方が契約関係の面でも有利と考えられており、介護保険の指定事業者の問題とNPO法による法人格取得とが連動して受け止められているのが実情です。

これらのNPOの特徴としては、本来、企業の事業対象となりにくく、伝統的には行政が担うものと考えられるコミュニティーサービスなどの提供を業務とする点にあります。そのため、第三者との契約関係が日常的に発生するうえ、行政からの事業委託や補助金、企業からの援助といった連携関係が濃厚で、契約関係や継続性を明確化する必要性が強く、新法により法人化していく団体が多いことが予想されます。

公平・画一を理念とする行政のサービスや、利益や効率を追及する企業サービスとは異なった、個々の必要に応じた人間的サービスを提供する事業主体として成長すれば、企業、行政に人と金が集中する社会構造を大きく変革することにつながるのではないかでしょうか。

III

市民活動あるいはNPOの行動原理が持つインパクト

では、なぜ、NPOが企業社会を変える力を持っているのでしょうか。

それはNPOそしてそれに参加する市民の行動原理が官僚社会、企業社会の矛盾を鋭くついているとともに、低成長、環境問題、高齢化、情報化などの問題に対する解決の指針となる理念を提出しているからでしょう。その行動原理を以下にまとめました。

- ① 「金目当てではないからやる」
 - ・・非営利 ⇄ 企業の営利性
- ② 「やりたいからやる」
 - ・・自発性 ⇄ 強制
- ③ 「社会のために必要だ（と思う）からやる」
 - ・・公益性、社会性 ⇄ 私益性

- ④ 「他の人がやらないからやる」
 - ・・先駆性 ⇄ 先例踏襲主義
- ⑤ 「私は私、人は人だからやる」
 - ・・多様性 ⇄ 画一性や平等性
- ⑥ 「違いを生みだしたいからやる」
 - ・・批判性、創造性
- ⑦ 「私を発見できるからやる」
 - ・・自己実現、いきがい
- ⑧ 「人とつながるからやる」
 - ・・人間性

このような行動原理をもつ人間像は、自分の頭で考え、行動する「市民」というイメージです。大阪ボランティア協会の『月刊ボランティア』に田中正造の言葉が引用されているのは象徴的です。「いかに国家腐れたりとて、社会いかに堕落せりとて、一人その精神に立てば足らん。一人立つ、二人立つ。ついには天下皆道に立つ。」

上記のような行動原理が力を持つ背景には、一つには、低成長時代が到来し、営利追及の限界、大量生産・大量消費・大量廃棄社会の危うさが広く認識されるようになっていることがあります。過剰な商品化や共同体の崩壊も新たな人間関係の回復の場を求める動きにつながっているでしょう。

ところが、NPOが広がるにつれて、善意悪意を問わず、このような行動原理を減殺し、NPOの本質を変容してしまう動きも出てきます。

一つは、自発性という理念に対する「義務化」の問題です。今の日本の若者のさまざまな教育問題を解決する方法としてボランティアの義務化を声高に叫ぶ人がいます。確かに教育にボランティア活動を組み込むこと自体は重要ですが、強制的なボランティアとなると、NPO活動の根幹である自発性が失われてしまいます。ある人は、自発的だからこそ震災時は行政の硬直性に対して鋭利なナイフのように切り込んでいたわけですが、それが指示により義務的に動くのであれば、市民団体はナマクラな「非鋭利」団体になってしまふと批判しています。義務化までいかなくとも、行政主導によるボランティア登録制度とNPOの組織化も、NPOの自発性や柔軟さを減殺してしまう危険性を秘めています。

また、情報化社会は、確かに多様な選択を可

能にしているわけですが、他方で、情報の価値が高まり、情報をめぐる競争が激化し、情報の強者と弱者が生まれる社会でもあるわけです。そこにおけるNPOの行動原理は、企業のように誰かが財としての情報を知的所有権として独占して利益を収めるのではなく、情報を共有し、広めていくというものであってはじめて、新たな社会原理としての対抗性を持ちうるのです。NPO間の健全な競争は必要ですが、営利や効率を原則とする競争原理に侵食されすぎないことが課題となります。

IV NPO法制定の経過

なぜこの時期に日本でNPO法が制定されるに至ったのかという問いは、日本社会の構造的変動との関連で経済学、歴史学、政治学、いずれの観点からも面白い研究テーマになるのではな

表1 NPO法制定の経過

略年表	
93	東京ランボや自由人権協会、市民フォーラム2001、大阪大学NPO研究フォーラムなどの研究会。ついで総合研究開発機構(NIRA)の「市民公益活動基盤整備に関する調査研究」
94.11	市民活動を支える制度をつくる会(シーズ)設立
94	さきがけ、日本新党、新進党、社会党などでも研究会
95.1	阪神大震災におけるボランティアの活躍
95.2	18省庁連絡会議
95.3	新進党 「ボランティア基本法案」
96.12	与党三党 衆議院に「市民活動促進法案」提出
97.2	民主党修正案
97.3	共産党 「非営利団体に対する法人格付与等に関する法律案」提出
97.6	衆議院可決
97.3	参議院でも可決「特定非営利活動促進法」
	衆議院で可決
98.12.1	施行

いでしょうか。もちろん直接のきっかけは阪神大震災ですが、その前史として80年から90年代前半にかけて市民活動に注目する動きがあり、それが新党結成ブームの中で、行政改革論とも結びついて政治課題として浮上しつつあったことは無視できません(表1参照)。

具体的な立法過程も、主要政党すべてから法案が提出され、活発な議論を経て議員立法として成立した希有な事例です。官庁では厚生省が介護保険の受け皿という側面もあって積極的だったと聞いていますが、他方、参院自民党は当初の「市民活動促進法」の「市民」という言葉に抵抗があって、「特定非営利活動促進法」となったなど、各政党や官庁と市民団体との間での駆け引きと妥協の産物として、この法律は制定されています。

V 特定非営利活動促進法制定過程 での主な争点と法律の特徴

第一の争点は、新法の対象となる団体の範囲です。この議論の背景には、日本では事実上、公益=官益だった歴史があります。民法34条のもとで設立が許可されてきた財団法人や社団法人は、監督官庁が公益性ありと認めた団体であり、許可権者の判断には大幅な裁量がありました。その裁量を排除して設立を自由化することに新しい法の基本的狙いがあったはずですから、当然、市民団体側は公益性そのものによる縛りを排除して、広く非営利活動団体一般を対象とすることを求めていたのです。しかし、他方で既存の民法上の公益法人もあることから、その区別をするためにも新法の範囲を限定する必要があるという議論は強力でした。

結局、NPO法は、その対象を12項目の「特定非営利活動」に限定しました(2条、表2参照)。

これは妥協の産物ではありますが、立法段階での討議で、立法意思としては、この12項目に「市民活動」と呼ばれる活動はほぼすべて読み込

表2 NPO法の対象

- 1 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 2 社会教育の推進を図る活動
- 3 まちづくりの推進を図る活動
- 4 文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- 5 環境の保全を図る活動
- 6 災害救援活動
- 7 地域安全活動
- 8 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- 9 国際協力の活動
- 10 男女共同参画社会の形成を図る活動
- 11 子どもの健全育成を図る活動
- 12 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

むことができる、つまり、この条項はできるだけ広く解釈するのだとされています。たとえばオンブズマンの目標である「行政の監視」は12項目に入っていませんが、最終的な目的は「社会教育の推進」や「まちづくり」だとオンブズマン側が形式的に規定さえすれば、設立を認めることなのです。

第二の争点は、設立における行政の関与の度合です。市民団体の多くは、書類さえそろえば自動的に設立となる準則主義を求めました。が、結局、行政の審査は行われるもの、書類が形式的に整い、法定の要件さえ満たしていれば行政は必ず設立を認証しなければならないという認証主義（形式的審査）が取られました。行政の裁量は残ったものの、相当制限されることになりました（12条）。

第三に、設立後の監督システムについて、市民自治を尊重するか、行政による一定の監督を認めるかという点です。年次事業報告書の提出や団体による活動に関する情報の公開などが定められたほか（29条）、行政による報告・徴収・検査・改善命令・認証取消（42条、43条）など、運用によっては市民団体の活動に対して干渉的にもなりうる監督制度が導入されています。

最後に、税制をどうするか、という点ですが、市民団体がもっとも望んでいる寄付金の所得控除、つまり団体に対して寄付すればそれが個人や法人の課税所得から控除されるシステムなどの税制上の優遇措置は導入されませんでした。ただ、衆参両院での付帯決議で税制等を含む2

年内の見直しがうたわれていますので、将来への一定の布石は残されました。

優遇税制が導入されなかったことは残念ではありますが、これは良かったのかもしれません。というのは、NPO法は活動実績を問わないのであって、思いついたら明日からでも法人設立にかかるというものです。それに対して、税制上の優遇措置を与えるためには、法人の活動実績や公益性のチェックは不可欠です。したがって、NPO全体としても、新法のもとでの各団体の実績を見ながら、税制措置を検討していくのがベターではないかと思うわけです。その意味で、冒頭に今後のプログラムの提示が不十分だと指摘しましたが、漠とした方向性は示されているので、それを実現するための戦略がNPO側には必要だということになります。

VII

特定非営利活動促進法の問題点 —あるNPOの悩みから

ここで具体的な事例を通して、NPO法の問題点を探ってみたいと思います。先程紹介した日本災害救援ネットワークの例です。

(1) 経済基盤の弱さ

予算は年間3500万くらいなのですが、会費収入はそのうち200万しかありません。大きいのは事業収入の1150万ですが、これは特定の事業に使途が限定されていて、日常の事務所経費や人件費などの一般運営費にあてることはできないのです。助成金も1千万円弱ありますが、これも使途に制限があります。そのため、しわ寄せは日常運営費の大部分を占めるスタッフの給与にきます。この団体の専属スタッフの給与は当初月5万円で、改善された現在でも一人10万円です。

日本海重油事故のとき、スタッフはほとんど不眠不休でボランティアを阪神地区から福井県

等に送りだし、現地での調整活動を行っていました。2月は27日間働くなど、過労死するような働き方をしてわずか月10万円なのです。

(2) 活動コストは誰が負担すべきか

このようなNPOの状況をみて、日本環境法律家連盟が呼びかけて、重油事故の加害者の保険機構である油濁基金に対して、NPOの活動コストを請求しようという運動を起こしました。重油事故は人災であり、加害者は汚した海をきれいにし、被害を賠償する責任を負っています。その巨額の賠償額を担保するシステムとして油濁基金というものが国際的に作られています。基金に対しては、油濁汚染を防除するために有益であった費用については、頼まれて行った活動でなくとも費用を請求できるとされています。それならば、海をきれいにするためにボランティアを組織したNPOの活動コスト、たとえば交通費や通信費とその活動に専従したスタッフの人物費は、有益な費用として請求しておかしくないはずだと考えたのです。

ただ、無償を前提として海岸の清掃作業等に従事した20万人とも言われたボランティアの労賃そのものの請求はやめようという結論となりました。本来、汚染責任者が半日8千円で清掃作業員を雇うとなると、15億以上のお金がかかったはずであり、ボランティアの参加によって、汚染者はその費用の負担を免れたことになります。それは加害者を一部免責することで不当だと思うのですが、ボランティアの無償性や自主性という本質からすれば、求償はおかしいという反論が強く、請求しないことにしたのです。

それに対して、災害救援活動を効率よく進め、被害の拡大を防いだ専門家集団としてのNPOの活動コストについては、これはもはやボランティアではなく、加害者に負担してもらうのが筋ではないか、ということで保険請求をしようということになりました。

私たち法律家からすれば、筋の通った議論だと思いますのですが、残念ながら現実に保険請求に参加した団体は2団体だけで、先程の日本災害救援ネットワークも参加していません。なぜか。

一つには、世間はボランティアとNPOとをまだ区別できていないため、NPOによる求償は誤解されやすいということです。福井の漁協長がこの保険請求に関して、「ボランティアにコストがかかるのはわかるが、費用請求するならこれからはボランティアと言わないでくれ」と批判をしたのはその象徴です。それに対しては、私は、NPOはボランティアではないと回答すべきだと言っています。NPOが団体として継続的に公益的活動を行うときには、活動経費がかかるのは当たり前のことです。それを支えるシステムがないから、結局、献身的に活動を支えるスタッフにすべてのしわ寄せがいくことになっていることが理解されていないのです。

もう一つは、NPOが持つ社会的・経済的效果がまだ十分に評価されていないということです。NPOが保険請求すると、第一次的被害者である漁民の取り分が減るではないかという批判がありました。これは保険金に限度枠があるために生じるもので、わずか1千万円程度を請求しているNPOの影響は微々たるものとはいえ、正当な批判ではあります。

問題は、災害救援のNPOが果たした経済的效果が無視されているということです。重油災害は初期にその回収を行って、被害拡大を防ぐことが重要ですから、人海作戦でのボランティアの効果というものは大きなものがあります。一番人手が必要なときに20万人ものボランティアが集中的に参加したことで、何十億という被害拡大の発生を防いでいるのではないかと思うのです。しかも、その人物費は保険請求されないのでから、二重に費用を節減していることになります。また、ボランティアの参加は問題を社会問題化し、それが必要な資源の集中的投下を喚起する効果もあると思います。にもかかわらず、それらの効果をもたらす下支えをしたNPOに対しては、わずかの費用請求すら批判が寄せられる現実なのです。

私は保険請求とは別に、いわば救援活動の受益者であった被災地側で災害救援NPOを経済的に支える施策を考えて欲しいと考えていますが、現在のところ具体化しておりません。加害者も払わない、被災者も払わないのであれば、

誰がNPOの活動コストを負担するのかという議論を真剣に行う必要があると思います。

VII 行政、企業、NPOとの関係

NPOがセクターとして発展するかどうかを考えるとき、行政、企業との関係に注意を払う必要があります。キーワードは「連携」と「独立」ではないかと思います。

行政からNPOを見ると、果たして信頼できるのかというためらいと警戒があります。行政独特の縄張り意識も見え隠れします。ただ、介護保険法など具体的な課題が差し迫っており、どうやってNPOとつきあっていくのか、模索が続いているます。

問題なのは、行政がボランティアを直接組織化したり、支援組織を作ったりして、ボランティアやNPOの活用という世論に乗じて、かえつて組織を肥大化したり、NPOを下請化したりするのではないか、という点です。経済基盤の弱いNPOを行政が間接的に支援していくことは日本では必要だと思いますが、行政の役割はあくまで基盤整備であって、NPOの独立性は尊重されなければなりません。

他方、企業との関係では、企業は市民運動的イメージからの警戒感はあるものの、企業戦略としての社会貢献の一環としてNPOへの支援を打ち出す企業も出ています。ただ不況の影響もあり、どれだけの企業がNPOを支援するかは極めて疑問です。寄付、現物供与、ボランティア休暇、人材派遣など、企業の持つ資源を生かす法的インセンティブの拡充が今後必要でしょう。

他方、NPOから行政や企業を見ると、監視や批判の対象という面と、NPOの活動資源の供給者という面とがあり、団体によってそのスタンスが異なっています。特にサービス供給型NPOについては、ややもすれば企業や行政に取り込まれ、下請化する危険性があり、経済基盤が弱い中で対等性をどうやって維持するかが課題と

いえるでしょう。

VIII 展望

最後にNPOがセクターとして伸びていく明るいシナリオの条件を探ってこの話を締めくくりたいと思います。

第一に、人、金、物、情報という資源を未成熟なNPOにどうやって今後流し込んでいくかという問題意識からすれば、市民社会のインフラとしてのさまざまな法的制度の拡充がます必要になると思います。何より、寄付金控除制度を含むNPO税制を新たに作ることが重要です。NPOはできるかぎり組織を整備したうえで、実績作りをしつつ、立法のための活発なロビーイング活動をするべきです。また、市民の基本法としての情報公開制度の確立、労働時間の短縮と労働者の人格の保護のための労働法制の強化も必要でしょう。市民活動団体は、労働団体のような積極的政治活動は行わないところが多いのですが、単なる政治嫌いを克服し、自らの基盤整備のための政治的課題を意識することは重要なのではないでしょうか。

第二に、行政や企業によるNPOの直接的な支配を防ぎながら両者をつなぐ中間組織（NPO支援の財団やNPO）を育てることが重要です。

第三に、民主主義の訓練の場としてのNPOの活用です。教育の場でNPOと積極的に連携するのみならず、幅広い世代の市民活動への参加を通じて、市民を育てていくことが必要です。

最後に、メディアの役割です。奇妙な濫用的NPOの出現を面白おかしく報道するのではなく、地道な活動を人々に知らせ、積極的にNPOに公報の場を与えるなどの工夫も必要です。

NPO法はこれらのシナリオの第1章です。批判だけでなく、これを活用し、新たなシナリオをともに作っていく努力が求められていると考えます。

（いけだ なおき 弁護士）

福祉国家の再建

—企業中心社会を超えて

福祉国家の日本の特質は日本型企業社会と一体不可分だが、その企業社会自身の転換にともなって登場してきた「市民・企業・行政のパートナーシップ」論に対抗しうるには福祉国家のいかなるバージョンアップが必要か、その課題を考える。



YOKOYAMA Toshiyuki

横山 寿一

はじめに

福祉国家をめぐる議論が再び活況を呈しつつある。これまで何度も何度か福祉国家をめぐって活発な議論が展開されてきたが、その時期は政治経済体制の再編成が国際的な広がりをもって進行した時期とほぼ重なり合う。現下の活況も例外ではなく、グローバリゼーションの進展のなかでの政治経済体制の再編・転換が背景にあることは周知のとおりである。

こうした経緯は、福祉国家をめぐる議論がたえず具体的な政策課題と絡み合ったきわめて実践的な性格をもって展開されてきたことを示している。議論の実践的性格は、具体的には福祉国家の擁護か批判かが一貫して議論の分岐点であったことに示されている。

ところが、福祉国家の批判と擁護をめぐる論

議は、近年、かなり錯綜した状況にある。つまり、かつて福祉国家の批判派であった潮流が今では擁護・発展の論陣を張り、逆にかつて擁護派であった潮流が福祉国家批判の急先鋒である保守主義と同じ側に回るといった具合である。議論の錯綜した状況は、非営利組織の役割に対する積極的評価と結びついた福祉国家批判によってさらに増幅されているように思われる。というのは、かつての福祉国家批判派と擁護派の双方から、ほぼ同様の福祉国家への否定的議論が登場してきているからである。もちろん、福祉国家をめぐる議論は批判か擁護かの二分法で片付くほど単純ではないが、福祉国家論の建設的議論のためには、一定の整理が必要な時期にきているように思われる。

小論では、かかる状況を念頭におきながら、かつ生存と人権をめぐる現実が提起している諸課題を前進的に解決するためにいかなる福祉国家の改革が必要かという視点から、若干の問題提起をしてみたい。

I

福祉国家の理解をめぐって

(1) 福祉国家論の狭隘さと不可解さ

福祉国家は、概念自体の曖昧さも手伝って、また上記の実践的性格と結びついたイデオロギーの影響もあって、課題の重要性に見合った成熟した議論が十分に展開されてきたとは思われない。それは以下のような状況に示されている。

福祉国家分析は、ともかくも国家を対象としている以上、多少なりとも体系的な対象設定と分析枠組みが求められる。ところが、福祉国家分析には、国家分析に不可欠な行財政分析を欠いたままもっぱら社会保障の分析に終始するケースが少なくない。社会保障の分析は福祉国家分析に不可欠ではあるが、社会保障を国家構造との関連を抜きに論じても福祉国家論にはなり得ない。しかし、福祉国家論にはこの種の議論がじつに多い。同様に、国民経済や経済政策の分析なしには福祉国家の社会経済的分析は不可能だと思われるが、これらについてもほとんど分析対象に加えられないケースも珍しくない。

福祉国家の比較分析や類型把握も多くの論者によって試みられているが、資本主義分析もなくもっぱら制度比較だけで特質を論じたり、社会保障の水準だけで福祉国家であるか否かを論じるなど、およそ社会経済分析の手法としては通用しないと思われるものが、なんら批判されることなくまかり通っている。福祉国家論の世界は、なんとも不可解な世界である。

(2) 福祉国家論の分析対象はなにか

では、福祉国家論は何を分析すべきか。ともかくも社会保障の現状と特質に関する分析がメインとなることは間違いないが、問題はそれらをどのような分析枠組みのもとで行うかという点である。福祉国家論が一国の社会経済分析た

りうるためには、そして国家分析の一手法たりうるためには、少なくとも社会保障が国民経済のなかあるいは国家政策総体のなかでいかなる位置と役割をもっているか、その特質が国民経済の特質、資本の蓄積構造の特質とどのように結びついているのか、さらには行財政の構造にどのように現れているかなどが問わなければならない。

別言すれば、福祉国家論は、現代資本主義国家における社会保障・社会改良の構造と体系を分析対象とする必要があるということ、より具体的には、資本蓄積の構造と社会保障・社会改良の特質の連関、政策的には経済成長政策と社会保障・社会改良策との連関を分析し、現代資本主義のもとでの資本と人権の対抗関係の構造と動態を明らかにするという点を課題として設定する必要があるということである。

こうした分析の必要性を、福祉国家の比較分析と関連させて補足しておくと、その国の福祉国家としての特質は、社会保障制度それ自体の分析や比較からではなく、その国の経済社会の構造的特質とその規定要因をまず明らかにし、それらが社会保障にどのようなかたちで刻印されているのか、その内容は他国と比較してどのような特徴をもっているかを明らかにするという方法をとる必要があるということである。社会保障の特質を当該国の経済社会の特質の一環として分析すること、この点を欠いた分析は社会保障制度分析とはなりえても福祉国家論にはならない。

(3) 福祉国家分析の現実認識

以上の課題設定と分析枠組みは、福祉国家をめぐる以下のような現実認識をベースにしている。まず、福祉国家の成立に関しては、その萌芽を社会改良が登場した時代、あるいは社会改良が著しく進展した時代に求めるができるとしても、その本格的な確立は、諸々の社会改良が社会保障として体系化されたうえに、その社会保障が国民経済管理の一環に位置づけられるという質的な変化を不可欠の要件としていることから、やはり戦後に求めるべきであり、そ

の質的变化の直接の契机は、第二次大戦後に多くの国に突きつけられた失业の解消、国民生活の回復と安定、国民経済の再建という三つの課題の一体的な解决であったという认识である。

こうした状況のもとで、完全雇用、社会保障、経済成长を一体化した政策の确立と展开が国民経済の再建にとって不可避の选択として登場し、この政策の具体化を通じて社会保障は国民経済管理の一環に組み入れられていった（この点は、W. ベバリッジ『自由社会における完全雇用』（1944年）の分析をベースにしている）。この点が現実认识の第二の内容である。

しかし同時にそのことが人権の発展とその制度化レベルとのギャップ、别言すれば市場ルールと人権ルールの対抗がたえず再生産される構造をもたらすことになり、福祉国家は市場と人権の両面からたえず見直しを求められる环境に置かれることになる。福祉国家の国別相違は、この双方のパワーの具体的な関係とその関係を規定する国民経済の特質による。この点がいまひとつの現実认识である。

II

福祉国家の日本の特質と再編

（1） 福祉国家の日本の特質

福祉国家の特質把握における上記の諸点を踏まえて日本の特質を把握しようとすると、その分析の起点に、日本の経済社会における構造的特質として析出されてきた日本型企業社会という規定を置かなければならない。福祉国家における日本の特質は、なによりもこの日本型企業社会の铸型をはめ込まれた特異な構造として把握することができる。

この特異な構造は、社会保障に以下のような特徴を刻印している。まずなによりも、ナショナルな制度でありながら横断的にではなく企业単位に編成され、企业福祉と一体化された社会保険の特異な制度的編成である。したがって機

能的にも、企业社会から自立した生活の确立の基盤としてではなく、企业社会を軸にした生活「保障」をむしろ强化する存在となっている。それを可能にしているのが社会的规制の緩慢さとそのもとでの企业への大幅裁量の付与である。こうした企业社会の铸型は、社会保険给付の企业间格差とナショナルミニマムの低位性、労働基準の低位性とそれに规定された福祉基準の低位性となって现れている。

こうした构造は、企业社会に即応して作り上げられてきた行財政构造によって规定されまた强化されている。具体的には公共事业偏重の国家・自治体财政资金の配分构造と社会保障関连予算の抑制的构造のもとで、社会保障における公的负担の低位性と利用者の高负担、社会保険における保険主义への傾斜と私保険化、施設整备と人员確保における民間任せと节约・抑制等として现出している。

日本型企业社会の铸型をはめられた日本における社会保障は、こうした特質のもとで経済成長と「调和的」関系を保持し、未曾有の経済成長とそれに支えられた「完全雇用」を実现した。こうして、完全雇用、社会保障、経済成长という福祉国家の三大课题は、日本においては、ハイレベルな経済成长と低位の失业率そして低位の社会保障という、いわば市場ルールが人権ルールを凌駕するかたちで「解决」してきた。

（2） 福祉国家再编の内容と特徴

以上のような日本型企业社会の铸型をはめられた日本の福祉国家は、まずは70年代半ば以降の経済成长の减速化と福祉见直しを契机に、次いで80年代后半から90年代にかけて本格化するグローバリゼーションの进展を契机に、再编と転换が進められた。しかし、この二つの时期的の再编と転換には质的な违いがある。70年代の再编は、日本型企业社会の强化を通じて福祉国家の日本の特質を一段と深める方向へと向かった。しかし90年代の再编は、日本型企业社会それ自体の転换とともに、福祉国家の日本の特質そのものを変容させる方向で进みつつある。かかる再编は、以下のような特徴をもっている。

第一は、日本企業のグローバル化と国際競争力の質的な強化という基本方向にそって日本型企業社会それ自体の見直しが進行するもとで、企業社会の磁場が後退をし始めてきたことである。具体的には、高コスト構造の転換・スリム化が、企業社会中心型の生活構造を支えていた年功制、終身雇用、企業福祉、企業福祉と一体となった社会保険の企業主導管理運営などの見直しへと及び、これらの縮少を通じて企業中心の生活「保障」構造からの転換が進行し始めたということである。

第二は、高コスト構造からの転換をうたう経済構造改革のもとで、社会保障自体の構造的改革が進行し、行政責任にもとづく社会保障の水準が一段と抑制され、民間活力を活用した「市場福祉」や市民のボランティア活動に委ねる方向が急速に具体化しているということである。

第三は、かかる転換のもとで、企業社会によって担われてきた生活「保障」機能は、一方で地域を単位とした社会制度によって、他方では「市場福祉」によって置き換えられつつあるということである。介護保険の創設、健康保健組合特別給付や厚生年金基金の見直しと民間医療保険・個人年金等の拡大、医療・福祉サービス分野の規制緩和と民間企業の参入促進などの動きはその具体例である。ただしここで留意しなければならないのは、新たな社会制度が必ずしも公的な生活保障の拡充を意味するわけではなく、むしろ「市場福祉」へ傾斜し、これまでとは違った意味で企業主義を強める内容をもっているということである。介護保険のもとでの営利・非営利を問わない民間参入の容認は、そのことを端的に示している。

第四は、こうした企業中心社会からの転換は、単に企業レベルの転換にとどまらず社会関係の総体的な転換、具体的には、市民、企業、行政の関係総体の転換として提起され、そのもとで、非営利組織やボランティアをも包摂した新たな社会関係にもとづく新たな生活構造の構築へと向かおうとしているということである。経団連が「魅力ある日本の創造—創造への責任」において提起した「市民・企業・行政のパートナーシップの形成」は、こうした転換の方向を示す

ものとして重要な意味をもつている。

III

福祉国家再建の方向と課題

(1) 福祉国家再編への基本的なスタンス

以上の福祉国家の再編は、基本的には公的セクターによる社会保障を縮減し、市場によるサービスの売買や非営利組織やボランティアなどの市民活動に委ねていく方向といってよい。こうした再編は、福祉国家の機能を後退させる方向であることは明らかであるが、他方で福祉国家が有していた様々な限界を克服している手がかりとなりうる側面ももっている。そのことが冒頭で触れたような福祉国家の批判と擁護の錯綜した状況をもたらす要因になっている。議論のひとつの焦点は、福祉国家における官治主義的傾向と、自立と連帯の欠如・「コミュニティの不在」という問題を、福祉国家の機能を弱めることなく克服していくためにはどのような改革が必要かという点である。

この点に関しては、一方では非営利組織に注目する潮流から「市場の失敗」と「政府の失敗」を論拠にその積極的役割が提起され、他方では「市民・企業・行政のパートナーシップ」を唱える潮流から、行政と企業の限界を論拠に市民の役割を高めたうえでの三者のパートナーシップが唱えられている。これらは、先に指摘した福祉国家の限界を克服する方向を示唆しているようと思われる。しかし、ここには重要な論点が抜け落ちている。それは、非営利組織や市民活動の役割を積極的に生かすためにはいかなる社会経済システム・生活保障システムが必要か、その社会経済システムを可能にするためには行政組織をどのように改革する必要があるのかという点である。福祉国家をめぐる議論にとって何よりも欠かせないのは、社会経済システムのあり方の問題である。「政府の失敗」や行政の限界を指摘することや、非営利組織やボランティ

アの役割を強調することはきわめて重要であるが、それだけでは福祉国家をめぐる議論としては不十分である。しかも、社会経済システムのあり方を検討の外においた今までの非営利組織論やボランティア論は、結果的には、福祉国家の限界の克服ではなく、福祉国家の機能の後退に手を貸す議論になる可能性をもっている。経団連のパートナーシップ論のように、そうした意図を始めからもった潮流が登場しているだけに、「論じ方」が問題にならざるをえない。重要なのは、福祉国家の限界を克服していくことを通じて福祉国家の機能を高めていく筋道を明らかにすること、そのためには社会経済システムのあり方、行政組織さらには公務労働のあり方をあらためて検討する必要があるということの確認である。

(2) 福祉国家再建の課題

これまでの指摘から明らかなように、日本における福祉国家についていま検討すべき課題は、日本型企業社会の転換と一体となった福祉国家の機能の縮少・解体に抗しつつ、福祉国家のこれまで有してきた限界を克服するための課題を明らかにすることである。ここでいう「再建」とはその意味であり、「バージョンアップ」と言い換えても差し支えない。

以下、これまで触れてきた社会経済システムとの関連に限定して再建にかかわる若干の課題を提起したい。

第一は、社会保障行財政の民主的改革と自治・分権型への転換である。官治主義を克服するためには次にみる当事者性の徹底が欠かせないが、行政組織もそれに対応した構造をもつ必要がある。また、住民の自立と連帯を強めコミュニティの形成を促していくためにも行政組織の改革が重要な課題となる。そのポイントは自治・分権型への移行である。地域単位でのサービスについては様々な問題を抱えながらも分権型への移行が進展しつつあるが、当事者や住民がサービスの企画・立案にまで関わる自治・参加の実現はなお道が遠い。そこへ向けた転換のためには、自治体における財政自立権の確立が

欠かせない。また、社会保険制度における管理運営の改革はなお議論にさえなっていないが、医療保険については保険者の権限強化と自立化が診療報酬の見直し（医療機関との交渉・契約方式の検討）のなかで取り上げられており、やや角度は違うが社会保険の管理運営体制を検討する契機となりうる。

第二は、サービス提供における当事者性と自己決定の徹底であり、それを可能にするサービス提供基盤の抜本的強化である。この改革は、官治主義の克服にとっても、また選択の不自由を理由にした市場化への転換を食い止めるためにも、さらには平等の実質化のためにも欠かせない。「政府の失敗」や「行政の限界」を説く論者のなかには、行政責任と自由選択・自己決定との両立不能を前提にした議論がしばしばみられるが、それは逆であって、行政責任の徹底による社会的条件の整備抜きには自由選択・自己決定は不可能である。この条件を欠いた自己決定は、半ば強制された選択と決定にならざるをえない。重要なのは、こうした選択の前提条件とともに、上で述べた当事者の選択と決定を実際のサービスに結び付けることを可能にする行政組織とサービス提供の仕組みである。この点の改革の必要性を看過するか不可能と見做してしまうかすると、行政責任と自由選択・自己決定の両立不能論に陥ることになる。

第三は、以上の行政組織の改革とサービス提供理念を生かすサービス提供システムの確立である。ここでのポイントはサービス提供の多様化・多元化に対する評価と対応にある。

サービス提供の多様化・多元化は、一般的には利用者の選択の幅を広げ個別のニーズにみあったサービス利用の可能性を広げるが、それが行政責任から切り離されて市場関係のもとにおかれると、逆選択によって選択の自由が不自由に転化したり、サービスの質における低下をもたらすなど、かえって利用者に不利益となる可能性が高まる。サービス提供の多様化・多元化が文字どおり利用者に選択の拡大をもたらし自己決定の積極的条件として機能するためには、必要なサービスの確保と提供されるサービスの内容に対して最終的な責任を行政が負う仕組み

とすることが不可欠である。そのためにも、行政サイドがサービスの善し悪しを見極めることのできる評価システムと評価能力を持つ必要がある。

第四に、こうした行政組織を担う公務労働の量と質の両面における改革である。「政府の失敗」論には行政組織によるサービスの画一性や硬直性をまともな検討もしないで「固有の限界」のように論じる向きがあるが、人的配置水準の引き上げでかなりの程度克服が可能であることは北欧をはじめ福祉先進諸国の現実をみれば明らかである。しかし量的改善だけでは十分ではない。いま求められているのは、サービスにおける当事者性を貫き、多様な広がりを見せはじめた非営利組織の活動や市民の自主的活動と連携し、共同しながらナショナルあるいは地域全体の生活保障システムを構想し構築していくことのできる公務労働である。国民の自律性と連帶のエネルギーを行政システムの改革に結び付け不斷に人権水準を高めていく志向とそのための高い専門性を有した公務労働の存在こそ、福祉国家再建の決定的条件である。

終わりに

日本型企業社会は、グローバリゼーションの進展のもとでいま大きな転機を迎えている。それにともなって、福祉国家の日本の特質にも重要な変化が生じつつある。つまり、これまでの企業囲い込み型の生活・福祉構造から、行政・企業・市民の関係を総体として再編成し、そのトータルな関係のなかに「市場福祉」や非営利の活動さらには市民の自主的活動を組み入れていく方向への転換である。かかる方向は、グローバルな競争へ向けた企業と国家のスリム化・体質転換を図りつつ、市場関係の拡大をてこに

新たななかたちで企業の生活コントロールを強め、同時に国家の生活保障機能の縮少と「市場福祉」の限界がもたらす矛盾を市民活動でカバーする構造に他ならない。しかし、かかる構造は非営利組織やボランティアという新しい国民のパワーを引き出すという意味で諸刃の剣でもある。かかる新たなパワーが公務労働と共同し、国民の自律性と連帶を高め、当時者性を貫くことのできる新たな生活保障システムを実現する時、企業社会型および企業・市場主導パートナーシップ型生活・福祉構造を超えた、かつ福祉国家のこれまでの限界も超えた新しい型の福祉国家、バージョンアップされた福祉国家の登場が可能になる。

(小論は夏期研究大会での報告がベースになっているが、報告の時点では不十分であった点、論点が必ずしも整理できていなかった箇所などを中心に加筆・修正し、かつ紙幅の関係で削除した部分があるため、報告の内容とはやや異なる点があることをお断りしておきたい。)

参考文献

- 渡辺治・後藤道夫編『講座現代日本4・日本社会の対抗と構想』大月書店、1997年
岡沢憲美・宮本太郎編『比較福祉国家論』法律文化社、1997年
クリストファー・ピアソン、田中浩・神谷直樹訳『曲がり角にきた福祉国家』未来社、1996年
八木紀一郎他編著『復権する市民社会論』日本評論社、1998年
伊藤周平「ジェンダー・市民権・福祉国家(1)(2)」法政大学社会学部『社会労働研究』第42巻2号(1995年9月)、第42巻4号(1996年2月)
拙稿「福祉国家の日本の特質と現段階」『経済科学通信』第72号、1993年3月
拙稿「構造改革と民活福祉の新しい構図」『賃金と社会保障』No.1200、1997年4月下旬号
(よこやま としかず 所員 金沢大学)

福祉国家の光と影

USUI Toshimasa
碓井 敏正

I

福祉国家に対する二つの問い合わせ

経済を中心とするグローバリゼイションが進むなかで、福祉国家のあり方が厳しく問われている。その問い合わせは大きく二つのレベルに分かれるであろう。第一は、従来型の福祉国家が財源の逼迫や効率性の点で、今のような体制では存続できなくなっているという問題である。日本では政府が福祉国家を標榜したのが、70年代に入ってからであることを考えれば、これはあまりにも早すぎる問い合わせと言えるかも知れない。

第二の問い合わせは、福祉国家の前提となる国民国家の存在自体が揺らいでいるという問題である。これは福祉国家の基盤そのものを問うという点でより根源的な問い合わせであるように思われる。しかし国民国家を福祉の枠組みとした福祉国家の限界については、スウェーデンの福祉理論家のK・J・ミュルダールが、「福祉国家の主張すら、それを支える国家的結束への訴えは、人類全体の連帶をますます達成困難なものにしている」(『福祉国家を越えて』岩波書店)と述べ、国民国家を地理的限界とする福祉国家と国際的連帶の両立困難性について、すでに言及していたのである。

II

日本型福祉政策の矛盾

福祉国家の現在的問題を論じる前に、福祉国家のかかえる本質的諸矛盾について認識してお

くことがどうしても必要である。というのは、近年問題となっている財源に係わる困難性だけでなく、福祉の概念は、人間の自由や生き方との関係で固有の矛盾を内包しているからである。

その点で第一に指摘しなければならないのは、戦後の政治風土に根ざしたやや特殊日本の問題である。すなわち日本の土建国家的体質と結びついた福祉行政の問題である。福祉に限らず文化施設などについても同様であるが、日本では福祉施設の建設が、公共事業として景気刺激の手段(いわゆる箱モノ行政)となるため、当事者のニーズやライフスタイルとは関係なくなるだけでなく、補助金の不正受給に象徴されるように、福祉に名を借りた利権の構造が生まれることになる。社会保障関係費は額が大きいため、政・官・業の癒着から得られる利権のうまみは大きいのである。

かくて出来上がった福祉施設は、その投下した資源に比して間尺に会わないものとなることは言うまでもない。老人ホームなどは、郊外の不便な場所に立派な施設として建設されるケースが多いが、大事なのはこのような福祉の形態の中に、以下のような遅れた福祉思想が働いていると考えられることである。

すなわち福祉の対象者を弱者ととらえ、かれらを特定の場所に囲い込み、「手厚い」保護を与えるのが、福祉の正道であるという観念である。一言でいえば福祉のパターナリズムと言うことができよう。しかしこのような19世紀的とも言うべき福祉思想に欠けていることは、当事者の自己決定やライフスタイルの多様性を顧慮していないことである。

民間の福祉法人が老人福祉施設を経営する場合、採算ベースを考えれば、一定の規模と運営費を確保しなければならず、それは入所者に対

してもまた、運営主体に対してもかなりの負担を強いることになるであろう。しかし果たして、それに見合った生きがいを入所者が感じているかどうかは疑問である。

それに対して、次のような最近の事例がある。阪神淡路大震災の後に、独居老人対策として、西宮市が木造のコレクティプハウスを建設した。この施設では若干名の高齢者が、個室を与えられて自活すると同時に、共用空間で食事を共にすることができるようなシステムになっており、地域との交流も盛んであるという。ここには施設の職員は常駐せず、市の福祉担当職員が定期的に巡回する形になっている。このような施設は、あてがいぶちの老人福祉施設に比べれば、ずっと個人の自律性が大切にされており、また行政にとっても負担の少ない形態と言えるであろう。

また最近では、気の合いそうなお年寄りを紹介し、彼あるいは彼女らの共同生活をサポートするような、民間のネットワークができているという。これなどもお年寄りが、施設（あるいは「暖かい家庭」）に問い合わせて生活するのではなく、自らの価値観に合ったライフスタイルを模索し始めていることを示すものであるが、福祉とは、このような当事者のニーズを大切にすることを出発点にしなければならないであろうし、行政の主たる役割はこのような多様な活動を支援するところになければならない。

III

福祉国家の本質的矛盾

…その排他的、抑圧的性格

日本型福祉政策の矛盾は、福祉国家そのものの矛盾と当然のことながらリンクしている。後者の矛盾のかなりの部分は、福祉国家が国民国家の枠組みによって規定されていることから生じている。このことは福祉政策が排他的、抑圧的性格を帯びやすいことを意味している。すなわち福祉政策が国民国家的統合の手段として機能しているのである。

まずその排他的性格を問題としよう。福祉の受益者は国民国家の成員すなわち国民に限定されることになる。しかし福祉が人間の基本的権利であるならば、外国人に格差を設けるのは筋がとおらない。ここに福祉国家の排他的性格がある。過去の例でいえば、かつて日本軍の軍属であった在日韓国・朝鮮人が、恩給の受給資格を欠くなどの件があるが、現在でも、外国人労働者への医療保険適用の制限などの問題がある。このように国家は、当該国の成員に受益者を限定することによって、福祉水準を維持してきたのである。しかしボーダーレス化の進む現代においては、このような前提が、崩れつつあることを認識しなければならない。

福祉の受益者の資格問題は、現在ではさらに深刻度を増しているとみるべきかもしれない。その背景にあるのが、福祉国家の財政問題である。すなわち限られた福祉予算の下では、福祉の受益者は厳しく制限されざるを得ない。さらに福祉のコスト意識が高じると、「受益者」の生存そのものを国家が決定するようなことが起きる。事実、最近明らかになったように、福祉先進国のスウェーデンにおいて、近年まで障害者の断種手術が公然と行われていたのである。

あらゆる個人に人間らしい生活を保障するという福祉国家の理念に照らすならば、スウェーデンのような代表的な福祉国家に存在したかかる事例は、例外的なもののように思われるが、決してそうではない。優生思想と福祉国家は、むしろ相互補完的関係にあるとみるべきであろう。

もともと社会福祉政策は、個人の自由、権利の保障と両立しがたい性格を有していた。この点は弱者救済としての福祉政策が、まさに弱者の権利否定の歴史でもあったことをみれば分かる。T・H・マーシャルが明らかにしたように、福祉の発祥国イギリスでは、貧者救済は彼らの市民権の剥奪と引き換えであった。社会的保護を受けるものは、自己の生活をコントロールする能力に欠けているとみなされ、そのような存在は当事者能力を有するべき市民たりえないと考えられたのである。

さらに福祉の受益者は、保護と引き換えに国

家に対する忠誠を強いられることになる。子供が親を権威として受け入れるように、彼らは自己の保護者たる国家を権威として受け入れざるを得ない。権威の象徴である日本の皇室やイギリスの王室のように、一般に国家的統合の象徴が、福祉に熱心であるのは、その意味で偶然ではないのである。

この点は社会権的基本権として社会福祉が位置づけられている現在でも、変わっていないと考えるべきであろう。そこに貫るのは、自由の制限、抑圧という特徴である。本来自由の基盤を提供すべき社会福祉が、自由の制限と結びついているというのはパラドキシカルであるが、福祉という概念には、この種の矛盾が本質的に内在していると考えるべきなのである。崩壊した「社会主義」国家は、この点を最もグロテスクに表現した国家であった。

この問題は、現代の国家が社会国家化しているという事情、すなわち社会福祉政策の実施が、社会法の規制の形態をとるという事情と関連している。例えば、生活保護を適用する場合、行政は当該者の生活の細部まで把握しなければな

らないが、このことは個人の人格やプライバシーの侵害につながるわけである。

このような現象を法化の問題として、生活世界の植民地化という文脈でとらえたのが、ハーバーマスであった。彼によれば、近代社会における法化の進展は、自由の拡大を意味するが、法化がある段階を超えると、個人の自由の保障を目指す福祉国家的な政策が、逆に個人の自由を剥奪するというパラドキシカルな事態が生じてくることになるという。ハーバーマスは、このような事態を「自由保障と自由の剥奪のアンビバレンツ」（『コミュニケーション的行為の理論』）と表現している。

近年、新自由主義的な社会再編に対抗して、新たな福祉国家構想を打ち出す考え方があるが、上述した福祉国家の矛盾の総括を欠くならば、それは到底市民的支持を得ることはできないであろう。

（なお近刊の拙著『現代正義論』青木書店 のなかで同種の問題を詳しく論じているので、参照して頂ければ幸いである）

（うすい としまさ 所友 京都橘女子大学）

SPECIAL EDITION
特集

What's NPO

福祉国家の再編とジェンダー 中川 スミ

NAKAGAWA Sumi

1970年代後半以降、「福祉国家の危機」をめぐって新保守主義の潮流からの福祉国家批判が展開されたことはよく知られている。だが、少し遅れて80年代以降、フェミニストによる福祉国家批判が欧米で展開されており、日本でも90年代に入ってから日本の福祉国家に対するジェンダー視点にたった分析が現われていることについては、十分認知されているとは言い難い。ここでは、ジェンダー視点にたてば福祉国家の再編のあり方がどのようにみえてくるかを考えてみたい。ちなみにジェンダーとは、生物学的な性差ではなく社会的・文化的に規定される性差

を表わし、ジェンダー視点とは、両性関係の現状を——変革の展望のなかで——とらえる視点ということができる。

I

歐米のフェミニストによる 福祉国家批判

歐米のフェミニストによる福祉国家批判の最大の論点は、それが特定の家族モデル、つまり

男性が職業に従事して賃金を稼ぎ、女性が男性に経済的に依存して家事・育児を担うという性別分業にもとづく家族モデルを前提にして組み立てられ、政策や制度をつうじてこれを固定化し、促進するということにある。

具体的には、①社会保障制度が、雇用によって継続収入を得られる男性を中心に家族単位で設計され、既婚女性は男性に扶養されるものとして位置づけられていること、②家族のなかには実際には葛藤や権力関係がある（例えば夫による妻への暴力の存在）にもかかわらず、現行の福祉国家は家庭内の問題には関心を払わず、家族を単一の不可分の単位として扱ってきたこと、③性別分業にもとづく家族モデルに従う女性を制度上有利に扱い、従わない女性を不利に扱うことによって、女性が経済的自立よりも男性に扶養されることを求めるよう誘導していること、④福祉国家は産業化の進行によって衰えた家族の諸機能を代替していくと論じられたにもかかわらず、高齢者・障害者・幼児の世話や介護という重い負担が、性別分業によって女性に担わされており、これが女性の家庭責任や「母性神話」などによって正当化されていること、⑤貧困の廃絶と個々人の平等をめざしたはずの福祉国家のもとで、家族モデルからはずれた女性たちを中心に、いわゆる「貧困の女性化」現象が生じていること、などがフェミニストの批判の対象とされている。フェミニストのこうした批判が生じた背景には、福祉国家が成立した高度成長期は、同時に、技術革新・産業構造の高度化・女性の教育水準の上昇などに伴う労働市場への女性の進出や、離婚の増大、家族の多様化などが進み、福祉国家が前提とする家族モデルが標準ではなくなっていったという事情がある。

福祉国家に対するフェミニストの批判は、しかし、けっして福祉国家の解体論ではない。フェミニストは、既存の福祉国家を批判しつつも、福祉国家に対して一定の評価を与えていた。例えばそれは、限られたものではあれ、公的な育児や介護のためのサービスを提供することによって働く女性を支援してきたし、育児や介護などの仕事を低賃金ながら公的な職業に転化する

ことで女性の雇用機会を拡大してきた。したがって、福祉国家の見直しによる公的支出の削減や、福祉供給の商品化、あるいはボランティアへの依存といった新保守主義的な福祉国家解体論には、フェミニストは批判的である。

久場嬉子氏はフェミニズムによる福祉国家批判が二面性をもつこと、すなわち、伝統的な福祉国家が女性差別的な構造をもち、政策にジェンダー・バイアスがあることを批判しつつも、同時に、これを克服した新しい福祉国家を展望するものもあることを指摘している。スウェーデンの福祉国家が、たえまないジェンダー摩擦にいかに対応するかを駆動力としてたえず発展してきた形成途上の制度である（Y・ヒルドマン）ように、福祉国家はけっして完成した一つのモデルとしてあるのではなく、その時々の課題に対応して変容可能な制度であり、またそうでなければならない。今日、福祉国家の諸類型の比較研究が進められているが、ジェンダー視点はその不可欠の指標の一つとして位置づけられるべきであろう。

II

日本の福祉国家の ジェンダー分析

日本の、あるいは日本型福祉国家には欧米諸国をはるかに上回る性差別的構造が組み込まれており、これが日本特有の企業中心社会を成り立たせている不可分の要素であることが近年強調してきた。例えば大沢真理氏は、日本の社会保障制度の基本性格を「家族だのみ」、「男性本位」、「大企業本位」と特徴づけている。「家族だのみ」とは、それが「暗黙のうちに特定の家族のあり方や機能によりかかって展開され、低下した家族機能を補強する政策を欠くこと」（児童手当制度の周辺的な位置づけ／生活保護における親族扶養の優先／医療保険での世帯単位／被用者年金保険での夫婦単位など）、「男性本位」とは、「たのみとされる家族のあり方が性別役割分担と女性の男性への経済的依存にもとづいて

いること」(社会保険における標準的な被保険者が壮年までの男性であり、扶養家族たる妻は、個人としての医療や年金への資格をもたない)、「大企業本位」とは、「複雑に分立した社会保険制度では、大企業の労使ほど有利な条件を享受できる」しくみになっていること、と説明されている。日本の社会保障制度のこうした基本性格は石油危機後の「福祉見直し」を経て80年代に行われた制度の再構築のもとでも変わることなく、むしろ再編強化された(大沢93、204~232頁を参照)。氏によれば、社会保障制度のこの再構築の時期は企業中心社会の確立期でもあった。企業中心社会の担い手である「会社人間」は、けっして単独では存在しえず、会社第一の夫とそれを支える内助の妻という性別役割分担カップルとしてのみ存在しうるからこそ、社会保障における家族だのみや男性本位の再編・強化が要請され、これに対応する制度改革が企業中心社会の確立を「総仕上げ」した、というのがその含意である。大沢氏の企業中心社会論には若干の疑問もある。例えば、日本社会がもつ重層的な格差構造(雇用者でいえば、企業規模別、雇用形態別、学歴別、年齢別、性別などのさまざまな格差)を「男性本位」という一点にしほりこんでいく傾向や、90年代以降の「大競争」下の「雇用の流動化・多様化」の流れを企業中心社会の超克の好機と評価する点などは、いま少していねいに論じていく必要があると思う。しかし、日本社会が性別構造を基本的なものとして含んでいる現実は否定できない。

福祉国家をいかに再編するかという問題は、人々がいったいどんな生活様式を、したがってまたどんな社会をつくりたいのかという理念問題に関わる限り、ジェンダーの視点を欠くことはできない。人間らしい生活、あるいは「人たるに値する生活」とはいったいどんな生活なのか。これをたんに家族が暮らしていくるというレベルを超えてその内実にまで踏み込んで議論していく必要があろう。日本の現状では、女性が一人の自立した労働者として働き、そうしたものとして処遇される権利が保障されていないだけでなく、男性もまた、妻子を扶養する責任

から企業社会にエネルギーを吸い取られてしまい、地域や家庭で生活を享受し、親として子育ての責任を果たし、市民運動に参加するといった権利を保障されていない。また子どもたちや高齢者にとっても、その世話や介護が社会的支援を欠いたまま孤立した家庭内の女性の負担とされている限り、児童虐待や高齢者虐待などの諸問題の発生を防ぐことはできない、という現実を直視する必要がある。

今日注目されている「少子化」現象は、性別分業にもとづく日本社会が抱える諸矛盾の一つの集約点といえる。少子化をうみだす諸原因の底流には、家事・育児・介護の重い負担がもっぱら女性に担わされる現状に対する女性の「無言の抵抗」があると思われる。この6月に刊行された『平成10年版厚生白書』は、今日の日本を子どもを生み育てることに夢のもてない社会と断じて、家庭や地域や職場、学校など、社会のあらゆる場面のジェンダー視点にたった見直しを提言している。そのなかには保育行政の公的責任の縮小論など批判的に検討すべき部分も多々あるが、官庁文書でさえ、性別分業にもとづく社会のあり方の総括的な見直しを提案せざるを得ないという現状があるということに注目したい。福祉国家の再編を展望するにあたってジェンダー視点という座標軸をもつことは、緊急の課題だと思われる。

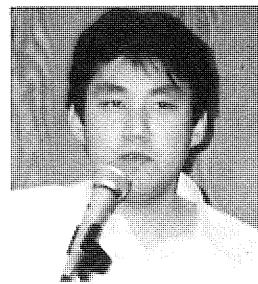
[参考文献]

- 伊藤周平「福祉国家とフェミニズム」『大原社会問題研究所雑誌』440号、1995年7月
大沢真理『企業中心社会を超えて——現代日本をジェンダーで読む』時事通信社、1993年
久場嬉子「福祉国家とジェンダー摩擦」『季刊社会保障研究』1994年、秋季号
厚生省(監修)『平成10年版厚生白書 少子社会を考える』ぎょうせい、1998年
中川スミ「経済学とジェンダー」『賃金と社会保障』1188号、1996年
(なかがわ すみ 所員
神戸学院女子短期大学非常勤講師)

福祉観の転換と社会経済システム

—アマルティア・センの発達概念をもとに—

功利主義の観点からではなく、「機能する潜在的 possibility」という視点から福祉を考察したセンの論理を紹介する。



YOSHIKAWA Eiji
吉川 英治

I

はじめに

II

Human Development

福祉とはなにか。豊かさとはなにか。生活の質が高いとはどういうことか。人間社会の発展をどう捉えるべきか。21世紀の到来を目の前にして、こうした問題がいたるところで議論されてきています。たとえば、公共投資のあり方、社会保障制度の枠組み、企業社会と労働のあり方、教育システムの改革、開発と環境保全のジレンマなど、関連するトピックスを挙げれば、まったくきりがないくらいです。こうした背景には、20世紀という時代の総括と反省を踏まえつつ、福祉や豊かさに対する新たなヴィジョンを模索し、21世紀の社会経済システムのあり方を再検討しなければならない、という共通の認識があるように思われます。

まずははじめに、福祉観の転換と新たな社会経済システムのあり方を模索する試みのなかから、国連開発計画が公刊してきた Human Development Report を取り上げ、その概要を紹介しましょう。

これまでの発展途上国の開発戦略の設計の理念と結果を省みれば、経済メカニズムの効率的な編成と経済成長にばかり関心が向けられ、国民一人当たりの所得水準が増加しても、不平等が拡大したり、人間の生活基盤が整備されないで放置され、深刻な問題を引き起こしてきた事実を指摘できるでしょう。また先進国においても、高度の経済成長を成し遂げ、所得水準は随分と上昇したけれども、豊かさの実感に乏しいということが頻繁に指摘されています。この報告書では、こうした現状を踏まえて、経済社会の

発展の目的があくまでも人間の福祉の向上にあり、経済成長が自動的に福祉を向上させるものではない、ということを再確認しようとしています。

Human Development というのは、端的に言えば、人々が価値があると考える生き方を実現する機会がどれほど開かれているか、ということを意味しています。人々の暮らしは、経済的、政治的、社会的、文化的な、いろいろな側面から構成されていますが、それぞれの側面で人々の選択の機会がどれほど開かれているかというところに焦点があり、人々の福祉と経済社会の発展をかなり包括的な視点で把握しようとしています。たとえば、所得を稼ぐ機会があるかどうか、相応の生活水準を享受しているかどうか、医療サービスにアクセスできるかどうか、教育サービスを享受できるかどうか、公正な選挙で投票できるかどうか、昇進や政治的活動の機会に性差別がないかどうか、暴行を受けることなく道路を通行できるかどうかなど、いろいろな要素を考えることができます。さらに、どのような選択肢が重要かということは、発展段階や社会的文脈によって、相対的に変化してくるでしょう。

この報告書では、こうした選択肢のなかから、最も基本的な3つの要素として、平均余命、教育の達成度、購買力調整済みの一人あたり実質GDPを取り出して、Human Development Indexを作成しています。指標の作成と計測に関する詳細な説明は省きますが、これほど簡単な指標からでも、経済成長と福祉の向上とのあいだに自動的な結びつきがないことが顕著に示されています。さらにこの報告書には、その他の選択肢に関わる経済指標と社会指標が掲載されており、各国のパフォーマンスを包括的に見ることができるようにになっています。

III

機能する潜在的可能性

前節で紹介した Human Development の概念は、これまでに規範的経済学や社会倫理学の領

域で議論されてきた、ある理論的な成果を基礎としています。それは「機能する潜在的可能性」という視点から福祉を捉えようとするアプローチで、アマルティア・センが提唱してきたものです。ここでは、センの考え方をわかりやすく説明してみましょう。

人々の暮らしというのは、実際に達成されたさまざまな「状態」や成し遂げられた「行為」の束だと考えられます。ある「状態」に達するとか、ある「行為」を行うということは、少しばかり抽象化して言えば、人としての「機能」を充足することだといえます。人々の福祉を評価する場合には、熟慮の末に価値を認めている諸機能を、人々がどれほど充足しているのか、また充足する機会がどれほど開かれているのか、ということに焦点を合わせなければならない。これがセンの基本的な考え方です。

具体的な例で考えてみましょう。たとえば、コミュニティのなかを自由に移動できるというのは、人々が価値を認める重要な機能のひとつでしょう。仕事のため、友人に会うため、買い物に行くため、その他いろいろな理由で、人々はこの機能の充足を望むことでしょう。この機能の充足を助ける手段あるいは道具としては、いろいろなものを考えることができますが、たとえば自転車を考えましょう。私たちは市場において所得の購買力で自転車という財を購入するわけですが、人やモノを輸送するという自転車の特性を利用することで、コミュニティでの移動を可能にしているわけです。しかし、この機能を充足できるのは、自転車の輸送性という特性をうまく利用できる人々だけです。身体に障害がある人ならば、自転車という財を購入するだけの所得があっても、また自転車という財を獲得できても、コミュニティを自由に移動することはできません。この場合には、車椅子などの道具を必要とします。さらに、自転車で安全に走行できる道路の整備、あるいは車椅子で自力で通行できる環境の整備が、政府や自治体によってなされなければ、この重要な機能を充足したいという望みは叶わないことになります。

つまり、所得－財・サービス－特性－機能の充足という連鎖のなかで、個人的特徴の多様性

と公共システムのあり方に注意を払いながら、実際に充足された諸機能、あるいは充足しようと思えば実際に可能となるような潜在的 possibility に基づいて、人々の福祉を評価しなければならないということです。さらに、センは「充足されるべき基本的な諸機能の束」を考え、この観点からの平等を主張して、そこでの平等を図ることが社会的正義にかなっていると主張しています。ちなみに、この基本的な諸機能の束はそれぞれの社会的文脈に依存して相対的に変化すると考えられます。

経済学における福祉評価の伝統的な方法は、所得や財・サービスの保有、あるいは人々の「効用」（主観的な満足感や幸福）を情報的基礎としています。分業と市場経済を前提とする社会では、たしかに、購買力の大きさを決める所得の大きさや必要な財・サービスを生産する能力というのが、福祉の指標としてある程度のはたらきをしてくれます。また、諸個人の主観的評価を重視することには、近代社会の重要な精神が表されています。しかし、所得や財・サービスの保有あるいは単なる主観的評価だけにとらわれていては、本当の福祉評価はできないのです。

「機能する潜在的 possibility」という情報的基礎に焦点を合わせるこのアプローチは、福祉の評価、経済社会の仕組みの評価、不平等の評価、社会的正義の評価など、いろいろな領域に影響を与えてきています。それはアカデミズムのなかでの理論的な貢献だけにとどまらず、発展途上国における社会保障制度の理念と政策設計など、現実の世界にも影響を与えてきています。

IV

機能アプローチの背景

それでは、「機能する潜在的 possibility」に焦点を合わせるセンのアプローチは、どのような背景のなかで生まれてきたのでしょうか。また、理論的にはどのような意図を持っているのでしょうか。

うか。

このアプローチは、理論的に煎じ詰めれば、「顕示選好学派の効用主義」に対する批判に立脚しています。この批判的なスタンスには、二つの意味が含まれています。ひとつは、功利主義に立脚する経済学が人の行為や社会の仕組みを評価する際の情報を「効用」に一元化することを批判的に克服することであり、もうひとつは、利己心の最大化という主流派経済学の行動論的な基礎づけを批判的に克服することです。以下では、このことをわかりやすく説明してみましょう。

(1) 非効用情報—権利と自由の重要性

経済学は功利主義に立脚しているとよく言われます。功利主義というのは、端的に言えば、人の行為や社会の仕組みの善さを判定する場合の基本的な考え方であって、次のような構造を持っています。まず、行為や社会の仕組みから生み出される「帰結」だけに着目します（帰結主義）。次に、その行為やその社会の仕組みに関連する当事者たちが、そのときの帰結から獲得する主観的な満足感・欲求の充足度・快楽・幸福（これを「効用」と呼びます）だけを、評価の情報的基礎として採用します（効用主義）。そして、その帰結を当事者たちの効用の「総和」で評価します（総和主義）。功利主義においては、諸個人の効用の総和を最大にするような社会制度を選ぶとき、社会的正義が実現されると考えられています。

ベンサムやミルの功利主義思想は、「最大多数の最大幸福」をさまざまな社会改革の原理に適用して、イギリス社会に大きな影響を与えました。しかし、倫理学の世界では理論的な欠陥を衝かれて、次第に衰退していきました。結局のところ、効用概念が持っていた現状批判と社会改革のニュアンスは骨抜きにされ、このような形式的な構造だけが残りました。とりわけ、効用主義に反映される快楽主義的な人間像だけがクローズ・アップされ、それが利己心の最大化という行動仮説を基礎とする主流派の経済学に、ぴったりと適合してしまったわけです。経済主

体の行動であれ、福祉の評価であれ、社会的な意思決定であれ、経済学ではとにかくにも効用概念から離れることはできません。

しかし、功利主義にはいろいろな問題があります。とりわけ、社会の仕組みを判定する際の情報を効用に一元化することには、「適応的選好形成」と呼ばれる問題があります。つまり、「欲する」とか「望む」ということは、社会的文脈のなかで人々がどんな境遇に置かれているのかに依存してきます。それゆえ、それ相応の条件と機会が与えられたならば、内省的な判断に基づいて表明されるはずの欲求が、「あらかじめ隠されたままになっている」かもしれません。そうなると、人の福祉を判定したり、社会の仕組みを評価したりする場合に、「効用」という情報の基礎を利用するには具合が悪いわけです。

センは次のように述べています。「功利主義のもう一つの難点は、快ないし欲求の精神的な特性が根強い不平等の状況に順応してしまった場合に引き起こされる、[情報面での] 歪みに関わってくる。度外れの格差や不公平を長期にわたって強いられてきた犠牲者は、自分たちの運命をまったく逃がしたいもの、静かに満ち足りた気持ちでもって耐えていくべきものと見なすようになるかも知れない。実現の可能性がないものを切望しつづけることはほとんど意味をなさず、実現の見込みについて慎重に考慮する理由など、ほほないに等しい状態におかれたゆえに、彼らはそうした事情に即するかたちで自分たちの欲求や快を順応させるようになる。慢性的な権利剥奪をこうむっているため、現状以上のことを望む勇気を阻害し、ささやかな情けをかけられただけでも大喜びしてしまうようになった人の場合を想定してみよう。ここに功利主義の計算を当てはめるなら、それがきわめて偏ったものになることが分かる。なぜなら快ないし欲求をこういった歪んだ物差しで測った場合、さまざまな権利剥奪が正確に表されないからである。」(アマルティア・セン、「社会的コミットメントとしての個人の自由」川本隆史訳、『みすず』1991年1月号75 - 76ページ)

センの叙述に見られるように、社会的評価の情報的基礎を「効用」に一元化する態度に固執

すれば、本来固有の価値を持つ権利や自由といった「非効用情報」を遮断してしまうことになります。社会選択論の領域でセンが証明した「リベラル・パラドクス」と呼ばれる定理は、このことを端的に示す一例です。この定理のエッセンスは、諸個人のあらゆる選好判断を承認した上で、社会的な意思決定に矛盾が生じないことを要請すると、最低限度の個人の自由は尊重するべきだという要請が「パレート原理」と衝突してしまう、という点にあります。「パレート原理」とは、もし全員の選好が一致しているなら、それを社会的な意思決定に反映させるべきだという要請です。元来、この原理は諸個人の主観的評価を尊重する自由主義の真髄であると考えられていましたが、諸個人の自由や権利という情報を考慮した途端に、矛盾が生じてしまったわけです。

リベラル・パラドクスをめぐる問題はさまざまな領域で大きな影響を与えてきましたが、セン自身は、これまで誰も疑いを持たなかった「パレート原理」の要請を緩和することで、このパラドクスの解消を図っています。詳細は省きますが、そこでの基本的な考え方は次のようなものです。つまり、社会的文脈を精査して他者の自由や権利を考慮することができる能力が、学習によって獲得されるようになると、人々は自分の選好を内省的に変化させたり、社会的意思決定の際には他者に関わるある種の選好を表明しないようになるということです。

(2) コミットメント

前項では、骨抜きにされた功利主義と経済学の結合について触ましたが、この「結婚」はあまり幸福ではなかったのかもしれません。というのも、主流派の経済学が論理実証主義と価値中立的な科学的思考へ傾斜していくなかで、効用概念の解釈がますます骨抜きにされてしまったからです。古典的な功利主義のなかでの効用概念は、満足感、快楽、幸福、欲求の充足度という諸個人の主観的な評価を意味していました。ところが、主流派の経済学では、その概念から主観的な性質が完全に濾過されています。

古典的な功利主義では、諸個人の主観的評価である効用の大きさが意味を持ち、個人間で比較することができると考えられていました。たとえば、イギリスの経済学者で『厚生経済学』を著したピガーには、古典的功利主義の社会改革への情熱とこうしたスタンスが受け継がれています。彼は「効用の個人間比較」を前提として、貧困者への所得再分配を正当化するような議論を展開しました。しかし、「効用の個人間比較」は科学的に検証できない価値判断に関わる作業であり、主観的な効用を客観的に測るのも困難なことです。そこで、主流派の経済学では、財・サービスのバスケットや政策プログラムなどの選択対象に対して、人々が望ましさに関する順序付け、つまり「選好」を持っていると考え、その順序付けを閾値表現したものを効用と呼んでいます。こうした効用概念では、効用の大きさや個人間比較は意味を持ちません。これが濾過の第一段階です。

しかし、選好順序を前提として経済行動を分析することは、やはり諸個人の主観的な判断に依拠していることになります。濾過の第二段階は、この主観性を経済分析から取り去ることを意味しています。これは顯示選好理論と呼ばれる考え方です。つまり、経済学者が観察できるのは実際の選択行動だけです。もし同じような条件がそろったときには必ず同じ行動をとっているという具合に、選択行動がある種の整合性を満足すれば、その選択行動がその人の選好順序を顯示しているとみなします。そして、この選好順序を数値表現したものを効用と呼ぶわけです。ここで、古典的功利主義が賦与してきたイメージが入り込んでくると、あたかも顯示選好理論で解釈される効用が、人々の利己的な欲求の充足度や満足感、快楽や幸福、さらには人々の福祉についての判断を表しているかのような錯覚が生まれてきます。つまり、顯示選好理論の枠組みでは、選択－選好－効用－福祉という連鎖で、人々が絶えず福祉の最大化に動機づけられて利己心の追求を行っているかのように解釈されてしまうわけです。

センは、福祉の最大化に動機づけられた利己心の追求という意味での合理性が普遍性を持つ

かどうかという観点から、選択－選好－効用－福祉という連鎖を断ち切ろうとしています。他人の福祉に対する配慮、自分が属する社会集団に対する義務感、正義・公正・平等の理念を背景に社会のなかで形成されてきた道徳的規範や社会的ルールを尊重することなど、人々が福祉の最大化以外の動機で行動することの方がむしろ普遍的かもしれません。たとえば、自分の暮らしには欠かせないある商品を生産している企業が、社員の待遇と昇進に際してとんでもない性差別をしていることが発覚したとき、この商品を購入しなければみずからの福祉は低下するけれども、敢えて性差別に抗議する不買運動に参加するというのは、想像のつかないことではないでしょう。このように、たとえ自分の福祉水準が低下するとしても、価値のある生き方にについて内省的な判断を下す行為主体として、積極的に何かに関与したいという場合があります。センはこのような行動原理を「コミットメント」と呼び、その重要性を強調しています。

V

社会経済システムの グランド・デザイン

「機能する潜在的 possibility」という観点から福祉を捉えるというのは、権利や自由に焦点を合わせることを意図しています。内省的な評価に基づいて価値を認めた諸機能を充足する潜在的な機会がどれだけ開かれているかということは、諸個人の「積極的自由」の大きさを示しているわけです。センはこの「積極的自由」が社会の仕組みのあり方に左右されると考えています。「基本的な諸機能の束の充足」が保障されると、みずからの福祉と生き方についての内省的な評価が可能となるでしょう。また、社会の仕組みの改革と創造に積極的に関与する能力も次第に形成されていくでしょう。センが「社会的コミットメントとしての個人の自由」と言うとき、諸個人の福祉や自由と社会の仕組みとのあいだ

には二重の関係があります。つまり、諸個人の福祉と自由が社会の仕組みに依存しているだけでなく、社会の仕組みの改革と創造が諸個人の福祉と自由の進展から醸成されるコミットメントに依拠しているのです。

功利主義を基礎とする主流派の厚生経済学では、利己心と「公共的精神」を併せ持つ「良い市民」が前提されます。つまり、市場では利己心を最大化するけれども、市場を支える法と制度の基盤作りでは公共的な配慮をするというのです。こうした考え方では、個人と社会という二分法が前提され、「公共的精神」をある意味で天賦の才能とみなしています。

これに対してセンの考え方では、個人と社会全体とのあいだにある中間的領域でコミットメントが作用することが強調され、またコミットメントを支える動機が社会的コミュニケーションと学習によって発展・継承されることが強調されています。

こうした論点は「人間発達」のための社会経済システムのあり方にも密接に関連しています。発展途上国では、厳しい予算制約のもとで効率性と公平性を両立するには、中央政府の官僚的な方法では限界があって、地方分権と非政府組織の活動を組み込むメカニズムが必要だと言われています。また先進国でも、多様な欲求充足の機会を保障しようとすれば、市場のインセンティヴに放任することもできないし、政府が対応するにはコストがかかりすぎるというジレンマが存在するため、非営利団体やボランティアなどの機能を利用しつつ、政府がそれをどのようにコーディネートするかが頻繁に議論されています。

VI

むすび

ここで紹介してきたのは、福祉と自由をめぐる規範的経済学や社会倫理学での「理論的な」成果です。しかし、「人間発達」のための社会経済システムのあり方についてそこから得られる洞察は、けっして軽視されなければならないと思います。

〈付記〉本稿は7月20日に開かれた基礎経済科学研究所のシンポジウムでの報告に基づいています。シンポジウムの参加者とこの報告に貴重なコメントを寄せられた方々に感謝したい。

〈文献案内〉アマルティア・センの考え方方がわかりやすく書かれたものとしては、川本隆史の翻訳による「社会的コミットメントとしての個人の自由」『みすず』、1991年1月号がお勧めである。センの研究者としての足跡や貢献については、川本隆史『現代倫理学の冒険』創文社、1995年、鈴村興太郎「アマルティア・セン」『社会保障論の新潮流』社会保障研究所編、有斐閣、1995年を参照してほしい。また、リベラル・パラドクス、非効用情報の重要性、コミットメントの概念については、川本隆史と大庭健が編集・翻訳した論文集『合理的な愚か者』勁草書房、1989年を参照してほしい。

(よしかわえいじ 滋賀大学)

2000年代の人材育成戦略

—公正・文化・環境を配慮した 社会を目指して—

経験から得た教訓をもとに倫理、理念の重要性を強調し、長期的視野から日常の活動を通じた人材育成の方向性を示す。



MONTE Cassim

モンテ・カセム

はじめに

当初は「発展途上国の観点から人間発達の像を描く」というのがテーマだったのですが、本当に中長期的に見たときには、先進国と発展途上国の区別がつかなくなってきたと思いましたので、このようなテーマとした次第です。

その基本的な理由としては、私が手がけているいくつかの仕事の現場から感じられるメッセージから、21世紀よりももっと長期的視野に立つという意味において「2000年代」を考えるために、普遍的な基盤を作らなくてはならないと感じたからです。その基盤の1つは公正である社会、もう1つは文化を大切にする社会という人間の知恵、またその周辺に私たちと共に生きる数多くの生命体という環境に配慮する。この3つのキーワードを取り上げて社会づくりをしよ

うとすれば、それは発展途上国であろうと先進国であろうと、普遍性を持つものではなかろうかというように感じます。このことを念頭に、2000年代の人材育成戦略の背景と課題の整理を始めにしていきたいと思います。

I 経済社会の国際化の中で

近代の国際情勢や社会的変化をみると、最も目立つのが経済社会の国際化です。それが想像もできなかったくらいの早さで進んでいます。技術革命のもとで、物事が加速化されているのです。技術革命は通信と交通革命だといえるでしょう。しかし、物事が加速されているからといって、その自転車操業型の側溝に乗って、私たちもモルモットのように走りつづける必要があるかということを考えてみたいと思います。

国際化される経済の中、私たちが10年ぐらい

前から始めた仕事の中で感じたのは、その国際化された環境に乗れたところと、乗れなかつたところとがあったことです。皆さんの身近にある中国を例としてみましょう。上海の都市社会と北西部の農村社会には、30倍を超える平均所得の格差があります。それを私たちがずっと残すのであれば、天安門事件が繰り返されることになります。つまり政情不安になるということです。そうしたときに、もしも中国の人口の10%程度が中国から流出するといったらどうなるでしょう。稚内から沖縄まで、入国管理事務所の職員が防波堤のように立っていないなりません。つまり彼らはこの日本に来るでしょう。そういうことを想定してみると、やはり何らかの事前防止をするしかないと思うのです。そのためには、私たちが政情不安・社会不安を起こさないような経済システムを作っていくなければなりません。その経済システムのもとにある安定や豊かな社会づくりの基盤を考えるために、近代の安全保障の概念を検討したいと思います。

(1) 安全保障制度の限界

安全保障は長い間、領土争いを防ぐために考えられてきたために、その体制のほとんどは領土間の紛争処理を中心としています。しかし1990年代の初め頃には世界中で82箇所に紛争があり、そのうち79箇所は国内紛争だったのです。そのため、安全保障は適切に機能しませんでした。なぜこの国内紛争が起きたかというと、大きな原因の1つは所得格差です。それも絶対的な貧困よりも相対的な貧困であって、妬みから来るものといえるでしょう。それかまたは、ある文化、宗教、言語を大事にしていなかったという不信感から生じてきたのです。これは社会・経済基盤をもっと健全につくることから解決できる問題であって、紛争が起きた後で取り組むものではないと思います。そういう紛争を事前に防止するためには、健全な、社会経済的な発展をどういう風に目指すべきかが課題です。近代の武力の流通をみれば、周囲の少年が何らかの武力を求めることができるようになっています。アメリカでは拳銃を認めているところか

ら、毎年7000人ぐらいの数の子供が生命を失っています。

そういうことを考えて社会の中にある問題点を整理すると、安全・安定というものが、より豊かな人間社会を形成する基盤づくりではないかと思うのです。この問題は、発展途上国に特有な要因であるようにみえますが、先進諸国にもある要因ではないでしょうか。ユーゴスラビアの分裂をみても、ユーゴスラビアは絶対的な貧困に陥った社会ではなかったのです。ソマリアではそのようにいえども、ユーゴスラビアではいえません。8世紀ほどかかるて、やっと北アイルランドと英国政府の対話がうまく「いきそう」です。まだいっていません。課題はたくさんあるのです。それらに向かってどうすればよいかというのが、基礎経済研究をなさっている方々に大切なのではないかと思うのです。

(2) 環境と経済発展

またこの世紀末に至って産業社会を反省してみると、必ずしも産業社会が地球環境にはやさしくなかったのではないかという気がします。私がいつも取り上げる事例が2つあります。1つは、1000年ぐらい前の文化的遺産を有する地域の話です。これを保護するか、それとも壊してその下に埋蔵されている天然資源を取るかという問題で、その地域が文化的遺産を壊して天然資源をとることにした事例です。もう1つは、自然環境が豊かな地域で、今まで誰も知らない微生物が300種類ぐらいいるところです。そこには地下資源があるのですが、その地下資源をとらないで環境を保護しようという決断をした事例です。どちらが発展途上国の地域であるかと学生に質問してみると、前者だという人の方が多いです。やはり日常の生活に追われているから、それに必要な資源がほしいと考えるだろうということがその理由です。では実際はというと、前者が日本の瀬戸市で、後者はマレーシアのサマーティのマリアウエストというところです。この2つの例をみてもわかるとおり、どちらが先進諸国でどちらが発展途上国なのか、わからないのです。そういう価値観がこれから先

進性・後進性を決めるものではないかと思います。単にお金をたくさん稼いでいることだけではないわけです。

何よりも、なぜ環境にやさしい産業社会を作れなかったかということをみてみると、基本的には人間の代々の知恵が無視されてきたことにあるのではないかと感じます。その知恵は、多くの村人の長老たちがもっていたものかもしれないし、どこかの生活習慣の中に内在していたものかもしれない。例えば、イヌイットがアザラシを捕る時期には、絶対に別の動物を殺さないそうです。それは自然繁殖が上手に継続できるようにやっているとのことです。そういう生活習慣というものの知恵も無視されてきました。本に書いてあるものだけを大切にして勉強し、人間が粗大ゴミになるゴミ社会です。それでいいのか。そういうことを反省しなければならないのではないかという気がしています。

II

科学に必要とされる倫理・理念

近代科学は非常に華々しく成長しています。この前の金沢での臓器移植や、同じく金沢でのクローン技術で2匹の子牛が生まれたこと。イギリスでも、やはりクローン技術でドリーという羊が生まれました。怖いですね。自分の細胞のどこかをとって、誰かの子宮にそれを植え付けて、自分を再びつくることができるということが、どのような意味を持つかを考えなければならない時期です。人間の知恵を生かしていくかなくてはなりません。だから、その技術だけを導入することを避けましょうということです。

いつも学生に投げかける質問なのですが、AINシュタインとワーナー・フォン・ブラウンという優秀な科学者2人を比較してみます。フォン・ブラウンはV2ロケットを開発しました。彼はドイツが戦争に負けると、すぐにアメリカに帰化し、アメリカで優秀な科学者として原子爆弾の開発を遂げました。敵のアメリカ軍でさ

え評価したような、優秀な人でした。一方、AINシュタインという科学者はというと、見た目はボーっとしたおじさんで、国会議事堂で書記官をすることしかできませんでした。彼は科学者としても当時は認められなかった人物ですが、物理学を驚かせるような立派な式を見出しました。彼は戦時中、原子力爆弾反対の行動をとりました。50年後の今になって、皆さんがどちらを優秀な科学者と考えるかと学生に聞くと、ほとんどみんながAINシュタインと答えます。しかし、必ずしもそのときそのときには、そういう判断ではなかった可能性があり得ます。優等生が戦争に勝つために貢献したということで、そのときの社会から応援されたかもしれない。なぜそうなるかということを考えてみると、その技術自体の魅力で、それが実現できるという欲で動いたから、ということです。ここで一步下がって、これは人間社会のため、地球の生命体のためであるか。これは倫理的に大丈夫かということを問われる時期が大事です。第二次世界大戦当時の、ユダヤ人を大勢救った杉浦千畠氏に対する外務省の見方と、今の杉浦氏に対する外務省の見解を比べたら、私のいっていることがわかると思います。やはり近代科学の限界は、倫理観や理念にあるのです。その倫理観や理念を追求して、そこに近代科学技術の進歩を向かわせない限りには、過ちを犯すことが十分に考えられます。倫理観や理念を追求できる人間を、私たちが次の1000年代に作らなくてはならないことを強く自覚します。

そのためには、理念をもつ産業経済システムを作らなくてはならないということが大切になることから、産業情報支援システム（BISS）を提案しています。アジアの11カ国の中で弱い経済組織、つまり中小企業、地元の生産者、あまり恵まれていない地域などで、産業情報を生かして国際経済システムの中で勝ち抜けるような支援をしようではないかということで始めたのです。私も過去9年間、何人かの同僚と、そのための活動をしてきました。それは、今のビジネスコンサルタントがやっているような支援とどこが違うかというと、理念を3つ持っていることです。本当は4つなのですが、3つが直

接的、1つは間接的です。それは、以下の4つです。①環境にやさしい。②文化を大切にする。③公正・公平な社会づくりに寄与する。④上記3つのすべてを満たすことによる平和の構築。

これらの理念をベースとして、産業振興をしているシステムなのです。そのシステムのもとで、今いろいろな基盤づくり・社会基盤づくりをやり始めていまして、その現場やいくつかのリサーチ・プロジェクトの経験を、皆さんに伝えたいと思います。

市民が倫理観をもって行動したい、善意のもとで行動したいというときには、市民が主になるべきだと思うのです。そういう社会を我々が持っているかというと、まだまだ不十分です。神戸の大震災以来、市民団体を応援するという機運がこの国にも高まってきています。しかし、まだまだ市民が主になる社会からはほど遠いです。そのような運動を社会の根本におかなくてはならないということが、今後の課題ではないでしょうか。そういう社会づくり、またどのような人間を育てるべきか、どのような行動をるべきか、それを人材育成の中で考えていかなくてはなりません。

III

経験から得た人材育成のカギ

基本的には、我々が社会経済システムとして、倫理的に行動する人たちをどう応援すればよいかということが、一つの課題であるわけです。いくら善意のもとでがんばっても、前述の杉浦氏のような努力を誰にも求めるることはできません。やはり杉浦氏を応援するような社会システムが存在すれば、もっともっと彼の知恵や力を発揮する効果があったはずです。社会システムを、倫理的に行動する人を応援するものに転化していくかなくてはなりません。私は4年前までは体制側の人間だったということをよくいわれます。体制側というのは、行政職員だったか大企業に勤めていたかということだと思いますが、

やはりそういう組織にいると感じるのは、上に登る者はずる賢いところがなくてはならないということです。その組織の中で、素直に心が伝わるような発言をすると、親切な人からは「あいつは素直だなあ」といわれますが、不親切な人からは「あいつは馬鹿だなあ」といわれます。しかしながら、私たちがそういう社会制度を作っているわけです。心を伝えられたときに、あいつは馬鹿、あいつは素直、という判断しかできない社会を作っているのです。ちょっとずる賢くて、上司の顔色を見ながら判断できる人間が昇進します。そういうときには、どうすればよいかということが大切なのです。

私が国際機関に勤めていた当時に実践したのは、2つの杖をもつことでした。私の上司はいつも考えの変わる人で、みんなはその人と仕事をすることはできないといっていました。しかし、自分がそこであきらめて辞めるか、それとも残るのであればそこを何とか変える努力をするか、の選択肢しかありません。そうしたとき、その2つの杖をもって物事を判断しました。その2つの杖は何であったかというと、まあ国際機関でしたから、与えられた仕事が発展途上国の役に立つかということをじっくり考えること。そしてその次に、私が配属されている機関がこの仕事をやることによって、より強くなるかということ。この2つの判断基準を満たさなかったものであれば、50回、上司の所に交渉しに行くことを決意したのです。そうするとだいたい4・5回ぐらい交渉することによって、ものが通るわけです。

そこで得た教訓が2つあります。1つは、その上司が自分が提案を持っていったときについての中でも、馬鹿げたことだと思うことがあったとき、玉石混淆なのだから絶対に自分の悪いところを指摘しているところもあるはずですから、そこに自分が耳を傾けないと自分が強くなれないということです。あいつは馬鹿だといって、自分が優越感を持って論争だけで通そうとしても何にもなりません。そういうところに素直に対応するのです。もう1つは、人間はものを忘れますから、何か妥協できるところを見つけたら、本人がそれを忘れる前にすぐ提案を書

き換えて持っていくことです。1日置いたらおしまいです。3時間以内です。それをしてると、4・5回で通ってしまいます。それを身につけるために何が役に立ったかというと、先の2つの杖です。当時は倫理観といった格好のいい言葉が使えませんでした。自分が目を輝かせて仕事をするためにやったことなのですが、今考えてみると大変助かったわけです。それで、みんながすぐ辞め、半年もてばいいといわれていたところに10年間いました。結果としては、かなりたくましくなりました。そのたくましさを、少しでも身の回りの若い方々に何らかの形で伝えられないかと思っています。その伝え方が、理念や倫理を大切にして行動する人を育てるのではないかでしょうか。それは学校の教育だけではありません。先輩が後輩に教えることかもしれませんし、親が子供に教えることかもしれませんし、道端で人に教えることかもしれません。

一度、私が道端を歩いているときに、高校生たちが自転車を押して歩いていました。その自転車が帰宅途中の年配のサラリーマンの足にぶつかり、その年輩の方は高校生を怒鳴りつけたのです。そこで高校生がすぐに手を出して、攻撃するポーズをしたのです。高校生の方もそういうことをするつもりではなかったと思うのですが、こういう攻撃的な状況をすぐに持ってきてしまったのです。私もちょっと苛立って帰っていた時だったので、その高校生をつかんで「こういうことをしてはいけない。あなたが間違ってやったことであって、意図的にしたことではなかったことは私も見てわかった。だけど他の人も疲れて帰っているときに、あなたがそんなことをしたのだから、そんな攻撃的なことではなく『すいません』と素直にいいなさい。その『すいません』であなたに友人をつくることです。あなたは攻撃的になることで敵をつくっているだけではないか。」といいました。私も苛立っていましたから、高校生が私を殴るだろうと思ってそういったのですが、その高校生たちの心にその言葉が響いたらしいのです。彼らは、何かそういう行動に対する指針を求めていたのでしょうか。その翌日に家に電話をかけてきて「ありがとうございます」ということをいは何

はで、3年間、彼らが高校を卒業するまで、私はその道を連れなくなってしまい遠回りして帰っていたのです。どうしてかというと、彼らは私と会うたびにオートバイから降りて「オッス」というので、何かヤクザの挨拶のようで恥ずかしくてたまらなかったからです。

IV

実践の場で

学ぶべきものを学べる人間をつくるために何が大切なかというと、高い理念と地に付いた足が大事だと思います。その端緒を、5つの具体的なリサーチ・プロジェクトをベースにしてお伝えしたいと思います。

1つ目は金融に関するAsian Finance Research Project（金融システムと貨幣の見直し）です。1日1兆ドル、つまり日本のGDPが5日間程度で金融市场を歩き回っているといえるようなすさまじい時代で、本当に物を生産して人間を豊かにさせるためにこのお金が動いているか、ということに対する疑問を持ったところから、このプロジェクトは生まれました。

2つ目はIntellectual Property Rights Project（地球社会の知的資産の権利保護）です。地域社会の中にあるいろいろな知恵が大事にされていないので、その知恵を何らかの形で大切にするために、知的所有権として保護できる方法はないかというのが、このプロジェクトです。例えば、ポール・サイモンという音楽家のグレスラムというCDをご存知かと思いますが、あれは100万枚ほど売れたものです。しかしその売れた理由は、南アフリカのグレシャムという音楽家の成果があったからだといわれています。しかしその南アフリカの音楽家は、チャリティコンサート1回のギャラしかもらっていないのです。そのCDの著作権から出る著作料は、ポール・サイモンに渡ったのです。何かもう少し公正なやり方はないかと実験して、このプロジェクトをつくりました。

3つ目は Alternative Distribution Systems Project（新流通システムの開発）です。経済的に強い地域と弱い地域、強い企業と弱い企業などが、もっと対等な取引ができるように、弱いものの交渉能力を高めるためのシステムを開発するためのプロジェクトです。今、日本国内では岩手県と関西市場を結ぶような食品の流通を実験的に行ってています。国際社会の中で fair trade といわれている概念を、政治として本格的にもっと有効に機能させるためにはどうすればよいのかを追求するのです。体制側の人間は、この fair trade を軽視して、ちょっと裕福なご婦人たちが遊び心でやっているようなものとして文句をつけると思いますが、本当はそうではないのです。国連に登録しているところだけを対象にしても、20万人の雇用を生み出しています。20万人の雇用といえば、トヨタ自動車の直接雇用の5倍にあたります。ですから無視できないのです。国連に登録していないところを含めたら、実際にはもっと多いはずです。総額的にはまったくトヨタ産業に追いつけませんが、この種の活動が人間に与えている可能性からみると、軽視できないものなのです。ですから、この活動をもっと社会の中心に持っていくためにはどうすればよいかというのがこの仕事です。

4つ目は Lifecycle Assessment Project（環境に対する生涯影響評価）です。これは、環境にやさしい社会づくりのためには、どこに基準をおけばよいのかを探っています。立命館大学の平井孝治氏もそういうご研究をなさっています。中小企業・地場産業、建設業界、公共投資、学校、いろいろなところを対象として、製造業を超えて環境計画をつくれないかということで、どういうことをすれば環境にやさしいといえるのかという消費者に対する基準づくりをしているわけです。環境の生涯影響評価を、その基準として取り上げているのがこのプロジェクトです。

5つ目は、「自立のための道具の会」です。そ

こでは、恵まれていない地域社会の方々に何らかの形で道具を作って、その技術を自分の地域に広めて、そこから学べるようなことをまた他の人に伝えるようなシステムを作って、適正な技術の社会化や商業化によって自立を高めるといった仕事をしています。適正技術を社会の中に根づかせていく、またそれを商業化することによって、地域社会の自立を向上する実験事業です。これはエネルギー、水、農林水産物の加工など、様々な生活改善のための事業を行っています。現在はもっとこうすれば分散型で、小さな適正技術で、環境にやさしく、文化を取り入れたものとして、大方これでいいですよ、という具体的な証拠を出すための分析をしています。それには、4つ目に挙げた Life Cycle Assessment のような手法も大変役に立っています。

いずれにしても、これらのようなことを行って、その討論の中から何をすべきかという考えを磨けばいいと思うのです。基本的には、理念と経験を結ぶ方法を考えましょう。そこに情報という戦略を使ってできないかというのが1つの提案です。2つ目の提案は、そのような足が地に付いたことをしてつけた経験を、蓄積するだけではなく、またそれを社会に返す方法を模索することです。3つ目が、問題を先に読める人間をつくらなければならないということです。現在、問題だということで動き出しても、それでは10年後には遅いのです。10年先に問題を見つけ出して、そこを社会に討論してもらうようなことができる人間です。最後に、倫理観を持って判断して社会の変革を起こせる人間、つまりスタイルだけではなくて実際の行動を起こせる人間をつくることです。これら4点に向かって、議論を展開できればありがたいと思います。(本稿は1998年の夏の大会でのご報告のテープを、当編集局が責任を持って文章化したものです)

(モンテ・カセム 立命館大学)



HIRANO Kiichiro

平野喜一郎

映画鑑賞の弁証法

私たちは映画を鑑賞する際、その良さをどこに見出しているのだろうか。ヘーゲルがその論理学で展開した弁証法に基づきながら、そのことを解明したい。代表的な映画監督、黒沢明の作品をその具体例として取り上げたいと思う。

よくできた映画の条件とは何か。(1) それはまず面白いこと、(2) リアリティー（現実性）があること、そして(3) 製作者のメッセージや意志が芸術的全体性として伝わってくることである。

第1に、映画の面白さとは、リアルな画面を材料にしながら、これを空間的にも時間的にも自由にあやつれることである。ミクロの世界からマクロの世界へ自由に移動し、また短い時間を長く延ばし、長い時間を短くすることもできる。さらに直線的な時間の流れを崩して過去・現在・未来を自由に構成することもできる。これは第Ⅰ節のショットとカットの問題である。

第2に、映画のリアリティーとは、このショットの次にはあのショットしかありえない、と観客を納得させる必然性があることである。ショット自体は、写真であるゆえにリアルであるが、それを使った事件展開が偶然にゆだねられ、いかなる重要なことでも偶然に起こるということになれば、それは荒唐無稽な絵空事になってしまう。事実と必然性（法則性）との関係が第Ⅱ節のリアリティーの問題として浮上してくるのである。

第3に、メッセージや意志の全体性ということでは、それは必ずしも反戦とか資本主義の告発とかいった具体的なものではなくてもいい。たとえば「これが人間だ！」とか「生きること

はすばらしい！」という普遍的なものであっても、そのような主張があつてこそ、観客の心を打ち、感動させることができる。

最近の若い作家の作品には感覚的に鋭い作品が多い。たとえば、バイオレン特なショットやシークエンスと優しい静かなそれらを巧妙に組みあわせ、面白い画面づくりをした作品である。けれども、この場面、ショットとショットの関係、登場人物と他の人物との関係がわからないまま、したがってその作品の全体で何を表現したいのかわからぬまま終わってしまう難解なものもみられる。たしかに一部のマニアやオタクには絶賛されてはいるけれども、映画というものは、その歴史や上映方式からしても、万人を感動させる作品が望ましいのである。この問題は第Ⅲ節のメッセージと意志にかかわってくる。

I. ショットとカット —面白さとは何か—

映画の基本となる単位はショット (Shot) である。ショットは「一つのカメラで中断なく撮影されたフィルム全部の長さ」と定義されている。そしてこのショットは、一コマのフレーム内における面積、すなわち視野サイズは、その大きさによって次のような種類に分類される。すなわち、ロング (Long), ミディ・ロング

(Midi-long), ミッド (Mid), ミッド・クローズ・アップ (Mid-close-up), クロース・アップ (Close-up), である。これらのショットを駆使して、動きまわる人物を刺激的にとらえたものがアクション映画である。その最良の例はエイゼンシュテインの『戦艦ポチョムキン』(1925) である。

ショットを場所や人物などに関してつないだものがシーケンス (Sequence) である。例えていえば、一冊の本を一本の映画とすると、ショットは節であり、シーケンスは章だ、といわれている。一つのショットを他のショットに変換することがカット (Cut) である。カットは映画の区切り手法、すなわち分析方法のなかでもっともふつうの方法である。ショットやシーケンスを分離したり結びつける方法として、カットの他に、ディゾルブ (一つのショットを走して第二のショットが現れる), ワイプ (新しいショットが点や線としてはじまり古いショットを消していく), フェード (スクリーンが暗くなり、暗さの中から新しいショットが現れる) などがある。

これらは方法はふつう「そして」とか「しかし」とか「この間に」とか「話かわって」などを意味している。だがこれらの言葉は当然のこと書かれてはいない。説明の繫辭がないのである。

この「繫辭のないカットの文法」に、映画を作るものと観客との関係、後者の積極的な役割を見いだしたのは、哲学者中井正一である。中井は1933年の京大滝川事件にさいして戦闘的に行動したが、その頃から映画藝術を中心とした映像美学を先駆的に研究していた。戦後1945年には『映画の空間』『映画の時間』、1950年には『カットの文法』を書き、映画を哲学の対象とした。映画のカットにはない繫辭を観客大衆が主体的につくりだす、という命題を中井は『映画の時間』で次のように述べている。

「この切断の断面を連続するのは、観客である大衆の歴史的意欲である。映画が、演劇および文学のごとく『である』『でない』の説明の繫辭（コプラ）をもっていないことは、この『である』『でない』の判断を、大衆の意欲、歴史的主体性

に手渡すこととなるのである。多数の場所に流れている同一の今を、閃光のごとく貫くものは、万人の中にある歴史的な願望である。歴史的主体性である。繫辭のないカット、それは進行を止めた歴史の瞬間である。」「今」「ここに」大衆と共に、歴史を嗣ぎつつあるという満ちたりたる感激の中に立ちつくすがごときカットに、私たちはいかに永く飢えていることか。」

まことに、いい映画の基本はなによりもカットに尽きる。切ることと繋ぐこと、すなわち分析と総合は科学の方法であるだけではなく、映画藝術の方法でもあるのだ。

II. 事実と法則性 —リアリティー（現実性）とは何か—

中井は『カットの文法』のなかで、「映画は、何にもまして、その時代の人々の『願い』、『悲願』に最も近く構成されるべき、文法を、みずからの構成の中にもっている。」と述べた。文法とは、ひとつはいまでもなく、カットという分析（および総合）であるが、もうひとつは弁証法である。ここからは中井を離れて、ヘーゲルの弁証法によりながら、映画の弁証法を考えたい。ヘーゲルはその著書『美学』において芸術の歴史を発展的に考察し、その最後で劇詩を論じている。そこでヘーゲルはドラマの不可侵の法則は筋（事件展開）だとして「劇的事件はそれゆえ本質的にひとつの衝突する行動にもとづいて展開するのであって、……衝突がこれらの目的や性格にしたがっておこってくる……」と述べている。

ドラマは衝突する行動によって展開する、という命題はその後の演劇に大きく貢献したが、問題はその展開の仕方である。そのことは『美学』に具体的に書かれているわけではないが、それはヘーゲルの普遍的な弁証法として『論理学』に展開されている。『論理学』は認識の発展という普遍的な弁証法を論じているが故に、あらゆる具体的なことがら、したがって映画の弁証法にも応用できるのである。

さて、ヘーゲルの『論理学』は、有論・本質論・概念論の三部から成る。この三部は弁証法

における3つの発展段階を表している。すなわち、より浅い段階の弁証法的認識から、より深い段階の認識へとすすむプロセスなのである。

リアリティー（現実性）の問題は『論理学』の本質論の中心課題である。現実性は本質的なものと現象との統一だ、とヘーゲルはいう。「現実性は本質と現存在との統一である。形態のない本質と支えのない現象……とは、この現実性のなかで、真理をもつ。」[邦訳(中) 211ページ]

現実性とは本質的なものと現象との統一である。現象そのものはたんなるあらわれであり、幻のようなものである。むかしスライドのことを幻燈とよんでいたことはよくいいえている。「支えのない現象」というのは、現象は自分のなかに支え、つまり根拠をもっていない、ということである。そして、根拠をもたぬもの（たんなる可能性）も実現することがある。それが実現したものが偶然なのである。偶然は自分のなかにではなく、まったく外的な条件に依存しているのである。

リアリティーのある映画とは、事件が生じても、それが社会や人物のなかに生ずべき根拠をもっているものである。根拠とさまざまの条件があつまり、たんなる可能性が現実性になってこそ、リアリティーがある映画だといえる。

メロドラマがしばしば低俗だと非難されてきたのは、事件展開をあまりにも偶然にたよるからである。筋に偶然が避けられないとしても、その偶然を貫く必然性（法則性）が皆無であれば荒唐無稽なつくりものになってしまい、観客の心を打つことができない。

もちろんメロドラマでもリアリティーもったすぐれた作品もある。『風と共に去りぬ』(1939)は、ヒロインにたいして裏目裏目に生じる出来ごとは偶然ではあるけれども、南北戦争を経て資本主義化していく南部社会のなかの根拠が描かれているため生きしいリアリティーがある。

イランのアッバス・キアロスタミや台湾の侯孝賢・シャオシェンのリアリティーあふれる作品は、庶民の日常生活を、偶然性を極力排して描いている。これらの作品の魅力は、筋よりは、登場人物の内面が画面として現象していることによる。他方、リアリティーがあっても、あま

り面白くなく、芸術的でない作品もあることは周知の通りである。

III. メッセージ・意志・全体性 —芸術性とは何か—

すぐれた映画は弁証法的認識の宝庫である。弁証法的認識に到達するまでに、人間は感性から悟性へ、悟性から理性へと認識をすすめていく。眼で見たり耳で聴いたりする感性、頭を使い部分を分析する悟性、そして対象を全体的に、かつ発展的に把握する理性、この理性的認識こそが弁証法的認識である。感性・悟性・理性のプロセスは、ヘーゲルが最初の主著『精神現象学』の全体をつうじて明らかにした認識の発展の論理である。

弁証法的歩みに先立つ感性・悟性・理性の歩みは、われわれが映画を鑑賞する際のプロセスでもある。まず眼で見、耳で聞くことからはじまり、頭をつかって筋（事件展開）や人物について理解する。しかし映画を含めて芸術というものは、分析する悟性的認識にとどまるものではない。すぐれた作品にはハートで感じるというのか、全身で受けとめる感動というものがあるはずである。この段階が芸術的認識における弁証法的な理性段階といっていいだろう。それは自らのうちに感性も悟性も含めている。

感性・悟性・理性の歩みは『論理学』の有・本質・概念の弁証法の前提である。あるいは、理性の段階つまり弁証法段階がさらに有・本質・概念という3段階に分かれるといつてもいいだろう。

ここで、興味深いことは、感性・悟性・理性の3段階が有・本質・概念の3段階とそれぞれ重なっていることである。感性が有に、悟性が本質に、理性が概念に対応している。感性・悟性・理性という歩みを弁証法のレベルで繰りかえた過程が有・本質・概念である。したがって弁証法の段階に踏みこんでいる有は弁証法以前の感性的性格をもち、同じように、本質は悟性的性格をもっている。

さて、有論・本質論・概念論の弁証法はそれぞれ、移行 (Übergenhen)・反照 (Refrexion)・

発展 (Entwicklung) である。有論 (移行) の段階では、或るものと他のものが無関係に、ばらばらに存在している。たとえば、商品 (モノ) と貨幣 (カネ) はそれぞれ自立して関係なしに存在し、関係があるとしても、それは偶然であるように見える。しかし本質論 (反照) の段階では或ものはそれに固有の他のものと関係するようになる。商品は何でもいい、他のものではなく、貨幣という商品社会に固有のものと関係する。概念論 (発展) の段階では、或ものは主体として他のもののうちで自分をつらぬく。そして与えられたものは、或るものと他のものを超えたよりたかい第三のものの契機におとされことになる。商品は貨幣を自分のうちにふくみ、また貨幣もひとつの商品であることが明らかになり、貨幣と商品は商品生産社会というよりたかいものなかの契機としてとらえられる。

映画においても、或るショットと他のショット、或るシークエンスと他のシークエンス、および、或る人物と他の人物が最初バラバラで無関係に登場し、次の段階では、或るショットと他のショット、或る人物と他の人物との関係があらわれてくる。そして最後の段階において、或るショットは他のショットのうちに主体として自分でつらぬき（音楽でいう主題と変奏である）、或る人物は主人公として他のものなかにどこまでもとどまる。そしてショットやシークエンスが作品全体のなかで、まさにあるべくしてあるものとして、ひとつの重要な契機として位置づけられる。また或る人物も他の人物も「歴史」や「現代」というよりたかい第三のものなかに生きそして死ぬことになる。

今年6月、アメリカのフィルム・ソサイアティーが史上ベスト・ワンに選んだオーソン・ウェルズの『市民ケーン』(1941) はその好例である。主人公ケーンのさまざまな人間関係をつうじてマスコミ界に権力者、資本家ケーンの全体像と、あわせてウェルズの自我のすべてが明らかになっていく。ウェルズ主演の『第三の男』(1949、リード監督)においても、アメリカの三文小説家をめぐる人間関係をつうじて、大戦後の占領下にあるウィーンとそこに住むヨーロッ

パ人の複雑さがアメリカ人の単純さとの対比でうかびあがってくる。

『ミツバチのささやき』(1973) に代表されるスペインのビクトル・エリセの作品は光と影のコントラストをつうじて生と死の意味というテーマを開拓していく。あわせて、スペイン内戦以後のスペイン現代史とそこに生きる人々の全体が明らかになっていく。

『旅芸人の記録』(1975)、『霧のなかの風景』(1988)、『こうのとり、たちずさんで』(1991)、『ユリシーズの瞳』(1995) のテオ・アンゲロプスは、人々の出会いをつうじてギリシアの、さらにはヨーロッパの現代史に迫っていく。そして民族や国境を越えて、人間は共生できるのではないか、という熱いメッセージをおくっている。

V. 黒沢明の魅力（面白さ、リアリティー、芸術性）

面白いこと、リアリティーがあること、全般的なメッセージや意志があること、この三つの条件をすべて満たしているのが、最近亡くなつた黒沢明の作品である。なによりもアクション映画であり人物が動きまわるだけでなく、カメラも監督自身も駆けまわっている。ショットとカットも斬新で清冽である。またどの画面もリアリティーにあふれ、次にはこの画面以外にはありえないと思われる画面が次から次へと登場する。そして全体をつらぬく意志と強烈なヒューマニズムのメッセージと怒りがある。不正や核兵器への怒り、臆病で卑怯な日本人への怒り、そしてヤクザに代表される日本社会と日本映画界の古い体質への怒りである。最大の娯楽作品といわれる『用心棒』にも、「ヤクザは人間のクズだ」という強い主張がある。

アクション、リアリズム、ヒューマニズムのメッセージの三位一体が黒沢作品の特色といえるのであるが、それは1965年の『赤ひげ』をもって終わる。『どですかでん』(1970)、『影武者』(1980)、『乱』(1985) そして『夢』(1990) は、まさに悪夢のような地獄の世界である。だが『赤ひげ』までの世界も実は悲惨な世界だったの

である。戦争、核兵器、病気、貧困、官僚制、汚職、腐敗、ヤクザ等々日本社会の病根がリアルに描かれた地獄図だったのである。だがそこに三船敏郎や志村喬によって演じられるヒーローの存在と活躍によって救いがあった。それはちょうど手塚治虫の漫画がアトムやレオやブラック・ジャックというヒーローに救われる地獄図であるのとよく似ている。

『赤ひげ』まではモノクロのリアリズムの画面であったが、『どですかでん』以後はカラーになり、リアルさが減少し、シュールrealismの画面さえ登場する。リアリズムの後退は、黒沢作品の特徴であった人間への信頼（『羅生門』のテーマ）を基調にしたヒューマニズムの後退でもあった。『どですかでん』や『影武者』や『乱』は人間不信の思いに満ちている。ヒューマンな人間の眼ではなく、冷たく厳しい神の眼が見つめているようだ。しかし、これだけ人間や組織の崩壊をシビアに描いた作品は、1990年代の人間のモラル崩壊と、不動と考えられていた国家や企業やシステムの崩壊を予測したものといえるだろう。その意味では、これらの作品もまた、人類への警告というそれまでより大きなメッセージであったと思われる。だが、最後の二作品では人間への信頼が再びもどってくる。物欲に

とらわれた醜いおとなたちとの対比で、子供たちの平和を願う純粋な気持ちを描いた『八月のラプソディー』（1991）、『姿三四郎』（1943）以来黒沢の一貫したテーマである師弟愛という人間の信頼関係を描いた『まあだだよ』（1993）である。ともあれ、黒沢作品30作をつないでみれば、カットとリアリティーとメッセージの全体性が姿をあらわしてくる。これこそ黒沢作品の魅力であり、そして映画芸術の魅力なのだ。

[付記] 編集局からの注文は、最近の映画作品を論じてほしいというものでした。具体的な作品分析から普遍的な社会科学や哲学の問題へ、という課題であったのですが、逆に、普遍から具体へという上向法になってしまいました。ただ、『資本論』の方法である分析と弁証法が映画批評の方法としても有効であることは理解していただけたのではないでしょうか。なお、私が最初具体的に分析しようとした最新作は、イランの『桜桃の味』（キアロスタミ監督）、香港の『上海グランド』、アメリカの『L.A.コンフィデンシャル』そして日本の『不夜城』（李志毅監督）でした。

（ひらの きいちろう 所友 三重大学）



「政治的なるもの」への挑戦

—フェミニズムから政治学へ—

市民とは誰か。民主主義社会になったとはいえるが、政治のジェンダー・バイアスは顕著である。女性を私的領域に追いやりる権力構造を不問に付してきた政治学は、もはやフェミニズムの挑戦を無視できないだろう。



YOTO Kazumi
世登 和美

I

はじめに

II

「政治的なるもの」の正体

日本における政治学の分野では、フェミニズムあるいは「政治と女性」というテーマは近年ようやく視野に入りつつあるという状況で、正式な（？）市民権を得ているとはいえない¹⁾。（ただし、1998年度日本政治学会研究会で、はじめて「ジェンダーと政治」分科会が設定された。）ちなみに、アメリカ政治学会では、会員約1万2千人中、「女性と政治」研究部門のメンバーは、1990年代初めには450人に上るという²⁾。

この小論では、従来の政治学が対象とする「政治的なるもの」に挑戦する現代フェミニズムの論点に注目し、そこから政治学が何を吸収しうるかを考えてみよう。

女性解放思想および運動を意味するフェミニズムの起源は、西欧で人権思想が形成される近代のはじめまでさかのぼる。男性と同等の人権を主張することですら、男性が主導権を握る社会では、一部の異端的女性の言辞という烙印を押されて敵視されるか、揶揄されるかの厳しい試練を受けてきた。転機は、政治の時代といわれた1960年代後半。欧米のウーマン・リブに端を発するフェミニズムの第二の波は、70年代に世界中に広がり、その思想的影響は今日あらゆる領域に浸透しつつある。

第二波フェミニズムは、経済的先進諸国で、参政権獲得による政治的平等というリベラリズムが一応の達成をみた後に到来した。政治・法制度上の男女平等は、実際の個々の男女関係や

家族内における不平等を解決しなかったからである。私的なことと考えられた性の問題が、実は男性と女性の支配=従属関係という権力関係であることを暴露し、「個人的なことは政治的である」というスローガンによって、「政治的なるもの」は公的領域ばかりでなく、私的領域にも支配関係を築いていることを明らかにした。その意味でフェミニズム運動は、現行社会システムにおける女性の位置づけに異議を申し立てる、近代批判あるいは反システム運動という役割を果たしただけではなく、欧米では政治学の再構成を促したのである。

その後のフェミニズムの展開は、きわめて多様な流派を生み出した。というのは、「認識する当事者の観点が異なれば、同一の事象でもまったく異質の意味解釈が生じる」ということが明らかにされたことによるものである。しかも、それぞれの女性が置かれる立場によって、問題認識に違いがあること、女性のアイデンティティが一つでないことが自明になりつつある³⁾。このような認識の到達は、女性という属性だけで統一されると考えられたフェミニズムの有効性を脅かすように思われるが、人種・民族・階級という社会科学の一般概念を持ち込むことによって、西欧中心、白人中心、中産階級中心の思想から脱皮しつつあるといえる。逆にこうした進展は、政治学とフェミニズムの接近を意味する。

III

政治学とフェミニズム

政治は、人間の社会活動の一分野であることは認められるとしても、その定義となると、政治学の中でも多様である。社会通念的には政府、議会、選挙、政党などの現象をいうと理解されているかもしれない。

しかし政治の本質は、権力の問題として把握されるべきであろう。ラスウェルは、「誰が、いつ、どこで何を獲得するか」について研究する

のが政治学であると考えていた。また、マックス・ウェーバーは、『職業としての政治』のなかで、「権力の分け前にあざかり、権力の配分関係に影響を及ぼそうとする努力である」と述べている。とすれば、政治とは、誰の利益が優位に立つかを決める権力配分をめぐる闘争ということもできる。そうした闘争は、人間の公的な関係において見られる現象で、共同体およびその構成員の運命を方向づけるものと理解される。それゆえに政治学の根本的課題は、政治権力であるといえる。

政治学界で、フェミニズムが提起する問題をほとんど取り扱っていない原因は、これに關係しているのではないかと推測できる。少なくとも近代政治学の研究対象は、公的領域における権力および権力構造を「政治的なるもの」とし、男女の関係や家族に關係する現象は私的領域に属する「個人的なこと」として、そこに隠された権力関係を対象外にしてきたからである。

とすれば、公的領域と私的領域の二元論ないし二項対立構造の再構築が、政治学とフェミニズムの接合にとって重要な意味をもつといえる。

(1) 政治におけるジェンダー

日本に限っていえば、歴史学や経済学では、女性史や女性労働論という研究領域が認知されているが、政治学にはそのような研究領域はない。なぜならば、政界・官界に女性がほとんど参入していないからである。可視化されない存在は、研究対象にならないのである。

しかし、可視化されない存在に焦点を当てたのがフェミニズムであり、権力が政治に独占されるものではなく、社会のいたるところに散在することを明らかにした功績は、フーコーよりもフェミニストにある。統計に現れない数値は、本来ならば分析から排除される。ところが、フェミニズムの観点から捉え直すことによって、不可視の「存在」に気づかされる。

では、女性を政治から排除する力は、どのように説明されるのか。フェミニズムによる指摘は、近代社会は、男性と女性を人間として同じように封建的秩序から解放した訳ではなかった

ということ。そのため近代民主主義の市民権概念の普遍性が疑問視され、市民権自体に性差を認めるか否かが争点になっている。女性が政治に参入するのを阻害した要因は、公私の区別と私的領域への女性の配置であったが、それはまさに生物学的な性差というよりも、社会的文化的につくられた「男らしさ」「女らしさ」という性差に起因した。英語では、前者はセックス、後者をジェンダーという言葉で区別している⁴。

こうした公私の性別役割分業秩序を成り立たせるジェンダー規範は、近代になって現れたといわれる。政治思想の分野では、社会契約論を唱えたルソーやロックの思想の中に性差別の正当化を見いだす研究がある⁵。市民として公的領域の政治権力の配分に預かるのは男性であり、女性は家庭内で夫や子どもの世話をするケア役割が与えられた。欧米ではこのような男性中心主義的社会秩序を「家父長制」と名づけて、男性による女性支配の形態を定義しようとする。

近代に始まるフェミニズムが世界的運動として台頭した第一の波は、19世紀後半から20世紀にかけての参政権獲得運動という形態で現れた。男性のみに専有されていた選挙権・被選挙権という市民資格を女性に拡張し、公的領域の男女同権を実現することによって、性差別問題を解決するのが目的であった。世界には、今なお女性に参政権を認めていない国々があるが、女性の参政権獲得・行使によってリベラリズムは一応の完成をみる。日本でも男女普通選挙制度が敗戦後の占領政策の一つとして成立し、これで日本におけるリベラリズム、自由民主主義体制の基礎は完成したといえる。

(2) 「女性」というカテゴリーの問題

1980年代後半から、日本各地で女性議員を増やそうという運動が広がりを見せている。第二波フェミニズムを経て、政治的権利の平等が必ずしも女性の地位を向上させなかつた原因が、私的領域にあると指摘した後、この現象は、何を意味するのであろうか⁶。

周知のように、女性が参政権を獲得したことによって、女性議員は男性と互角に増えたかと

いうとそうではなかった。女性議員数は、どこの国も有権者の性別に比例していない。制度上男女平等の市民権を有するということは、議員選出において理論的にはジェンダー規範は作用しないと考えられる。女性は、女性という性によって差別されないのであれば、女性議員が男性よりも多くなることもありうる。しかし、いまだどこにもそのような国は存在しない。

女性の職場進出が進む一方で、政治におけるジェンダー・バイアスは今も顕著である。それゆえに、市民権を獲得した女性が政治の世界に登場しない原因について関心が集中はじめたといえる。これには、1975年の国際婦人年以降、国連を中心に各国で女性問題への取り組みが始まったことも関係する。

では、なぜ女性議員が少ないのであるか。ただし、女性議員が少ないという事実を認識することと、それを問題であると認識することは別である。さらに、問題を「遅れ」と見るのか、制度的な「欠落」と見るのかでは、次元は異なる。この問いに対して、女性議員の輩出には、単に権利保障だけでなく、政治システムのあり方が関係しているとの見方がある。しかも、有権者・選出者側がジェンダー意識から解放されているかどうかかも無視できない要素とされる。ただ、女性議員を増やそうという活動は、参政権獲得運動から脈々と続いていることだけは確かである。

いわゆる女性の政治参加については、参加民主主義の観点からすれば、性別は年齢、職業(階層、階級)、地域、人種などの分析カテゴリーの一つにすぎない。しかし代表民主主義の観点からは、誰が代表するかということが重要と考えられる。その場合争点は、女性は女性を代表するか、という代表性の問題と帰属意識に關係する。

これについてアン・フィリップスの議論を紹介しよう⁷。女性が議会に存在することは重要である。しかし、女性というカテゴリーで表現される人間集団は、つねに女性というアイデンティティに基づいて生きているのか、同じ利益を共有しているのか、という疑問が提起される。単に女性というカテゴリーを重視するならば、ノルウェーのようにクオータ制の導入によって、

女性議員率を上げることも可能である。

とはいって、白人女性と黒人女性、労働者階級家庭に育った女性と上流家庭に育った女性とは、女性であるという点だけで政策要求を一致させ、共に連帯できるのであろうか。女性の利益とか女性の関心というと、一見そのような枠組みで表現される共通の内容が存在しているように考えられるが、何が議会において実際に審議され、決定されたか。誰の利益が代表されたのか、という観点が重要であると彼女は指摘する。

IV

新しい政治学の地平へ

フェミニズムが政治に対して投げかける問題提起は、ほとんど成功していない。その原因是、ひとつには、「政治的なるもの」の概念定義に由来するのではないかと考えられる。「政治的なるもの」の正体が、権力であり、それが私的領域にも存在することを明らかにした功績は、社会科学全体に影響を及ぼしたといえよう。ただ、それ自体に本質的に性差があると考える提起の仕方は、ジェンダー規範からの解放を求めていた目的に反して、男女の性差を強調する本質主義に陥っていく危険をはらんでいる。

政治の中にジェンダー・バイアスが存在するという指摘は妥当であろう。しかし、公的領域に存在が不可視であり、私的領域へ追いやられた女性の固有の経験が男性と異なるとしても、女性の利益や価値を「家族」「母性」および「ケア（世話・おもいやり）」に見いだすとすれば、その戦略はジェンダーの固定化でしかない。

ラディカル・デモクラシーの理論家として注目されるシャンタル・ムフは、政治学におけるフェミニズムの摂取に意義を認めつつも、その戦略に批判的な議論を展開している。彼女によれば、「政治の領域において、シティイズンシップに関心をもつかぎり、性差というものは妥当な区別であってはならない」⁸⁾という。そのうえ

で、「フェミニズムの政治は、女性としての女性の利益を追求するような独自の政治形態としてではなく、むしろ諸要求のより広範な節合という文脈におけるフェミニズムの目標と目的の追求として、理解されなければならない」⁹⁾と提言している。

フェミニズムがジェンダー秩序の解体を求め、女性であることの規範的強制からの解放理論である限りにおいて、政治学に、ジェンダー・バイアスを生み出す権力構造の解明を迫るであろう。そして、性・人種・階級の差異を視野に入れた多元的な民主主義の構築に、フェミニズムは一つの理論的支柱になるにちがいない。

- 1) 岩本美砂子「フェミニズムの政治学」『月刊フォーラム』1996年1月号。
- 2) Virginia Sapiro, Feminism Studies and Political Science—and Vice Versa, in Anne Phillips (ed.), *Feminism and Politics*, Oxford UP, 1998.
- 3) 大越愛子『フェミニズム入門』ちくま新書, 1996年, 参照。
- 4) 森田成也『資本主義と性差別』(青木書店, 1997年)は、最近の錯綜したジェンダー概念を整理し、フェミニズムの家父長制概念の混乱が、資本主義に内在する性差別主義を不間に付すとして、統計資料を駆使して論証を試みた労作である。
- 5) 水田珠枝は、フェミニズムの視点から西欧政治思想の性差別主義を解明した日本における先駆的研究者である。『女性解放思想史』ちくま学芸文庫, 1994年等, 参照。また、アメリカの研究者として参加民主主義論の翻訳もあるCarole Pateman, *The Sexual Contract*, Stanford UP, 1988も参照。彼女には、性差本質論に陥っているとの批判がある。
- 6) この問題については、拙稿「市民・ジェンダー・差異」富田・神谷編『〈自由・社会〉主義の政治学』晃洋書房, 1997年を参照していただきたい。
- 7) Anne Phillips, *Engendering Democracy*, Polity Press, 1993.
- 8) シャンタル・ムフ『政治的なるものの再興』(千葉眞ほか訳) 日本経済評論社, 1998年, 166ページ。
- 9) 同上, 175ページ。
(よと かずみ 聖カタリナ女子大学)

近代家族論と歴史の進歩

近代家族論は、近代になって家内領域と公共領域とが分離したことを明らかにした。本稿では、その二つの領域が再びより高い段階で統一されていくところにこそ歴史の進歩はあるのではないか、ということを述べる。



TOHYAMA Hideya

遠山日出也

近年、近代家族論の立場から、「伝統的マルクス主義」に対して、「『近代』になって女性の抑圧は以前より改善されたとする」、単純な「解放史観」である¹⁾といった批判がなされている。この批判は、従来マルクス主義が近代の家族の持つ女性抑圧性を軽視しがちであったという弱点を突いている。しかし、マルクス主義には、本来、歴史の進歩を、弁証法的な意味での進歩、矛盾や闘争を通じての進歩であると捉える観点がある²⁾。本稿では、その観点を生かしつつ、近代家族論に即して考えれば、歴史の進歩はいかなるものとして捉えられるのかを論じてみたい。

近代家族論とは

近代家族論は、われわれが今日「家族」と呼んでいるような社会現象は、近代になって生じ

たにすぎないことを明らかにした。

落合恵美子氏は、その近代家族の「諸特徴のうちで最も基底にある」のは、「家内領域と公共領域の分離」——「より正確に表現すると、家族と市場（経済学的意味に限定せず、『市民社会』と言いかえてもいいような社会学的概念とする）との分離あるいは同時生成」——であると言う。それは、家族が「社交のネットワークを切り捨て」る一方、「家族の集団性の強化」や「家族成員相互の強い情緒的関係」が生じることを意味するのであり、家族は市場に「近代的個人」（成人男子だが、将来的には現在の子ども）を供給する装置となる（「子ども中心主義」）という³⁾。

また、山田昌弘氏は、同様のことを次のように述べる。近代においては、家族は「外の世界から隔離された私的領域」をなし、家族は、その成員同士で、お互いに労働力の再生産や生活保障に責任を負う（庄司洋子氏の言う経済的領域における「自助原則」）とともに、お互いに情緒的な満足を得たり不満を処理する責任を負う（すなわち、家族の中でのみ、そして、必ず家族において情緒的満足を得ることが、規範として

要請される=庄司氏の言う精神的領域における「愛情原則」⁴⁾。

落合氏は、また、「男は公共領域・女は家内領域という性別分業」も近代になって成立したのであって、近代家族は、市場（市民社会）の原則である「『平等主義規範』の浸透を家族の壁で遮断」し、市場に参加する成人男子に対して、女、子どもなど「シャドウ・ワーク」しか担わない人々を「『差別化』される性的・年齢的等々のカテゴリーとして産出する」装置であると指摘する⁵⁾。

以上より、近代家族とは、差別化される性的・年齢的カテゴリーを産出しつつ、その成員同士でお互いに人間の再生産と情緒的満足という責任を負う存在であって、その成立の大前提には家内領域と公共領域との分離があると言うことができる。

II

「高度成長によって近代家族が完成した」という議論について

以上のような近代家族概念に即して歴史の進歩をいかに語りうるかを考える前に、「日本では近代家族は高度成長期を通じて完成した（のち70年代半ばから解体に向かう）」という議論について検討しておきたい。例えば、落合恵美子氏は、同氏著の『21世紀家族へ』（有斐閣、1994年[1997年に新版]）において、戦後、女性は主婦化し、特に70年代の「ニューファミリー」世代が、「近代家族の理念を、日本において、もっとも純粋なかたちで実現しようとした」と述べて、この世代において「つかのまの近代家族」が出現したと言い、「近代家族の完成」を語る(p.151,154[新版の頁数、以下同じ])。落合氏は、その第一の根拠として、世代別の年齢別女子労働力率のM字型カープの底が戦後次第に深くなり、特にニューファミリー世代で一番深く切れこんだことを挙げる。M字の底に着目する理由としては、落合氏は、結婚・出産退職すれば、

その後再就職しても多くはパートであり、その人のアイデンティティも「主婦」になることを述べ(p.19)，これは、近代家族の定義の一つである「男は公共領域・女は家内領域という性別分業」に対応していると言う⁶⁾。落合氏は、また、第二の根拠として、70年代には恋愛結婚が見合い結婚を上回るようになるなど、ニューファミリーが「愛と性によって結ばれた結婚」(p.154)をしたという点を挙げる。

しかし、家内領域と分離した公共領域には政治領域も含まれるのであって、女性の政治領域からの排除や従属的位置づけという点に関しては、参政権自体のなかった戦前の方が性別分業はより厳格であった。また、女性の労働領域からの排除や周縁化に関しても、確かに、戦後(特に高度成長期)，農業・自営業者中心の社会からサラリーマン中心の社会へ産業構造が転換したために主婦となる女性も増加し(p.22)，その影響が数量的な統計においては大きく現れているが、それと同時に、戦後は、女子雇用労働力率は上昇し続けた(p.24-25)というだけでなく、保育運動など、結婚・出産しても働き続けられる条件を勝ち取る運動の前進（これは落合氏の上述の議論から言っても、近代家族の乗り越えへの前進である）などもあった。すなわち、「男は公共領域・女は家内領域という性別分業」は、産業構造の転換などによって形成されつつも、同時に女性の参政権や働き続ける権利などを獲得する闘いの前進によって部分的には掘り崩されつつもあったと言える。また、第二の点に関しても、落合氏が指標としている恋愛結婚比率の増大などは、みな、80年代以降いっそう進行しており、70年代に「完成」したとは言えない。

落合氏の『21世紀家族へ』における上のアプローチは、歴史的な変化のうち、主に産業構造の転換の影響に着目したものであり、（「男は公共領域・女は家内領域という性別分業」一般ではなく）「男は仕事・女は家庭」という分業をする家族に焦点を当て、かつ、それが数量的にピークに達したことを、「つかのまの近代家族」の出現とか「近代家族の完成」とか述べていると言える。このようなアプローチは、今日において

て多数派である家族を相対化する意義が大きいほか、本稿のテーマとの関連で言えば、「愛と性によって結ばれた結婚。そして分業しながらも対等な人間関係の家族をつくる」ということの「矛盾」などが、性別分業自体を批判したフェミニズムの第二の波の高まりの一因であることを解明した（p.154-163）意義がある。

ただ、そこで言われている「つかのまの近代家族」「近代家族の完成」というのは、第Ⅰ節で述べた意味での近代家族が少なくとも单一のものとして成立・完成したということとは、ずれがあると言える。歴史的な変化を捉えるには、「近代（化）」を単一の概念として扱うのではなく、産業構造の転換などの影響で家内領域と公共領域の分離が進行するトレンドと同時に、それと必ずしも相伴わないトレンドも想定する必要があろう。

III 家内領域と公共領域との 統一の提起

落合氏も、「市場（市民社会）」の原則として「万人の平等」という理念が生まれたことに関しては、近代の意義を認めている⁷⁾。しかし、近代の意義は、「市場（市民社会）」と「同時生成」された「家族」の側には、芽生えなかつたのだろうか？ この問題を考えるうえで確認しておくべきは、「個」や「平等」という理念も、公共領域のものとしても、それらは実際は多分に形式的・欺瞞的なものにすぎないけれども、それでもなお、それらの理念が生まれたこと自体には意義があったということである。同様の意味においては、家内領域にも進歩的要素が芽生えたと考えられないだろうか。

まず、近代においては、「子どもへの関心が家族という関係を他の諸関係から析出させた」⁸⁾と言われるように、子どもへの関心が増大し、子どもは大人とは違う存在であって、可愛がって教育しなければならないという規範が生じた⁹⁾。

そのことは、家族の食事や衛生に関する「家庭生活の期待水準が引き上げられるというかたちで、家事が創出されたという面」¹⁰⁾と併せて、再生産領域の面において、人間（特に子どもの）発達に結びつく可能性を持った要素を含んでいると言えよう。また、近代においては、家族には愛情がなければならないという規範が生じた¹¹⁾が、愛情と呼ばれる「不安定な要素」¹²⁾が家族の結合の基礎になったことは、人格的で自発的な愛情に結びつく可能性を持った要素を含んでいると言えよう。

しかし、家内領域と公共領域とが分離しているかぎり、それらの進歩的要素は社会全体に広がらない（例えば、「母性愛」概念は、「他人の子どもに対しては母性行動をとらなくてもよい」という規則」を含んでいる¹³⁾）だけでなく、片方の領域ですら実現しない。公共領域の個や平等に関しても、家族が自助原則に縛られているかぎり、資本による分断と支配から逃れることはできず、家族単位（男性家父長）の個（自律性）や平等さえ実現しない。「個」という理念さえもしばしば自助を強制する規範に転化してしまう。また、家内領域における子どもや愛情についても、自助原則があるかぎり資本の支配から逃れられないうえ、家族関係には公共領域の個や平等の理念が入り込めないので、家内領域における「子どもを教育しなければならない」という規範は資本のための労働力商品としての人間「発達」を強制する規範に、「家族には愛情がなければならない」という規範は非人格的で従属的な「愛情」を強制する規範に転化してしまう。

ところで、落合氏は、「山田や庄司の発想の背景には愛情と経済の関係を分析したマルクス主義フェミニズムがある」と言い¹⁴⁾、「女性」が「家内の存在」として抑圧される構造を解明したマルクス主義フェミニズムについて、「家内性」に光を当てたことを評価している¹⁵⁾。けれども、彼女は、同時に、マルクス主義フェミニズムは、「『家内性』と『公共性』との分離を前提としている」から、「『家内性』と『公共性』との分離は『近代』固有の現象だと考えるなら……二つのシステムの存在しない『近代』以前や以後の

社会については語ることはできない」ので、「[女性] 解放への途を示すことは論理的にできない」と批判する¹⁶⁾。

しかし、それは、落合氏が、マルクス主義フェミニズムを二元システム論としてしか理解していない¹⁷⁾からである。マルクス主義者でフェミニズムの立場に立つ人々の間でも、水田珠枝氏は、「家族と社会とのあいだに明確な境界をつくること」を批判して、「家庭の美点である相互扶助を社会で実現し、社会の長所である平等な人間関係を家庭内に導入し、それぞれがもつ欠点の解消をはかること」を主張しており¹⁸⁾、伊田広行氏も、「シングル単位化」の「基本戦略」として水田氏とほぼ同様のことを述べている¹⁹⁾。水田・伊田両氏のを目指す方向を近代家族論に即して言えば、第一に、家族成員の個々人の自立と平等を保障することによって、また家族が産出するカテゴリーによる差別を克服し、第二に、家族の枠を越えた社会的連帯によって、家族の経済的・精神的孤立性（自助原則と愛情原則）を克服することによって、家内領域と公共領域との分離を乗り越え、両領域を統一するということになる。

IV 家内領域と公共領域との 統一のメカニズム

マルクスは、資本主義が人間疎外を深刻化させる一方、人間解放のための物質的前提を生み出し、矛盾の顕在化が人間解放のための主体的な勢力を作りだすことを指摘したが、そのような弁証法的な意味での進歩は、家内領域と公共領域との統一に関しては、関連する諸研究を踏まえて言えば、おおよそ以下のように展開するとまとめられよう。

資本主義の発展は、まず、家内領域と公共領域とを統一する潜在的・形式的可能性を生み出す。第一に、女性に賃労働者化の道を開くことなどは、言うまでもなく、家族成員の個々人が

自立する潜在的可能性を生み出す。第二に、生活の社会化が、家族を越えた社会的連帯の潜在的可能性を生み出す。すなわち、全国的市場が「個別家族を結びつける共通基盤」となり²⁰⁾、また、家族生活が公共施設や社会制度によって支えられるようになったことも、「家政と国政が直接に接する領域」を広げた²¹⁾。すなわち、過去の狭い地縁・血縁にもとづく共同体的関係にかわって、各家族の間に、より広い、全国的規模の共通基盤があらわれた。さらに、国際化が進展する。

しかし、資本主義は構造的に家父長制を組み込んでいるのであって、同時に、第一に、家族の産出するカテゴリーによる差別を温存しつつ、それを市場（市民社会）という場にも持ち込むとする。例えば、女性の賃労働者化を進めつつも、家族内での家事責任などは温存し、職場でも女性を従属的役割に位置づける。第二に、資本主義は、生活の社会化を進めつつも、家族の孤立性（自助原則・愛情原則）は温存し、さらには孤立性を個人にまで拡大（=家族をその意味で解体）しようとする。例えば、営利本位の家事労働の商品化や公共サービスの分野での受益者負担の強化は「家族間の競争をつよめ格差をひろげて、個々の家族を孤立させ分断して、家族の個別的枠をかえって強化する方向で生活の『社会化』を進行させる」²²⁾。また、長時間労働や戦争などが上の意味で家族を解体することは言うまでもない。要するに、家父長制的資本主義の論理にまかせておいては、「市場経済の欠点だった貧富の差が、家族における愛情経験にまで拡大され、家族行動の欠点だった、女性は補助的で情緒的なサービス労働者という規定が、市場にも持ち込まれる」²³⁾というように、水田氏らの提起した方向と正反対になる。さらに、公共領域の範囲の広がりも社会的連帯の広がりに結びつくどころか、むしろナショナリズムが前近代にもなかったような抑圧を国家の内外に生み出す。

けれども、資本主義の発展は同時に、家内領域と公共領域のそれぞれに芽生えた進歩的因素と両領域の分離とが矛盾していることを顕在化させる。産業構造の転換などが落合氏の指摘し

たような矛盾を顕在化するほか、女性の賃労働者化の際の二重役割の問題や資本・国家主導の生活の社会化による生命・生活破壊は、個の尊重や平等を獲得することや人間（特に子どもの）発達や愛情を保障することと、性別分業や家族の孤立性との矛盾を顕在化させる。

それらの矛盾が生み出した闘いによって家内領域と公共領域とは統一されていく。第一に、公共領域に芽生えた近代の進歩的側面——個と平等という理念によって、家族が産出するカテゴリーによる差別をなくしていく（その意味で家族をめぐる概念を無意味化していく）闘いがある。これには、女性解放運動、家族における子どもの権利擁護の運動、独身者や同性愛者の運動などが含まれよう。第二に、家内領域に芽生えた近代の進歩的側面——人間（特に子どもの）発達や人格的で自発的な愛情という要素を守り発展させるために、家族とその外部（他の家族や発達保障労働者など）との共同性を広げ、家族の経済的・精神的な孤立性（自助原則と愛情原則）を克服する（その意味で家族概念を全体社会の中に解消していく）闘いがある。消費者運動や生協運動、保育運動は「家族の私的個別の性格を克服」する性格を持っている²⁴⁾。そういう文脈においては、資本や国家による家族解体から「家族をまもる」という動機も積極的の意味を持ちうるのであって²⁵⁾、例えば、母親運動が生活や平和を守る上で大きな役割を果してきたのも、「ばらばらの弱い女ではありません」（第1回日本母親大会宣言）「自分の子供を愛するだけでは不十分である」（第1回世界母親大会宣言）²⁶⁾という言葉に示されるように、家族の孤立性や愛情原則を乗り越える点においては、家内領域と公共領域との統一を前進させてきたからこそだったと言えよう。

V

より高い段階における統一

近代になって分離した家内領域と公共領域と

は統合されるのであるから、落合氏の言うとおり、「『近代』以前や以後の社会」では「二つのシステム」は「存在しない」。

しかし、近代以前と以後とでは「存在しない」という意味が逆である。すなわち、第一に、「『近代』以前」の社会では家族ではなく共同体が基本的な単位であったという意味で「存在しない」のに対して、近代「以後」の社会では個人が基本的な単位となる（伊田氏の言う「シングル単位化」）という意味で「存在しない」のである。これは、近代になって分離した家内領域と公共領域とが再びより高い段階で統一されていくということであり、ここに弁証法的な意味での歴史の進歩があると言える。第二に、共同性に関しても、社会的連帯が単に家族の枠を越えるだけでなく、前近代的な共同体の範囲をも越え、一国全体、さらにはナショナリズムをも越えて世界全体に広がる点においても、「より高い段階での統一」と言える。

「より高い段階で統一されていく」ということは、過去において既に、上の二点に関して、前近代にはけつしてありえなかった、歴史上かつてない到達点が築かれてきていることからも明らかである。例えば、戦後の比較的初期の段階で、既に、第一の点に関しては、婦人参政権の獲得という、女性個々人が参政権を持つというかつてない到達点が築かれており、また、第二の点に関しても、母親運動ひとつとっても、「お母さんたちが、かくも大勢で『子どものため』に何を、どうしたらよいかと話しあう。（中略）こんなことがいつの世、いかなる国にあったでありますか」（母親大会準備会「世界母親大会をひらくまで」）という到達点を築いている。

VI

密接不可分な関連を持つ 二つの闘い

先に、個と平等という理念によって、家族が産出するカテゴリーによる差別を克服する第一

の闘いと、人間（特に子どもの）発達や愛情を守り発展させるために、社会的連帯によって家族の孤立性を克服する第二の闘いという区別をしたが、この二つの闘いは、家内領域と公共領域とのより高い段階での統一に寄与する点で本質的な共通性があり、密接不可分な関連がある²⁷⁾。ある集団が内部の個を高度に組み込んでいるほど、その集団は外部に対しては排他的になる以上、家族の内部における個の尊重なしには外部に対する孤立性の克服はありえない。そもそも第一の闘いがなければ、人間（特に子どもの）発達や人格的で自発的な愛情という理念は現実化しない（特に差別された人々にとって）。逆に第二の闘いも、消費者運動が公共料金を規制することなどに見られるように、家族による生活の格差を縮めるという意味では平等という理念の現実化にも寄与するのだが、第一の闘いの前進が、それまで困難だった、差別された者同士が家族を越えて個人として連帯することの条件を広げると同時に、第二の闘いも、家族同士の連帯や平等から個人同士の連帯や平等という色彩を強めていくのであり、その意味で次第にその二つの闘いは接近していくと言える。

二つの闘いはこのように密接に関連していると同時に、それらは民主主義全般の発展やその国のナショナリズムの克服とも深く関連している。例えば、戦後消費者運動や子どもを守る親たちの運動が発展したことは、それらの運動を従来主に担ってきた女性の個人としての権利獲得が、婦人参政権や新民法によって一步前進したことと関連があろうが、それは戦後改革と不可分であり、戦後改革はまた、アジア諸民族や世界の反ファシズム勢力による日本帝国主義に対する闘いなしにはありえなかった²⁸⁾。

おわりに

今日では、フェミニズムの第二の波の高まりに伴って、第一の闘いの課題として、（消費者や

親としての運動への男性参加を含めた）性別分業自体の廃棄や賃金・社会保障の個人単位化が浮上している。それらの諸課題は、また、日本の企業社会が性別分業や家父長制的ジェンダー構造によって支えられている²⁹⁾以上、企業社会から人間（特に子どもの）発達や愛情を守り発展させるためにも、民主主義全般の発展のためにも、必要であろう。

近代家族論は、近代になって家内領域と公共領域とが分離したことを明らかにしたが、歴史の進歩は、その両領域が再びより高い段階で統一されていくところにこそある。また、そのための二つの闘いは、民主主義全般の発展とも係わりあいつつ、密接不可分な関連を持ってきた。それゆえ、今日浮上している上の諸課題は、家内領域と公共領域とのより高い段階での統一をいっそう前進させるものであり、歴史の進歩の大道に沿ったものであると言えるのではないか。

- 1) 例えば、落合恵美子『近代家族とフェミニズム』勁草書房、1989年、173-174頁。
- 2) 近代家族論は、全体として言えば、「近代」という概念をひとまとめのものとして論じる傾向が強い。例えば、落合恵美子氏は、フェミニズム運動を分析する際にも、「時代の集合的心性（マンタリテ）や社会構造を映し出すものとして」捉えるアプローチをとると述べる（落合、前掲書、232頁）。同氏は、そのアプローチによって、婦人参政権などを要求した第一波フェミニズムにも、家庭のことは女性の役割であることを肯定していたという、「時代」に制約された限界があったことなど、重要な指摘をなしている。ただ、当時、第一波フェミニズムを抑圧した側もやはり性別役割分業論を根拠にしていた（例えば、辻村みよ子『女性と人権』日本評論社、1997年、117-118,143頁を参照）のであり、両者の側の矛盾や闘争に関しては近代認識の軸からは捨象されていると言える。
- 3) 落合、前掲書、18-20頁。
- 4) 山田昌弘『近代家族のゆくえ』新曜社、1994年、43-48,77頁。
- 5) 落合、前掲書、14頁。
- 6) 落合恵美子「近代家族をめぐる言説」『岩波講座現代社会学 第19巻 〈家族〉の社会学』岩波書店、

- 1996年, 33-34頁。
- 7) 落合, 前掲『近代家族とフェミニズム』, 208-209頁。
 - 8) 山田, 前掲書, 22頁。
 - 9) 同上, 82-83頁。
 - 10) 落合恵美子『21世紀家族へ〔新版〕』有斐閣, 1997年, 41頁。
 - 11) 山田, 前掲書, 46-47頁。
 - 12) 同上, 61頁。
 - 13) 同上, 108頁。
 - 14) 落合, 前掲「近代家族をめぐる言説」, 31頁。
 - 15) 落合, 前掲『近代家族とフェミニズム』, 175-177頁。
 - 16) 同上, 177-179頁。
 - 17) 同上, 175頁などを参照。
 - 18) 水田珠枝「家庭の過去・現在・未来」『講座 現代・女の一生 4 夫婦・家族』岩波書店, 1985年, 326-330頁。
 - 19) 伊田広行『性差別と資本制』啓文社, 1995年, 353頁。
 - 20) 横田綏子「婦人の発達と家族の未来」成瀬龍夫・小沢修司編『家族の経済学』青木書店, 1985年, 111頁。
 - 21) 二宮厚美「家族の発達と社会的民主主義」同上, 154-157頁。
 - 22) 横田, 前掲論文, 109頁。
 - 23) 山田昌弘「家族とジェンダー」江原由美子ほか編『ジェンダーの社会学』新曜社, 1989年, 125頁。
 - 24) 横田, 前掲論文, 111-120頁。
 - 25) 摘稿「家族の擁護と女性解放」『立命館大学人文科学研究所紀要』69号, 1997年。
 - 26) 本稿の母親運動の文献はすべて千野陽一編『資料集成 現代日本女性の主体形成』第3巻(ドメス出版 1996年)に収録されている。
 - 27) 聞いに関してだけでなく, 家族の中の個の尊重と家族の孤立性の克服という二つの問題をめぐっては, 例えは, 生活の社会化は女性の賃労働者化を支えるとともに, もたらすなど, 先の第Ⅳ節のどの段落で述べた論点に関しても密接不可分な関連がある。
 - 28) この第VII節で述べたことを別の角度から言えば, (近代) 家族の肯定的側面の擁護・開花とその抑圧的側面の解体・克服と民主主義全般の発展が相互に関連している(前掲摘稿, および, 摘稿「近代家族と民主主義」『女性学年報』第17号, 1996年を参照)ということである。
 - 29) 大沢真理『企業中心社会を超えて』時事通信社, 1993年, および, 木本喜美子『家族・ジェンダー・企業社会』ミネルヴァ書房, 1995年。

(とおやま ひでや 立命館大学大学院)

『経済科学通信』最近のバックナンバーの御案内

第82号 特集 インターネットの経済学

インターネットとマルクス・エンゲルス研究(赤間道夫) / インターネットの経済的意義(野口宏) / 社会科学におけるインターネットの利用(吉田央) / 政治学研究にインターネットは使えるか?(小堀眞裕)

特集 金融システム破綻

日本経済の現段階と金融システム破綻(向壽一) / 金融恐慌は来るのか?(伊藤国彦)

第83号 特集 企業・国家・市民社会

ポスト福祉国家政治と市民的自立(山口定) / 市民・企業・国家をめぐる英國政治の動き(小堀眞裕) / 企業活動の情報公開と市民監視(醍醐聰) / 企業活動の市民監視と株主オンブズマン(森岡孝二) / 大蔵省改革の課題(横田茂)

1部1200円, 申し込みは事務所まで(075-255-2450)

経済学の始まり

飯田経夫『経済学の終わり：「豊かさ」のあとに
来るもの』を超えて

NAKATANI Takeo

中谷 武雄

I.

飯田経夫『経済学の終わり』が
提起したこと

(1) 現代日本の豊かさの意味を問う

飯田経夫『経済学の終わり』(P H S 新書, 1997年)は、現代の日本の「豊かさ」の意味を問うている。「豊かさ」の追求は、著者の一貫したテーマであるとともに¹⁾、括弧書きで使用されているように、それを厳しく批判的に扱うというのが、著者の独特的のスタンスである。この批判的な視線と、この「豊かさ」を求め続けた経済学は我々に何をもたらしたのか、と経済学史的に分析するという問題意識を共有することが、本書を取り上げる1つの理由である。

「経済学の最大のテーマは、いったい資本主義もしくは市場経済（市場メカニズム）というものを、どのように評価するかということである。これまでのところ、このテーマに関して、経済学が出したいちおうの答えは、資本主義・市場経済は、他にかけがえのないすぐれた仕組みではあるけれども、それにもかかわらず、け

っして完璧なシステムではない——というごく平凡なことに尽きるだろう。／ごくふつうの人間の幸せということを基準に考えると、資本主義・市場経済には、それにはそぐわない側面がある。そして、そういう欠陥を是正するために、経済学はこれまで血みどろの努力を続けてきたけれども、それはそれで、必ずしも成功したとはいがたい。／しかし、その反面、貧乏をなくし『豊かさ』を実現するという面では、資本主義・市場経済は、かなりの成功をおさめてきた。このことは、とくに日本についていえる。」(195-196頁、あとがき)

しかし現代日本の豊かさを分析した結果、著者の評価はかなり厳しい。それは、日本も含めて現代の世界において豊かさとは、近代化、産業革命（離陸）、産業化・工業化を達成した先進国（民）が漸く手に入れたものである。注意すべきは、人口的にはこれらは今でも西欧世界に遍在する、圧倒的に少数派にすぎないということと、その実現のために搾取、過労死、帝国主義的侵略と地球環境破壊という4つの、人間性とは相容れない無理を重ねてきた、ということである。少数派（変わり者）が無理を重ねて産業化を遂行することによって、実現したのが現代の豊かさである。

なかんずく日本の豊かさは、非西洋という意味で、変わり者の中の変わり者という、二重の

例外規定を受けざるをえない。したがって孤独な成功者は情緒不安定に陥らざるをえない。著者は、マルクス経済学が日本での学会で（かつて）優位を占めていた根拠の1つをここに求める。成り上がり者の自己反省、後ろめたさというべきものが、国民に浸透する基盤を形成しているのであろう、という。

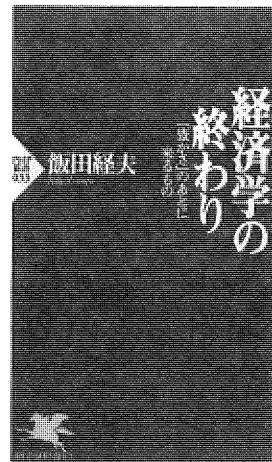
(2) 経済学から社会哲学へ

現代の日本の（政治的）状況に、著者は大きないらだちを感じている。それは政策決定における日本政府の主体性の欠如である。アメリカ追随主義を批判して、著者は脱米を主張する。アメリカ発のスローガンである内需拡大・市場開放・規制緩和が主流となる現状に対する著者の評価は厳しい。

序章「愚かな過ち」とは、さらなる成長、経済活性化を目指すという、現代日本の規制緩和論の横行への批判である。機軸通貨国・霸權国であるアメリカの無責任さは目に余るものがある。グローバル・スタンダードと称して、アメリカ流・アメリカの基準を横暴に押しつけていくにもかかわらず、日本は唯々諾々と受け入れている。南北問題はカルチャーギャップに根ざしていることを知るべきである、と著者はいう。

著者の提言は正反対である。今の日本の（経済的）停滞は、規制緩和で克服されるべきようなものではない。貧困（問題）が背景にあるなら、さらなる成長を目指す規制緩和も有効であろう。しかし今の停滞は、個人の倫理感の希薄化や組織規律の弛緩、要するに社会哲学の欠如によって引き起こされている不祥事が原因であることは明らかである。したがって必要なのはそのたるみを是正する新しいルール、すなわち規制強化である。そもそも規制のない資本主義・市場経済などありえない。

豊かさを目指す成長第一主義から脱して、規制緩和、活力活性化や市場活性化策から訣別すべきである。著者の処方箋は、もういい、豊かである、足るを知る、ということを認識することである。これはアメリカ的ではない、日本的・アジア的知恵の効能である。経済学は、金



儲けという狂気（拝金主義）を解放したが、金に換えられない価値を破壊し続けている。経済には景気よりも大切なことがあることを知らなければならない。豊かさの問題を、経済学から人間、社会哲学の問題として解かねばならない時代にいると著者は主張する。ある種のペシミズムといわざるをえない思いを込めて、『経済学の終わり』というタイトルを掲げた、と説明している。

「経済とは、結局のところ人間がやることなのである。したがって、いったい人間とは何か、人間性とは何か——という問い合わせ、経済・経済学にかんする究極の問い合わせにはかならない。」(192頁、終章) この問題提起にも賛成である²⁾。本書を取り上げる2つめの理由である。しかしこうした根本的な問い合わせを著者が発するのは、変わり者が無理をして獲得した豊かさが問題である、という立場に立つからである。経済学から社会哲学へ、という流れもこのようなものとして捉えられている。この流れは、豊かさを追いかけてきた経済学の現代的到達点からは展望できないとして、著者は過去の偉大な経済学者の思想に示唆を求めて、彼らが直面する課題をどう分析し、経済学を発展させたかということを探るために、18世紀のアダム・スミス、19世紀のマルクス、および20世紀のケインズを紐解く。

この3人を取り上げる視点にも共感する³⁾。これが本書を取り上げる第3番目の理由である。

ただし、その分析結果は異なる。評者の考えでは、この3人こそ経済学において人間の問題を扱い、経済学の観点で著者が問題としているような社会哲学の問題を分析している。豊かさの発展は社会の発展であり、人間の享受能力の発達である。豊かさの後に「経済学の終わり」が来るのではない。「(人間発達の) 経済学の始まり」が主張されてしかるべきである。

II.

経済学における人間論の展開： 主体形成論・人間発達の経済学の 新しい枠組み

(1) 経済学の革新を為し遂げた3名

本書の目次は以下のようである。序章：愚かな過ち、第1章：経済成長の幻想、第2章：「豊かさ」の正体、第3章：「見えざる手」の神話——アダム・スミスの命題、第4章：資本主義の「狂気」——カール・マルクスの命題、第5章：「福祉国家」の栄光と悲惨——ケインズの命題、第6章：経済学を超えて、終章：人間とは何か、である。豊かさを求め続けた経済学の発展における代表として3人を取り上げている。内容を要約しておく。

〈アダム・スミス〉 彼は、現代経済学の始祖と位置づけられている⁴⁾。その最大の貢献は、金儲けを是認し、人間のエネルギーを解放したことである。彼は、神の見えざる手の考えによって、人間のやる気（利己心）の重要性を指摘し、従来の金儲け主義批判に一矢を報い、市場メカニズムの機能を明確にし、そして政府の規制は有害であると指摘した。こうしてスミスは現代の産業文明の生みの親であるといえる。

スミスは、金に換えられない価値（豊かになるにつれてこの重要性はますます高まる）というものも指摘（夜警国家論）して、たんなる搾取主義者ではないことも指摘されているが、こ

れは思想史研究の課題であるとして深入りされていない。むしろホモ・エコノミックスというおおらかな人間像を提示したとして、人間のよき本能を信じ、信頼したスミスが強調されている。スミスは、資本主義の青春時代の経済学者である。

〈カール・マスクス〉 彼はスミスの誤算の上に立って、見えざる手の限界、少なくとも市場メカニズムがその機能を達成するには多少の調整時間が必要こととともに、それに全面的に任せられない、金に換えられない価値の重要性を明らかにした。彼は、資本主義に内在するある種の狂気といったものを直観的に認識した。産業化の4つの無理に代表される、弱肉強食・優勝劣敗の資本主義・市場経済システムの泣き所を抉り出した。しかし彼の目指した社会主義・共産主義の実績はひどく、自己崩壊してしまった。資本主義は敵失によって勝利にありついただけであるといえる。

〈ジョン・メイナード・ケインズ〉 自由放任の終焉を説き、福祉国家の建設を主張した彼によって、資本主義の狂気は飼い慣らされてしまった。しかし飢えと失業の恐怖から解放されることによって、緊張感が喪失し（その最大の鉄則の破棄が財政赤字の容認・均衡財政主義の放棄である）、金の分捕りあいによる政府規模の増大を招いた。金儲けだけでは解決できない問題、景気よりも大切な経済の課題があることが忘れ去られるようになり、人間性悪説からするケインズ批判（新保守主義・新自由主義）に道を譲ってしまった。

スミス（・ケインズ）=性善説vs新自由主義・新保守主義・規制緩和論=性悪説の構図のもとで、性悪説にもとづくケインズ（福祉国家）批判が横行している。倫理的空白期と称される1980年代、レーガン・サッチャー・中曾根主義の系譜が繁茂した。しかし経済学が資本主義を飼い慣らすことを試みた200年（スミス→マルクス→ケインズ），すなわち新自由主義によるスミス・ルネサンスが、たんなるスミスへの先祖帰り、原・資本主義への回帰を意味するのではないか。

ケインズ『我が孫たちの経済的可能性』（1928

年)は、経済的問題(貧困)からの解放の可能性を指摘し、そこで得られる自由の活用の大切さを強調している。そうした時代への予行演習として、現在の低成長時代を過ごさねばならない。そのためには性善説を前提とした、純粹資本主義型ではない日本のシステムへの信頼を回復し、性悪説側面にたいする規制強化を通じて、現局面の難問を乗り越えることが必要である。したがって単に豊かさを追求してきた経済学の時代は終わり、新しい社会哲学の構築が要請されている、というのが全体の流れである。

(2) 道徳哲学、モラル・サイエンスとしての経済学の復興

豊かさと金儲けを追求するという立場から経済学を見れば、3人を取り上げて上のようにその特徴づけを行うことも可能であろう。しかしある経済学を人間(発達)の問題として考えれば、また違った様相を帯びることを明らかにしたい。これをとりあえずモラル・サイエンス(モラル・フィロソフィー)としての経済学の系譜と位置づけたい。

〈スミス〉 彼は『国富論』(1776年)によって、経済学の父たる称号を得ている。市民・小生産者の立場からの重商主義批判は、市場メカニズム・見えざる手・レッセ・フェール・安価な政府・減税・行財政改革などの周知の名文句を生み出した。現在これらの用語は経済学に固有なものとして理解されているが、スミスの思想体系(道徳哲学体系)の中に戻して見ると、個別経済学的にのみ見ることの誤りが明らかになる。

例えば安価な政府論1つにしても、これが後世の継承者によって使用されるようになって倍加されたという経緯があるにしても、スミス自身が3つの経費の増大・膨張の必然性に言及していることなどのように統一的に理解するのか。安価という言葉が持つ、相対性の意味を考慮しなければならない。政府が自らの義務としてインフラストラクチャー(公共事業)を整備し、人やものの交流(コミュニケーション)の増大を図ることが、経済と社会の発展に寄与すると

いう主張が、スミス経済学の根幹である。

道徳哲学(講義)体系から(法学を媒介とした)経済学の誕生は、利己心(金儲け)の解放による社会の発展と人間の発達の同時進行を論証している。レッセ・フェール(自由放任)は、利己心の發揮は同感の原理によって自己規制の徳の形成に導くことを前提にして展開されている。商業社会といわれる文明社会では、正直と几帳面という商人としての資質(人間の徳)というものが、利己心の發揮によって形成される、という主張がスミスのポイントである。『法学講義ノート(B)』第2部「治政について」第17節「風習に対する商業の影響について」で、スミスはこう言う。商業社会といえる文明社会においては、交渉と取引(=契約)が日常茶飯事となるから、ここで成功するには自分の言葉に誠実である、すなわち約束を守るという几帳面、正直という風習が、各自の利己心にもとづいて国民のなかに形成され、普及する。1回きりのごまかしで得るものは、評判を傷つけることによって失うものよりはるかに小さい、という⁵⁾。

〈マルクス〉 その主著『資本論(第1巻)』(1867年)の副題に「経済学批判」とあるように、彼は経済学(体系)の革新を意図していた。ここでとくに着目すべきは、相対的過剰人口論・貧困化論を通じた主体形成論である。彼は工場監督官の報告書を通じて、工場立法、標準労働日確立(労働時間短縮・自由時間増大)と教育条項の意義を明らかにした⁶⁾。

「工場立法は、資本からやっともぎ取った最初の讓歩として、ただ初等教育を工場労働と結びつけるだけだとしても、少しも疑う余地のないこととは、労働者階級による不可避的な政権獲得は理論的および実際的な技術教育のためにも、労働者学校のなかにその席を取ってやるであろうということである。」(『資本論』第1巻、『マルクス・エンゲルス全集』第23巻、大月書店、1965年、635頁)

彼は資本主義の狂気とともに、資本主義のもとでの生産力の発展の意義を誰よりも強く強調し(『共産党宣言』1848年)，その中で資本主義の次の担う主体の形成についても論じていることは、ここで再録する必要もあるまい。

〈ケインズ〉 主著『雇用・利子および貨幣の一般理論』(1936年) も「ケインズ革命」と称されるように、経済理論発展史上的一大契機をなしている。その要点は、先行する『自由放任の終焉』(1926年) の題名が象徴的に表現している。彼は古典派(セイ法則)を批判し、需要と供給のミスマッチから生じる失業を非自発的失業と規定し、それは資本主義の社会的限界性に起因する現象であるから、政府が公平性実現の義務を負う以上公共事業による景気対策を実施しなければならず、そのために財政赤字を容認した。福祉国家をめざし、国家・財政の役割・機能の活用を提言した。

この財政赤字・積極的財政主義の主張が、現在の財政危機の深刻化をもたらしたとして批判されている。これは財政政策の非対称性と称されるが、好況期の財政黒字が不況期の財政赤字補填に回されないという事実を指摘しているにすぎない。官僚機構の弊害も考慮する必要もある。しかしケインズの「ハーベイ・ロードの前提」が虚構である、と切り捨てるわけには行かない。ケインズ主義の政策が実施されるべき基盤・枠組みの再編成をも彼は展望しているからである。飯田も言及している(183頁以下)、『我が孫たちの経済的可能性』は、民主主義の発展、人間の道徳性の資質の発展について論じている。

ケインズは、生産力の発展に伴って、100年以内に経済問題は解決されるとする。人間の欲望・必要には、「われわれが仲間の人間の状態の如何にかかわらず感じる」という意味で絶対的な必要」と「その充足によって仲間の上に立ち、優越感を与えられる場合にかぎって感じると」という意味での相対的な必要」の2類型あって、絶対的な必要には物理的な限界があるからである。そうなれば我々は「非経済的な目的」によりいっそうの精力をささげる道を選ぶようになり、「金銭的動機の真の価値」を客観的に、社会的に評価できるようになるであろうからである。

こうした段階に向けて、ケインズは当時の自由貿易体制の再考も大胆に求めている(『国民的自給自足経済』1933年、ケインズ全集第21巻)。自由貿易によって、安価な外国製品が輸入され

ると経済的効率性は達成されるが、国民経済の自律性・安定性は損なわれる。国民経済の非経済的価値を国民が承認し、それを維持するために余分な負担を承認すれば、自由貿易体制がいつまでも最良のもの、議論の余地のないものという位置にとどまってはいないであろうと予測する。

ケインズを批判したブキャナンも、公共選択学派として政治経済学の復権を主張した。国民の(政治的)意志決定過程への参加である。どういう国民がどういう方向で(から)参加するか、自ら決定することにかかわることが、新しい経済学の課題であろう。経済主体とくに人間論の展開と、経済学の体系すなわち国家の失敗と市場の失敗に対応して、市場・経済・民間と国家・財政・公共部門の枠組みを再編成することが求められている。

この3人は、現代でも学ぶべき多くのことを教えてくれている。さらに成長の限界、行き着く先であるゼロ成長の社会(維持可能な発展)については、また環境問題からも、J.S.ミルの停止状態論(『経済学原理』第4編第6章)が注目を浴びている⁽⁷⁾。(古典派)経済学の世界から、現代は多くのことを学べるし、学ばなければならないのである。

- 1) 著者による一連の講談社新書、『豊かさ』とは何か』、『豊かさ』のあとに』、『ゆとり』とは何か』、『日本経済ここに極まれり』や、『日本の反省』(PHP新書、1996年)、『日本経済成長の結末』(PHP研究所、1998年) 参照。「経済学者としての自省をこめて、アダム・スミス、マルクス、ケインズという三巨人の思想を再検証する著者が、前著『日本の反省』に統いて、さらに深く「豊かさ」の意味を問う、社会哲学の書」とカバーの内容紹介にある。
- 2) 竹内啓『人々の生活』の原点確認を』(『日本経済新聞』1998年3月30日、経済教室、「経済を学ぶ1」)も参照。
- 3) 中谷武雄「民主主義財政思想の系譜」(池上惇・重森暁編『現代の財政』有斐閣、1996年、第13章)で、スミスを中心にマルクスやケインズにも言及した。また、経済学教育学会編『経済学ガイドブック』(青木書店、1993年) 第3部「資本主義の歩みと経

済学の流れ」も、第1章「アダム・スミス：分業の経済学」(中谷武雄)、第2章「カール・マルクス：労働の経済学」(有井行夫)、第3章「J. M. ケインズ：需要の経済学」(中谷武)，という構成である。「彼らの鋭い時代感覚、当時の通説を批判検討することから新しい理論を生みだす苦しみと喜び、現代においても受け継がれている理論の生命力を学び共鳴することによって、現代の諸問題を解決していく方途を見つけうるであろう。」(279頁)

新村聰「『諸国民の富』」(『岩波哲学・思想辞典』1998年)は、同書、『資本論』および『一般理論』を、経済学の3大古典と位置づけている。

4) 飯田経夫『経済学誕生』(筑摩書房、1991年。初出、「経済学の誕生　あるいは経済学は人間をどうとらえていたか？」JICC出版局『別冊宝島82 経済学入門』1988年10月) 参照。ここで著者は、経済学の教えを一言でいうと「およそ人間は、命令では動かない」ということであり、これはスミス経済学(『国富論』)の「見えざる手」のエッセンスである、としている。「世のため、人のため」を思うのではなく、「自分のため、カネ儲けのため」が公共の利益を増進させる。公共の利益のためという不必要な制約・束縛が除去されると、人間の潜在能力が開発され、自由主義のもとで社会的秩序は自ずと形成されるというものである。「もともと人間というものは、ひとたび不要な制約・束縛から解き放たれれば、すばらしいことを成（ママ）し遂げうる劇的な存在だと見るスミスのおおらかな人間観は、いわば『初心』として、現代経済学の正統にそのまま受け継がれている」(16-17頁)。経済学の始まりは、利己心の解放ではなくて、(金銭的) 値値の評価・享受能力の発達に求めるべきであろう。

- 5) 「いかなる国においても、商業が導入されると、いつも誠実と偽帳面がそれにともなって起こる。… …それは〔国民性や自然的理由でなく〕はるかに多くの利己心に帰することができる。利己心は各人の諸行為を規制して、そして人々を導いて利益の視点から一定の仕方で行動させる普遍的な本能であつて、……」(アダム・スミス『グラスゴウ大学講義』(法學講義ノート(B)) 高島善哉・水田洋訳、日本評論社、1947年、452頁)
- 6) 「最も大きい利益は、労働者自身の時間と彼の雇い主の時間との区別がついに明らかにされたことである。今では労働者は、彼の売った時間はいつ終わったか、そして彼自身の時間がいつ始まるかを知っている。そしてこれについて確かな知識を持つことによって、彼自身の時間を彼自身の目的のためにあらかじめ割り当てておくことができるようになる。……彼らを彼ら自身の時間の主人とすることによって……ある精神的なエネルギーを与える、このエネルギーは、ついには彼らが政治的権力を握ることになるように彼らを導いている。」(『資本論』298頁、注201、『工場監督官報告書』からの引用)
- 7) 中谷武雄「生活スタイルと生活の質の転換：停止状態と生活の内実を高める技術をめぐって」(『生活経済学研究』第14巻、近刊)、同「地域問題の視点と展望」(中嶋信・橋本了一編『共生の時代の地域づくり——地域圏の胎動』ナカニシヤ出版、近刊)他も参照。

〈付記〉 小論は四国基礎研春合宿(1998年4月4・5日、於徳島)での報告にもとづく。参加された所員の皆さんのコメントに感謝します。

(なかたに たけお 所員 徳島大学)

書評

基礎科学研究所編

『地球社会の政治経済学』

ナカニシヤ出版 1998年4月 本体価格2500円



最近は現下の世界経済をさして「グローバルキャピタリズム」という言葉で表すことがよくある。これは、同じような言葉としての「グローバルエコノミー」が各国内の体制の違いを超えて、資本が世界的に浸透していくさまを端的に表す言葉として、しばらく前まで頻繁に使われていたのに比べると、さらに一歩進めて、資本主義の社会主义に対する全面的な勝利を表す言葉として使われ出したようにみえる。これがさらにごく最近になって、とりわけアメリカサイドから強調されるようになった「グローバルスタンダード」になると、世界における資本主義のあり方はアメリカメイドの標準に基づいて建設しなければならないということになり、露骨なアメリカの単極覇権論的色彩が濃厚になる。かくして、ソ連・東欧の崩壊と中国における市場経済の進展の結果、資本主義と社会主义が厳しく対抗しあってきた第二次大戦後の体制間の対抗の時代は終わり、世界は今やアメリカの主導下での資本主義の全面的な勝利とその展開の時代に入ったとする「ポスト冷戦の時代」を表す言葉として、これら三つの言葉はそれぞれの意義と相互関連をもって使い分けられるようになっている。

しかしながら、ソ連・東欧型の「社会主义」が失敗したことや、中国での市場経済の進展が事実ではあっても、それをもって社会主义が時代遅なものとして、資本主義の優位に最終的に道を譲るべきだとか、日本をはじめとするアジアの資本主義は余りに異端すぎるので、アメリカモデルにすべて宗主替えすべきだとか、いわんや、すさまじい南北格差や資本主義内部にある貧富の格差は現体制下で解決可能であるとか、戦争や民族対立や環境破壊や飢餓や失業や性差別や生活不安は十分に解消可能であると楽観的に見ることは到底できないだろう。むしろ、昨年来のアジアでの一連の金融危機は最近のロシアでの経済・金融危機とも連動して、世界経済は未だ

脆弱で不安定な基盤の中で揺れ動かざるを得ないことを覚悟させている。したがって、ポスト冷戦時代がどこへ導くか、そして21世紀が本当に平和、対等・平等、共存・共生、人権、生活向上、繁栄、民主主義などの人類の基本的な価値の実現の時になるかどうか、そのためわれわれは何をすべきかなどについて、詳細に分析すると同時に、新たな枠組みからの大胆な提言もしなければならない。それをまた人々は待望している。本書は「地球市民の立場からの地球社会の問題を考えるための新しいタイプの経済学の入門書」(はしがき)だと自負しているが、そうであれば、ここで述べた現在の緊急課題にどれだけ答えられているかが問われるだろう。

さて、本書の構成を一瞥してみると、まず最初の「序章」では、言語、宗教などのトランスナショナル(越国家的ないしは国際的)な分布と伝統的なナショナルなG N Pとの比較から説き起こしている。われわれは民族主権国家(ネイションステйтならびにソヴリンステйт)の形成と資本主義の確立との間には一定の親和関係が存在することを承知しており、そのことを、国家主権によって画される国内市場(国民経済範疇)とそれら各国内外市場の総和としての世界市場(世界経済範疇)との複合体として、現実の資本主義世界を構想する根拠にしてきた。したがって、民族主権国家なるものが一定の歴史的所産である以上、それは固定的なものではなく、可変的で流動的あり、そしてそれを生み出すものは、資本(多国籍企業や多国籍銀行)や人々の運動(民族と国家の形成と分離・独立)だとみてきた。本書では伝統的な国家(あるいは国民経済)範疇から出発せずに、こうした現実の今ある国家を変え得る要素としての宗教や言語から説き起こしている。これはひとつの着眼点であるが、その際に取り上げられるのは、この二つで十分であろうか。民族問題を考える際には、伝統的に、言語、宗教、人種、ならびに文化の

違いが取り上げられてきた。こうしたことを考えると、人種や文化（生活習慣や風俗など）にも言及されてしまうべきではなかっただろうか。

続いて、地球経済（伝統的な世界経済というよりは、グローバリズムの訛語としてはこの言葉のほうが適切であろう）に存在する重要な問題群として、第Ⅰ部では多国籍企業（第1章）、ヨーロッパ統合（第2章）、成長軸としてのアジア（第3章）、ロシア・東欧の市場経済化（第4章）が取り上げられている。それぞれに大事な課題で、われわれもその取り扱いに興味を持ち続けているが、さて具体的な叙述はわれわれの要求に答えられるようなものになっているだろうか。「直接投資を通じて海外事業活動に従事し、むくむくと自己増殖をとげる産業資本や商業資本」（27頁）と定義される多国籍企業について、その基本的な特徴が列記されているが、多国籍銀行に関する独自の章がないこともあってか、資本の調達や蓄積などの金融との絡み合いがすっぽり抜け落ちているため、世界大での生産や流通活動とこれら金融活動との関係が不明のままである。企業論のレベルに止まらず、資本範疇として把握するのであれば、こうした視野は不可欠であろう。スペースがないならともかく、後半ではアジア、特に中国について言及しているだけに、それを削ってでも、もう少し、資本蓄積や調達に関する叙述を展開して欲しかった。

第2章のヨーロッパ統合論はE E C以来の市場統合の歴史を振り返りながら、近年の通貨統合に収斂させてE C統合の本質と問題点、さらにはその行方を展望しようとするものであるが、少々問題羅列的で、盛り沢山すぎて、肝心の内容の展開が薄まってしまった印象は拭えない。われわれは通貨統合から先の展開を知りたいのだが、単一通貨ユーロがアメリカのドルと並ぶものないしはそれに代わるものになりうるのか、それともドルの補完物に止まるのか、それを是非とも知りたいのだが、解答は与えられていないように見える。

第3章はアジア大競争時代を扱ったものだが、ここでは、アジア各国が中央集権的な国家権力の力を借りて独自の民族＝国民経済の形成を意図しながらも、結果的には、世界市場での苛烈な競争の渦の中に否応なく巻き込まれ、類似性や共通性の面が強くならざるを得ないという歴史的過程を中心テーマにしている。そしてその結果、こうしたアジアでの高度成長を担ってきた中間層の一面での満足感と他面

での不安感の両面から、その将来を占い、近年の民主化運動の一大波をその延長線として考えている。本章は著者の問題視角とその意図が文章中に現れており、興味深い一編となっている。もし欲を言えば、資金不足を補うものとして、これらアジアの成長国が依存した、先進国の短期資本とその役割についての言及があれば、さらに立体的で奥深いものになり得たであろうという気がする。

第4章は旧ソ連・東欧の社会主義体制の崩壊とその後の市場経済化への転換という、優れて今日的な問題にたいして、真っ正面から取り組んだものである。評者はこの分野には疎いので、もっぱら高説を拝聴しながら、知見を深めることになったが——実は、社会主義経済に対する、従来のこうした遠慮や無関心、あるいは資本主義経済法則との断絶観などが今日、ソ連・東欧の政治経済学的な解明を遅らせている要因の一つだと考えており、内心、忸怩たる思いであるが——いくつかのヒントをえた。特に、旧ソ連・東欧の社会主義体制の性格を陰陽両面から要約した後を受けて、市場経済化への体制転換のプロセスとその結果を、これまた陰陽両面から端的に指摘しあっていることに対し、日頃からの精進とみずみずしい現実感覚をはつきりと感じた。そして旧体制の残滓とその復活は、従来の共産党政権に固有なものなのか、それとももっと古く、本来なら社会主义や共産主義に無縁であるはずのものが温存されていたのか、その辺りの判断が問われるような気がする。

以上が現下の地球経済の主要問題群だとすれば、第Ⅱ部は日本に焦点を当てたものである。ここでは、日本企業（第5章）、日米関係（第6章）、外国為替・通貨（第7章）、農業・食糧（第8章）、それに環境問題（第9章）が取り上げられている。日本の経営システムと日本の生産体制を論じた第5章は、その特徴が手際よく整理されていて、分かり易いが、2点ほど敢えて問題提起してみたい。一つは、フルセット型産業システムと呼ばれているものに関連してだが、日本の巨大メーカーのアセンブラー的な性格と、したがってまた生産のオルガナイザー的・コーディネイター的な体質をどう考えるかである。これを彼らの本質的な特質と日本に固有の特色——したがって異質性の根柢もある——とし、その強さのパロメーターと考えるかどうかである。このことは、現在、日本企業の海外展開と同時に、国内でのOEM化（他社への委託生産）も急速に進んでおり、

それらが全体としての空洞化を生み出している源泉である。もう一つは、新技術の革新とその製品化にあたっての、独立企業の果たす役割についてである。現代の資本主義の最大の特徴は、巨大な生産能力を十分に活用できないことと、生産活動に転化できえない膨大な貨幣資本の滞留にあるが、この中で安定的に成長を持続しようとすれば、新成長産業を絶えず生み出す機構を——政府機構も含めて——制度的に作ることと、中小資本を温存することが必要である。この二つはともに巨大企業の独占的な体質に反するものであるが、こうした異分子を資本主義は一掃できない。本来なら瀕死の状態になっているはずの資本主義が活力源としている、これら新成長産業と無数の弱小中小資本の存在を、単に巨大資本の被害者のサイドではなく、それとの共存、共生、競争、対抗の軸として、どう描き出すかである。

予定の紙数に近づいたので、以下、特に気づいた点についての一口メモ風になるが、円の国際通貨化を論じた第7章はその三つの可能性、つまり、アジアにおける為替媒介通貨への道、円の決済圏の誕生、そしてドルペッグ下での円の副軸的役割の強化をあげている。そして筆者の結論は穏当なドルの補完的役割としてであるが、そうなると、日本経済の対米従属の深さと根拠についての筆者の考えを是非とも披瀝して欲しい気持ちになる。また環境問題（第9章）では、五つの地球環境問題を列記した後で、グローバリゼーションの進展の中で、開発モデルと豊かさモデルを複眼的に見ながら、ふさわしい公共政策をどう考えるかだとしているが、この問題は、現在のところ、妥当な解を誰も作り出し得ていないもので、大変、難しい課題で、多分に理想主義的で抽象的だという気もする。しかし逆に言うと、こうした問題提起を出せるところまで、この分野では共通

の認識が進んでいるともとれるので、そうした知恵をそれこそ草の根レベルから生み出す必要があるだろう。

最後の第III部には、来るべき地球市民社会の生活に結びつく重要課題として、特に「働き蜂」日本の労働時間（第10章）、女性の社会進出と労働（第11章）、高齢者福祉（第12章）、そしてマルチメディア（第13章）が取り上げられている。それぞれに興味ある内容で、紙数があれば、細かくコメントしたいところだが、ここではこうした課題を敢えて本書の中に取り込んだ企画力を軍配を上げておこう。ところで、評者が昨年、カナダの大学で日本経済の国際化について講義した時からの教訓では、北米の学生が関心を持っている主要な問題には、ここで取り上げられた問題に加えて、平和、都市問題、余暇、教育などがあげられる。これは無い物ねだりになるかもしれないが、次の企画ではこれらを含めてもう少し射程を広げてみてはどうだろうか。あるいは海外読者向けに英語版を考えてみてはどうだろうか。もちろん、予算とスタッフに限界があり、それぞれに限られた紙数の中では、全てを網羅することはできないし、また各章のテーマも全て論じ切れるわけでもない。そうであれば、もう少し大胆に、これまでの経過の部分はカットして、現下の問題に集中して論じる手もあったのではないだろうか。

ともあれ、読者が解答を求めている課題について、各専門家を組織して、読みやすく、為になる論述を展開し、全体としての統一性もあり、かつ、中には学会の最先端の議論をよく咀嚼し、問題提起をしているものもあり、こうした点で、ぜひとも多くの読者に奨めたい好企画書である。

(1998年9月16日稿)
(閔下 稔 立命館大学)

大西広著

『環太平洋諸国の興亡と相互依存』



京都大学学術出版会 1998年4月 本体価格5631円

1 はじめに

かつて開発政策研究において、「アジアに学ぶ」という視点が市民権を得る一つの契機となったのがTHE EAST ASIAN MIRACLE（邦題『東アジアの奇跡』）という世銀の報告書である。この報告書でHPAEs（High-Performing Asian Economies）として取り上げられ、その奇跡的な成長の要因が注目されたアジア諸国も、昨年來の金融・通貨危機やインドネシア騒乱等によって、その不安定な面が一挙に露呈したかのような印象を与えがちであり、クルグマンの「アジアの奇跡は幻想」とする言説も一層の真実味を帯びてきてさえいる。しかしこれらの事件は、同時にアジア諸国の動向が世界経済に与える影響の大きさを痛感させる結果ともなった。現在、あらゆる方面でそのプレゼンスを増しつつある中国を含めて、アジア諸国の成長を研究対象とすることが、単に今なお停滞に悩む多くの途上国に指針を与えるだけに止まらない意義を持つことは、これらの点からも論を待たない。

本書もまたアジア諸国の成長、特にいわゆる南北格差拡大（Divergence）から縮小（Convergence）へ移行するメカニズムを解き明かし、その将来像を展望するという明確な目的意識のもとに行われた研究成果の結晶である。著者は、クルグマン、レーニンを始めとする既存の理論を土台にした厳密な理論的展開によって、資本移動を中心とした独自の国際連結計量経済モデル（京大環太平洋計量経済モデル）を構築し、DivergenceからConvergenceにいたるプロセスを見事に表現してみせている。またこのモデルは、年ベースで最長49期間という構造方程式モデルとしては驚異的な長さの推定期間を保有しており、予測も2025年までの約30年間にわたって長期的に行われている。これらの実現に付随した困難は想像し

て余りあるが、逆にこれだけの期間を分析対象として初めて表現し得る環太平洋諸国・地域（日・米・豪・韓・台・比・タイ・マレーシア・インドネシア・中国）の「興亡」と「相互依存」こそ、タイトル通り著者が最も主張したかった論点だと言えよう。

2 不均等発展への新たなアプローチ

本書は、モデルの理論的側面および推定について述べた第1部と、完成したモデルの評価と運用面、様々なシミュレーション結果について述べた第2部によって構成されている。

第1部は6章で構成されている。まず最初に、推計された対象国・地域のマクロ資本ストックデータから、資本労働比率（ K/L ）が途上国から先進国に進むにつれて順に、低下→低位安定→上昇（→高位安定）と法則的に長期変動していることが示される。この発見を議論の出発点として、続く第1章では、クルグマンとレーニンの理論が取り上げられる。前者は、マクロ収穫率の通増を前提に国際貿易の下での南北間格差の拡大を説明するいわばDivergence理論であり、後者の意図するところは、マクロ収穫率の通減を前提に国際貿易と資本移動の下で南北間格差の収斂を説明するいわばConvergence理論であると解釈できる。すると、現実の南北関係のありようは、まさしくクルグマンの想定する世界からレーニンの想定する世界への移行を思わせるが、その根拠として、著者は資本収穫率（限界資本生産性）が資本労働比率の減少関数で表現できることを挙げ、先に触れた資本労働比率の法則的変動の結果として収穫率は上昇→高位安定→低下（→低位安定）と変動している、つまり「通増」から「通減」へ移行していることを導いている。

この点を検証するために、第2章では、対象国・地域ごとにコブ・ダグラス型生産関数を推定し、得

られたパラメーターを用いてそれぞれの収穫率の長期変動を比較して見せ、その結果、確かに途上国から先進国へ発展する段階に応じて、収穫率が「増殖」から「減滅」へと移行していることを示している。

一方第3章では、これまでの国際貿易と資本移動を前提とした開放体系における議論から少し方向を変え、国内的要因に限定した閉鎖体系におけるConvergence理論としてSolow-Koopmans-Barroの理論を紹介している。ただし著者は、この理論が提示する資本労働比率の定常均衡値を巧みに自説に適用して韓国とタイの資本係数（この微分値が資本収穫率）の定常均衡値を推計しており、Convergence理論の国内外両側面からのアプローチを固めるだけに止まらず、ここでも収穫率が「減滅」傾向にあることを現実値との比較から周到に確認して見せている。

さらに議論は、第4章において他の変数の導入と共に拡張され、モデルの全体像の構築へとつなげられる。基本となるのはやはり資本労働比率の法則的変動である。これを資本制約→その解消→労働制約→労働+資本制約という生産要素の制約条件の変化とみなし、各局面をそのまま停滞期→離陸期→成長期→安定期という発展段階にあてはめることによって、経済成長率あるいは一人当たり所得成長率、賃金資本価格比、貯蓄率等の長期変動の説明を可能にしている。その上で個別の関係に的を絞り込み、人口成長率、貯蓄、国際資本移動、減価償却率の各関数を理論的に導出し、実際に推定を行っている。ここで注目しておきたいのは、貯蓄率から資本労働比率へのフィードバックが示されたことだろう。資本労働比率の上昇が貯蓄率を下げるよう働くことから、離陸期に貯蓄率が高くなり、その結果資本蓄積が促進されるという形で経路がつながる。さらに、貯蓄率は利潤率（利子率）とシンクロするため、その各国・地域間格差で決定される国際資本移動へと連結され、途上国の発展に必要不可欠な資本供給の局面転換が明らかにされるわけである。

第1部の最終章に当たる第5章では、投資、軍事支出、関税率の各関数が導出される。背後にあるのは、先進国の衰退の原因を軍事支出による投資資金の枯渇にみるP.Kennedyの「大国興亡論」である。定式化に際して、投資は軍事支出によって制約され、国内総貯蓄に外国からの資金流入を加えたものが基本的な説明変数とされている点、軍事支出は非同盟諸国と同盟諸国に分割され、後者についてはゲーム論の枠組みが適用されている点等が特徴的である。ま

た先進国の衰退過程において、国際競争力の減退に伴う保護主義的風潮の台頭も考えられるという観点から、関税率関数の導出とその軍事支出との本質的な同等性も示されている。

3 京大モデルが示唆するもの

第2部は4章で構成されている。モデルの理論的側面を厳密に展開した第1部は、門外漢にはやや荷が重い印象を受けたが、ここで示されているいくつかのシミュレーション分析の結果は、対象国・地域の今後を予見する上で非常に興味深く、かつ示唆に富んだ内容となっている。

第6章では、先行する各種国際連結モデルと京大モデルとを比較し、その特徴と利点を明らかにしている。先にも若干触れたように、アジア途上国との長期的成長に果した外国投資の役割を表現するべく「資本リンク」モデルを構築した点、また理論の重視を徹底した結果、すべての変数を内生化した点等が強調される。これまで「資本リンク」の必要性が認識されていながらも、多くのモデルが「貿易リンク」に終始した理由の一つに、資本に関するデータの制約があることは疑う余地もないが、京大モデルでは、事前の丹念なデータ構築によってその部分をクリアしている。しかし特に途上国に関しては、他の変数も含めてその精度に問題を残しているデータもないとは言えないだろう。その上、推定期間が非常に長期にわたっており、なおかつ外生変数が設定されていないモデルとなると、これまでの計量経済学の常識からすれば、とても「当てはまり」については期待できないと思うのが普通である。ところが、この京大モデルは、中長期的な波動を良く表現しており、「興亡」を描き出すという目的に適ったモデルであることが、内挿テストおよびフーリエ解析によって確かめられている。理由はいくつか考えることができるが、やはり理論的基礎が確立されていることと、本文中でも随所で示されているように、データやモデルの洗練に対する妥協のない試行錯誤の賜物であると言えるのではないか。ここで説明力のある自律的なモデルの構築に成功していることが確認されたため、以下のシミュレーション分析がより一層の信憑性を持つことになる。

第7章では、モデルを利用して2025年までの対象国・地域におけるGDP、一人当たりGDP他、主要変数に関する予測が行われている。その際、先行する

各種長期予測との比較がなされているが、一つの特徴としては、最近のアジア金融・通貨危機の情報が既にモデルに取り込まれているため、予測値が相対的に低めに押さえられているという点が挙げられる。ただ、長期予測の利点を生かして、勃興しつつある中国+ASEAN諸国と衰退しつつある日米(+台湾)という構図を描き出したこと、これらの諸国間の大規模な摩擦を予想していること等、東アジアの成長限界論に拮抗する非常に斬新な展望を打ち出す一方で、総じて先行する予測から大きく転回するような目新しい帰結は得られておらず、その点は少し肩透かしの感があるかもしれない。現在進行形で変化し続けているアジア情勢がモデル上で逐次フォローされることによって、この予測がどう修正され、結果として先に挙げた構図の変化につながるのか、興味の尽きない問題ではある。

予測の結果という意味では続く第8章も同様の分析である。現在最も注目を集めている話題の一つである。地球環境問題を取り上げ、2025年までの対象国・地域におけるCO₂排出量とエネルギー消費に関する予測が行われている。その背後には、この種の予測の大前提となる経済予測が、単に外生的に与えられてきたこと、あるいは国別の予測がなされていなかったことに対する確固とした批判が存在している。結果、やはり中国がCO₂排出総量という点では突出した予測値が示されている。著者の指摘にもあるように、既に理論レベルでは先進国から途上国への技術移転の有効性が確認されており、特に日本から中国への技術移転は積極的な対応策として推進されるべきだろうと思われる。京大モデルは、決して環境モデルとして構築されたわけではなく、そのため本章でもさのみ複雑な分析はなされていないが、緊急の課題に答えを与えるための一つの選択肢として、さらにこの方面で活用されることを望みたい。その可能性は、ここで十二分に示されている。

最終章に当たる第9章では、「生産性の上昇」「資本蓄積が何らかの事情で進んだ場合」「国際移民」の三通りの効果分析、いわゆる外生的ショック分析が行

われている。ここでは、やはり最後の国際移民の可能性について特に注目したい。というのも、急速な少子・高齢化が進展している我が国では、労働力不足に起因する外国人労働者受入問題が、近い将来必ず再燃すると思われるからである。ただし示されたのは、移民労働者の労働の質や本国への送金を考慮したとしても、途上国から先進国への移民は、資本収支の変動を通じて資本の途上国への移転を阻害するという結果である。今後、日本がこの問題を検討するに当たって、自国の都合のみを優先することなく指導力を発揮できるかどうか。その意味でもこの結果は、非常に重要な政策的含意があると言えよう。

4 おわりに

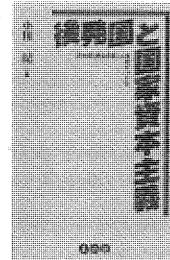
最後に、全体を通して、やはり著者の現地での調査研究活動や研究者との交流が分析に確かに現実味を与えていたという印象を受けた。ドラスティックな変動の最中にある国・地域であるからこそ、文献や統計書、各種メディアから得られる情報を頼って分析を行うことの危険性は常に意識されるべきである。また本書で扱った資本ストックデータの具体的な推計方法を初めとする研究成果の一部を「京都大学環太平洋データベース」(<http://pacific.econ.kyoto-u.ac.jp/>)としてネット上で公開する配慮がなされている点についても高く評価されるべきだろう。評者もかつてデータ構築の段階で本研究に参加させて頂く機会を得たが、このようなノウハウがあるのとないとでは、その後の分析の効率が全く違うだろうことは容易に想像できる。それだけに、今後同様の分析を試みようとする研究者にとって、アクセスの手軽さとも相俟って貴重な手がかりとなるに違いない。環太平洋諸国のうねりにも似た成長の痕跡を相互連関の中に浮かび上がらせた本書が新たな契機となってこの分野の研究がさらなる展開を見せることを、また本書のモデルがより精緻化され多方面の分析に応用されることを期待したい。

(浦坂 純子 同志社大学)

小川紀著

『後発国と国家資本主義 —20世紀「社会主义」とは何だったか』

イング・ネットワーク 1998年4月 本体価格1000円



評者は近年数人の共著で『ソ連の「社会主义」とは何だったのか』という本を大月書店から出した。そこで評者たちの主張は様々に異なっているが、大方次の点では共通していたように思う。①ソ連型体制は社会主义体制ではなく、国家の手で資本の本源的蓄積を強行するための特殊な資本主義体制（国家資本主義）である。この体制は当時のロシアの生産力段階に照らして必然であった。②ロシア革命は、ブルジョワ革命の課題のためにプロレタリアートによって遂行された革命であり、当時のロシアのブルジョワの虚弱さゆえに必然であった。③本源的蓄積の課題が完了すると資本の自由な活動が必要になるので、「自由化」とその果ての私的資本主義への移行は必然である。こうした主張は、マルクスの唯物史観を徹底することでもたらされたものであるが、当然ながら、残虐非道なスターリン体制も今日の弱肉強食の民営化路線も共に「必然」と言い切ってしまうところに反発が寄せられている。

本書は、評者たちと同様、唯物史観からソ連=国家資本主義論を説いている本であるが、こうした論争点に対して別の解決を試みたものと言える。著者の小川氏は、ある新左翼セクトから離脱して、現在「イング・ネットワーク」という小グループで活動している。この過程で、従来の左翼諸党派の集権的性格やセクト主義に根本的反省を深め、左翼的常識のひとつひとつを問い合わせていったらしい。本書はその中のソ連型体制論についての論考をまとめたものである。本書の基本的主張は、やはり評者たちと同じく、ソ連型体制を本源的蓄積体制たる国家資本主義とするものである。しかし本書が特異なのは、その国家資本主義体制の中に、明治藩閥体制や韓国の朴体制や今日の中国の体制なども含めてしまうことである。そして本源的蓄積段階の生産力にとってなるほど国家資本主義は必然だが、スターリン体制の

ようまで国家統制がいきつくのは必然ではないとする。さらにこのように規定すると、帝政ロシアは晩期においてすでに国家資本主義体制になっており、ロシア革命は必然でなかったと言う。また、日独伊露の国家資本主義成立・発展の同時性から、狭義のスターリン体制はファシズム体制の一種ではないかと指摘する。そして、ソ連時代は未公開だった文書で明らかにされた、レーニンの残虐さ、人命軽視、特権を、直視するよう呼びかける。かくして、開発独裁は必然としても日独並みの歴史ですんだかもしれないところに、人類史上未曾有の殺戮体制を作り上げて結局経済破綻を招き、今日あらゆる点で日独の後塵を拝する結果となったことに対し、ボルシェビキの責任を強く問う含意となっていると思う。

評者は本書が取り上げるこれらの問題それぞれに対して、本書と異なる解答を用意しているが、しかし、これら従来はあまり考えもされなかつた問題が、非常に重要なものであると認める。かの体制のほとんど誕生のときからひき続いた残虐や不公正の数々をすでに知っている以上、私たちは10月革命であれレーニンであれ、例外なく相対化し、検討し直さなければならない。さもなければ状況によつては自分が同じことをすることの宣言となり、それは今後運動の端々で自己の態度に影響を及ぼすだろう。それゆえ評者は様々な異論にもかかわらず、著者の次の言葉に全面的に賛同し、本書の検討を勧める。「…僕はこの先、いくつになっても、いつでも一から出直す、そういう勇気をもちつづけたいと心から思います。つまり、ロシア革命やレーニンの問題に限らず、自分に都合のいいことにだけ視線を向け自分に都合の悪いことからは目をそらすという態度とはいつの場合にも無縁でありたい、と。」

(松尾 匡 所員 久留米大学)

第21回夏期研究大会

7月19日、20日の両日、第21回目を迎えた夏期研究大会が開催されました。今年は、京都市内にある仁和寺境内の御室会館が会場でした。参加者は、約70名でした。

21世紀を目前にした今日、来るべき新世紀に人間の発達、福祉の実現にとってどのような社会経済システムが築けるのかを総合的に問うてみようという問題意識のもと、大会テーマとして「21世紀社会経済システムと人間発達のゆくえ」、サブタイトルに「福祉国家の過去・現在・未来」を設定し、3つの全体会と5つの分科会を設けました。

一日目午前中に開催された最初の全体シンポジウムでは、これから社会経済システムに果たすNPO（非営利組織）の役割に焦点をあてた議論を行いました。報告者として、滋賀大学の北村裕明さんが、NPOの定義と機能、日本における現状と課題の整理を踏まえて、市民参加のチャネルとしてのNPOの役割を強調すれば、弁護士の池田直樹さんは、特定非営利活動促進法（NPO法）の成立を踏まえて、アドヴォカシー型NPOとサービス提供型NPOに区別しながら、日本における企業社会の変革を展望したNPO活動の発展課題を提起されました。

次いで午後には、福祉国家に焦点をあわせたシンポジウムを開きました。報告者は、立命館大学の川口清史さんと金沢大学の横山寿一さんでした。川口さんは、協同組合を中心としたNPOの発展に着目し、ヨーロッパにおいては「福祉国家の解体か、再建か」ではなく「福祉国家の縮小とNPOによる補完」という見方がされていること、非営利セクターが担う社会性、公共性とは何かが大きく問われていることを強調されました。横山さんは、日本における福祉国家が企業社会の錫型をはめ込まれた特異な構造にあることを踏まえ、社会改良による人権の制度化という福祉国家の積極的側面を発展させるには行政の財政責任、社会保険機構や官僚機構の民主化が重要であると強調されました。

3つのシンポジウムの最後は、研究大会の締めくくりとして二日目の午後に開きました。資本蓄積のグローバル化、地球規模での貧困の蓄積とともに、NGO、社会運動の国際的交流も盛んになり、人間

不在の成長至上主義的経済発展か、それとも人間中心型の社会開発かが激しく問われてきている今日、人間発達 Human Development の概念を軸に地球的規模での人間発達戦略を考えてみようというものでした。シンポでは、スリランカから来られている立命館大学のモンテ・カセムさんが、公正・文化・環境を配慮した社会を目指す2000年代の人材育成戦略を、ご自身の幅広い活動を踏まえて具体的に提起されました。滋賀大学の吉川英治さんは、A.センの人間発達論（ケイパビリティ論）におけるコミットメント概念に着目しながら、センの議論が、社会的コミュニケーションと学習によってコミットメントの作用する範囲や公共的精神を発展させうる人間像をベースにしていること、したがって人間発達のための公共システムのあり方を検討するさいにセンの議論が有効であることを強調されました。基礎研の理事長でもある立命館大学の藤岡さんは、人間発達のキー概念としてエンパワーメントの重要性を強調されながら、今日の地球社会で進んでいるアメリカ主導による上からのエリート型グローバリゼーションに抗して、下からの無数の「モモ」たちによる協同型のグローバリゼーションというオールタナティブ、人間発達戦略の検討を提案されました。

5つの分科会の議論も含めた今回の研究大会全体の印象としては、人間発達のための社会経済システムを築いていくうえで、社会経済システムの担い手として、人間をどう措定し、企業やNPO、国家自身を社会的責任を有したものへどのように変革していくのか、その上で、個人、企業、NPO、政府が形成する社会の姿をどのように描くのかが問われていることが明らかにされたと感じています。また、全体会のモンテ・カセムさんや、分科会で地域的移動と社会的地位の上昇におけるジェンダー格差について報告されたトニー・フィールディングさんなど外国の方の参加も得られ、基礎研の大会も国際化しつつあるという印象を持ちました。

ただ、テーマの設定や議論の組織に関わって、どちらかと言えば研究者中心となり労働者の参加への配慮が乏しかったのではないかと反省しています。

（夏大会委員長 小沢修司）

編集後記

○今号は、夏の研究大会での報告をもとに、福祉国家、NPO、人間発達の3つのシンポジウムに共通の論点として登場するNPOに着目しながら、多彩きわまるNPOとはいっていいどのようなもので、これからどうあるべきか、という趣旨の特集としました。21世紀を目前として、経済学はいかにして社会に貢献していくべきなのか。そしてその中でNPOが重要なアクターとして現れ始めています。基礎研もNPOとして、これまでの蓄積をもとに、いかに社会に貢献するかを

模索しています。

○財政破綻、金融危機を理由として、日本を初めとする世界各国では福祉予算の削減が進んでいます。最近よく耳にする「自助努力」、「自己責任」といった言葉は、裏を返せば「国は責任を負わない」ということを意味しているといえるでしょう。国家が積極的に国民の福祉の増進に関与する福祉国家は、過去のものとなってしまったのでしょうか。国家と国民との関係が改めて問われる必要性がありそうです。

○編集局の事務を担当し初めてから、手がけたのはこれでやっと2号目となります。初めての時よりは慣れてきたものの、まだ他の編集局員や事務局、毎号の執筆者の方々に助けられ、教えられながらの作業です。せっかく作るのですから面白く読んでいただきたいと思いますので、読者の皆さんのご意見をうかがって、よりよい『通信』にしていきたいです。是非ご意見・ご感想をおよせください。

(佐々木潤子)

※今号から諸事情により定価を値上げさせていただきます（1部1200円を1300円に、定期購買費3冊分3000円を3600円に）。どうかご理解・ご了承のほど、お願いいたします。

投稿規程

次の要領で投稿をお願いします。奮ってご投稿下さい。

種類と枚数 論文、研究ノート：50枚以内

研究動向、書評：20枚以内

いずれも、図表、注などを含む200字詰

原稿 審査の迅速化のため、コピー1部を添えてください。

ワープロ・パソコンをご使用の場合にはフロッピーディスクを同封してください。

投稿先 基礎経済科学研究所『経済科学通信』編集局宛

掲載料 5000円（所外の方のみ）

経済科学通信 88号

1998年11月1日発行

編集・発行 基礎経済科学研究所『経済科学通信』編集局
(〒602-0851 京都市上京区河原町通今出川下ル芝山ビル)

TELおよびFAX (075) 255-2450

E-Mail kisoken@mbox.kyoto-inet.or.jp

ホームページアドレス <http://web.kyoto-inet.or.jp/people/kisoken/>

振替 01080-8-1972 基礎経済科学研究所・編集局

森岡 真史

大西 広 神谷 章生

佐々木潤子 芳野 俊郎 水野喜志彦 増田 和夫

中田 晋自 木下 英雄 松居 秀博 石上 秀昭

印刷所 新日本プロセス株式会社

(〒601-8382 京都市南区吉祥院石原上川原町21)

TEL (075) 661-5688

発行 1部 1,300円

定期購買費（3冊分）3,600円（郵送料を含む）

林 直道[著]

日本経済を どう見るか

昏迷をきわめる日本経済に活路はあるのか?
——景気循環・恐慌研究の泰斗が、分析し提起する。

¥2200

重田澄男[著]

資本主義 とはなにか

概念と用語表現の混迷をただし、変貌と多様化の現実をふまえて、資本主義の基本性格を追究する。

¥2200

松石勝彦[編著]

情報ネットワーク 経済論

情報・通信ネットワークの現況を紹介しつつ、その影響、経済学的意味を多角的に明らかにした集団労作。コンピュータ制御生産、インターネット、電子取引、電子マネー、CALSなどの現在とこれからを追究する。

¥2800

坂井昭夫[著]

国際政治経済学 とは何か

「リアリズム」の行き詰まりを背景に登場してきたIPE(国際政治経済学)、ホスト冷戦世界秩序のシナリオ群の陰に見え隠れするその理論の構造と特徴に、経済学サイドから初めて本格的にメスを入れる。

¥2700

20世紀・社会科学のフロンティア《社会学》の軌跡をした新しい古典

シリーズ 社会学の思想 [第Ⅰ期 全12冊]

編集委員◆長谷川公一／藤田弘夫／吉原直樹

[A5判上製／平均500頁／予定価5500円～8000円]

■第1回配本 ¥5800(税別)

A・ギデンズ(監訳:藤田弘夫)

社会理論と現代社会学

M・カステル(監訳:大澤善信)

都市・情報・グローバル経済

H・ルフェーブル(監訳:齊藤日出治／岩永真治)

空間の生産

D・ハーヴェイ(監訳:吉原直樹)

ポストモダンの条件

A・リビエッツ(監訳:若森章孝／井上泰夫)

レギュラシオンの社会理論

A・トゥレーヌ(監訳:伊藤るり)

社会の生産

J・アレクサンダー(監訳:佐藤成基)

社会学の理論論法

J・コールマン(監訳:久慈利武)

社会理論の基礎

D・マッケンジー(監訳:佐々木力)

核ミサイル誘導の歴史社会学

C・ティリー他(監訳:片桐新自)

反乱の世紀 1830-1930

H・ガーフィンケル(監訳:浜日出夫)

エスノメソドロジー研究

A・ゴフマン(監訳:安川一)

リレーションズ・イン・パブリック

青木書店

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町1-60 TEL[03]3219-2341 FAX[03]3219-2585 【税別】